

東村山市みどりの基本計画2021改定版

(案)

活きたみどりを 育む・楽しむ 東村山
-持続可能なみどりのまちづくりを目指して-

目 次

I 現況編

第1章 計画の基本的な考え方-----	2
1 東村山市みどりの基本計画 2021 改定の目的-----	2
2 計画づくりのキーワード-----	3
3 計画の位置づけ-----	7
4 計画期間 -----	8
5 計画の策定 -----	8
6 計画の構成 -----	9
第2章 東村山市のみどりを取り巻く状況-----	12
1 東村山市の概要-----	12
2 東村山市のみどりの状況-----	17
第3章 みどりの課題と計画の方向性-----	30

II 計画編

第4章 計画の理念と将来像-----	40
1 計画の基本理念 -----	40
2 みどりの将来像-----	41
3 計画の基本方針-----	46
第5章 計画実現のための施策展開-----	48
1 施策の体系 -----	48
2 施策の展開 -----	50
基本方針1 東村山の魅力となるみどりを守り・活かそう-----	50
基本方針2 みどりとともに暮らすまち・ライフスタイルをつくろう-----	66
基本方針3 みどりとひとつのつながりを深めよう-----	79
第6章 重点施策と目標指標-----	84
第7章 計画の実現に向けて-----	90
1 多様な主体との協働-----	90
2 計画の適切な進行管理-----	93

資料編

1 みどりの現状 -----	96
2 東村山市緑の保護と育成に関する条例 -----	98
3 用語解説 -----	104

現況編

第1章

第1章 計画の基本的な考え方

1 東村山市みどりの基本計画 2021 改定の目的

私たちの住む東村山市は、狭山丘陵を背に柳瀬川、空堀川をはじめ野火止用水などの水辺空間を有し、点在する樹林地や農地が武蔵野の面影を今に色濃くとどめるみどり豊かな都市です。

東村山市では、令和3（2021）年3月に「活きたみどりを 育む・楽しむ 東村山—持続可能なみどりのまちづくりを目指して—」を基本理念とした「東村山市みどりの基本計画 2021」を策定しました。計画に基づき、薬師山緑地の保全や萩山公園・前川公園等の整備を進めるとともに、多くの人々との協働による公園・緑地の維持管理や自然観察会等、様々なみどりを活かす取り組みを積極的に実施してきました。

この「東村山市みどりの基本計画 2021」が、計画期間の折り返しとなる5年目の節目を迎えることを受け、中間見直しを行いました。中間見直しでは、緑被の状況、公園・緑地の状況を確認するとともに、施策や目標指標の取組の点検・評価を実施し、今後に向けた施策整理を行いました。あわせて、わかりやすい表現への変更や時点修正を実施しています。

また、緑の基本計画の根拠法となる令和6年度の都市緑地法の改正や、東京都の取り組み、東村山市の上位関連計画と整合したものとなるよう検討を進めて、東村山市みどりの基本計画 2021（以下、本計画という）を改定しました。



東村山菖蒲まつり（北山公園）



マーク…大好き東村山写真コンクールの応募作品です。写真に添えた説明は本計画に合わせて作成しました。



2 計画づくりのキーワード

本計画で前提となる考え方やキーワードを解説します。

(1) みどり

東村山市では、平成11年に「東村山市緑の基本計画」が策定され、平成23年に「東村山市みどりの基本計画2011」として改定されています。

その際に、樹木・草木だけでなく、生態系や環境等自然の構成要素全体を示す言葉として「みどり」を定義しました。



樹木・草木+生態系や環境

(2) 里山

里山とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のことです。農林業などに伴う様々な人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきました。里山は、特有の生きものの生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域とされています。

「東村山市みどりの基本計画2011」では、里山の概念を広くとらえ、「東村山の原風景」として、また、「みどりと人と生きものが共生する地域」として里山という言葉を使っており、本計画においてもそれを踏襲しています。

(3) 「みどり」の多様な機能 —グリーンインフラの活用—

グリーンインフラ(GI)とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取り組みのことです。



(4) SDGs

「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。東村山市では、市の最上位計画である東村山市第5次総合計画において、SDGsの達成への貢献を目指しています。

SDGsの17のゴール

1 貧困をなくそう 	目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	2 飢餓をゼロに 	目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 すべての人に健康と福祉を 	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	4 質の高い教育をみんなに 	目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう 	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	6 安全な水とトイレを世界中に 	目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	8 働きがいも経済成長も 	目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	10 人や国の不平等をなくそう 	目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する
11 住み続けられるまちづくりを 	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	12 つくる責任つかう責任 	目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する
13 気候変動に具体的な対策を 	目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	14 海の豊かさを守ろう 	目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさも守ろう 	目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	16 平和と公正をすべての人に 	目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	

…SDGsで定められている17のゴールのうち本計画と関連性の高いゴール

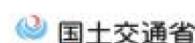


(5) 都市緑地法の改正 一国の緑の基本方針の実現に向けて—

平成29年には、「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行され、民間活力の導入やみどりとオープンスペースの整備・保全等に関する制度が充実するなど、従来の新たな公園・緑地等の創出から、既存ストック（既に整備されてきた公園・緑地等）の保全・活用や維持管理へと方向性を転換しています。これに伴い、都市緑地法に基づき市町村が策定する「緑の基本計画」についても、都市公園の管理の方針や農地の保全を計画に位置づける等、記載事項が拡充されました。

また、令和6年には、国による都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）が示され、全体目標として、将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」が示されています。国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、3つの都市「環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市」「人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市」「Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市」の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることが示されており、本計画においても対応を図ります。

緑の基本方針の概要



意義	気候変動対策	生物多様性の確保	Well-beingの向上	都市のレシリエンスの向上	歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用	都市における生産機能、循環型社会への寄与	ESG投資の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応							
将来的な都市のあるべき姿 「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」														
国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す														
全体目標	環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市	CO ₂ の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献	人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市	緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する	Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市	地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレシリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく								
個別目標	多様な主体の連携、各主体の役割分担		多様な資金、体制等の確保		緑地の更なる充実									
国、都道府県、市町村、都市緑化支援機構、教育・研究機関、民間企業・事業者等、NPO法人等、都市の住民の各役割に応じた連携、分担等														
より質を重視した保全・活用を実施するとともに、生物多様性の確保、景観・歴史文化の形成等にも考慮し、樹木の更新等を計画的に実施														
緑地の広域的・有機的なネットワーク形成														
気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上に向け、グリーンインフラとしての多様な機能を一層発揮するため、各主体が連携し広域的な緑地のネットワークを形成														
推進の視点	都道府県の「緑の広域計画」、市町村の「緑の基本計画」の策定促進				民間による緑地の保全・創出の促進									
行政による永続性の担保された公的な緑地の確保の推進				・良質な緑地への民間投資を促進する環境整備										
・特別緑地保全地区の拡大・質の向上（機能維持増進事業等）への支援				・民有地における更なる緑地の創出に向けた各制度の活用等の促進										
・都市公園等の公的空間における緑地の確保・緑化の推進				・都市農地の保全に向けた各制度の活用等の促進										
・地方公共団体に対する技術的支援														
価値観の醸成、多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発、環境教育の推進														
都道府県 「緑の広域計画」の策定と計画に基づく各取組の実施				「緑の基本計画」の策定と計画に基づく各取組の実施										
・一つの市町村を超える広域的な見地から、広域計画を策定				・地域の実情をよく把握している基礎自治体として、基本計画を策定										
・都道府県における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の制度の活用等）				・市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域、生産緑地地区、緑化地域等の制度の活用等）										
実現のための施策	コンパクト・プラス・ネットワーク等のまちづくりの取組との連携				まちづくりDXとの連携等									
都道府県														

資料：国土交通省ホームページ まちづくりGX（緑地の保全及び緑化の推進）
https://www.mlit.go.jp/toshi/kankyo/toshi_daisei Tk_000089.html

(6) 東村山市公共の緑の植生管理のガイドライン

東村山市ではみどりの基本計画をはじめとするみどりを守るための計画に具体性・実効性を持たせるため、平成27年度に公共緑地、都市公園、用水、街路樹、学校等の公共の緑を対象に、それぞれのみどりの特性に応じた植生管理のあり方を「東村山市公共の緑の植生管理のガイドライン」としてとりまとめています。

植生管理の例

現状維持の管理



- 樹林密度が適正で林内が明るい樹林
- 危険木の除去や下草刈りが定期的に行われている樹林

危険木の除去やアズマネザサを中心とした下層植生の定期的な草刈りなどの管理が行われており、これを継続します。

伐採により維持する管理



- 樹木密度が高く、危険木も多い樹林
- 生育密度が高いままクヌギが高木化している樹林

伐採により本数を減らした上で、維持していくことを基本方針とします。その際、危険木、落葉や日蔭などの近隣に及ぼす影響が大きい樹木を中心に伐採していきます。
その際に、萌芽更新を促すために下層の低木や草本も伐採して林床を明るくします。萌芽更新しない場合は補植します。

手をつけずに保存する管理



- 常緑樹林への遷移が始まっている樹林
- シラカシを中心とした常緑樹林が広がっている樹林

河川沿いや斜面に立地する樹林は、侵食防止の観点、生物多様性の観点から積極的な伐採や下草刈り等は行わず、手を付けて保存します。

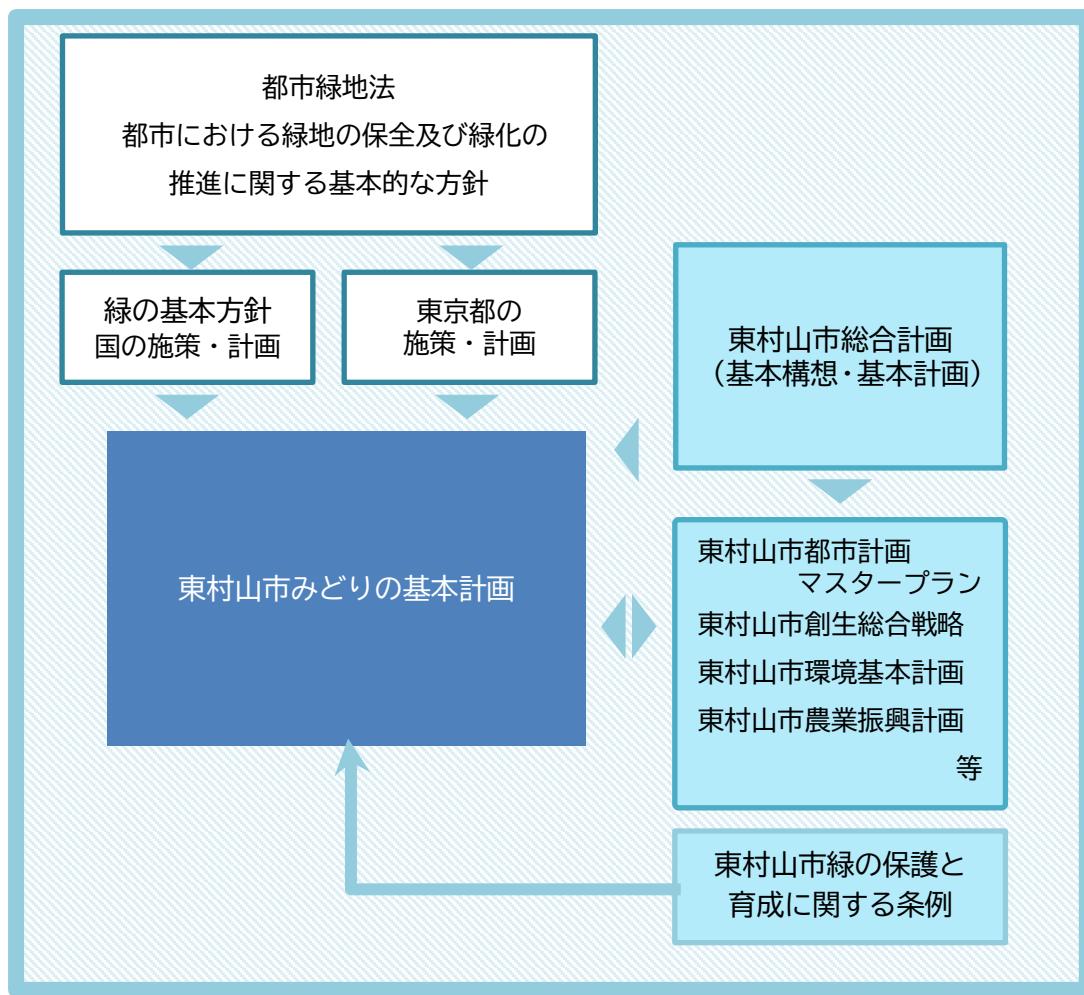


3 計画の位置づけ

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく法定計画です。東村山市では、「東村山市緑の保護と育成に関する条例」第5条においても計画の策定が位置づけられています。

計画策定にあたっては広く市民意見の反映に努める必要があり、策定した計画は、公表するよう努めることとされています。また、本計画は、都市緑地法第3条の2第1項を根拠とする国の「緑の基本方針」を踏まえて策定するとともに、東京都の施策及び東村山市総合計画をはじめとする各種計画と整合を図る必要があります。

東村山市では、平成23年の改定時に検討した「みどり」の定義を踏まえ、「東村山市緑の基本計画」から、「東村山市みどりの基本計画」と名称を改めています。



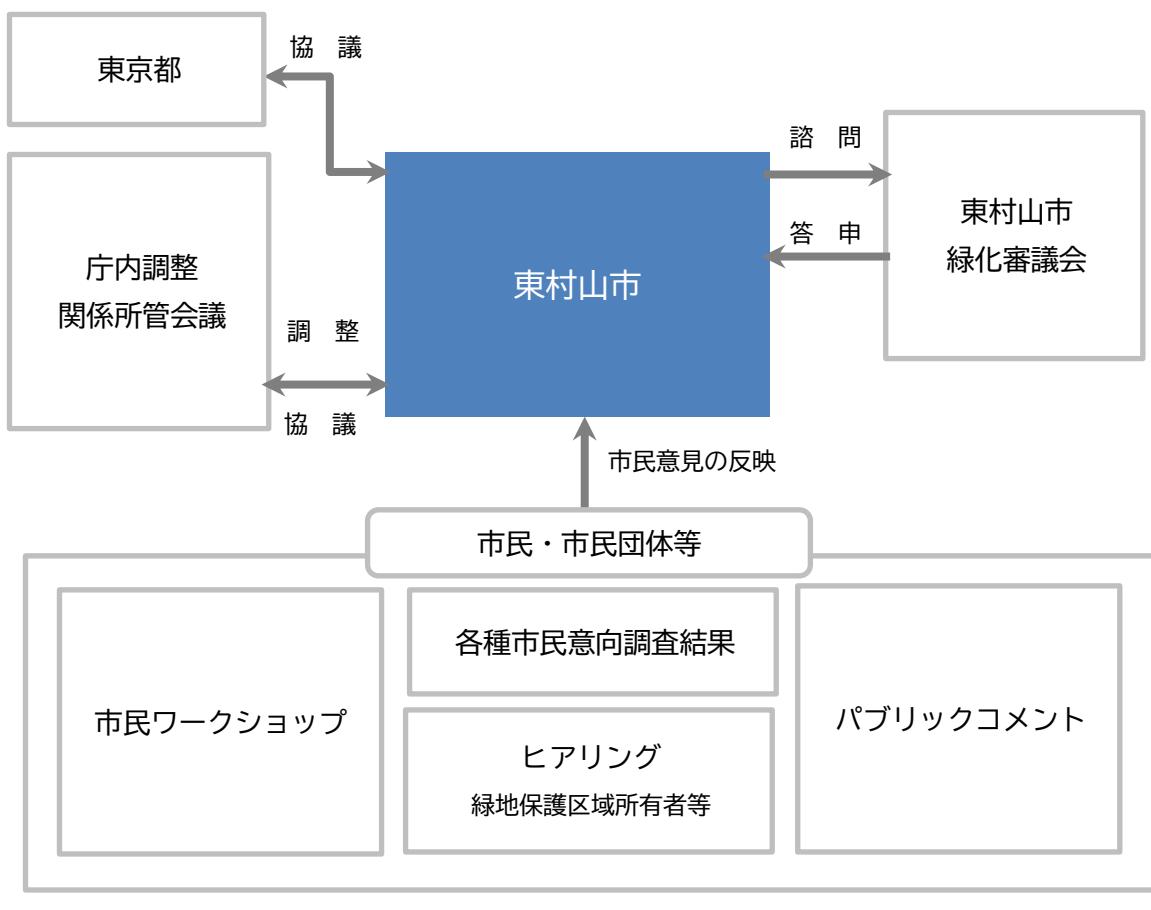
4 計画期間

計画の期間は、令和3（2021）年度～令和12（2030）年度の10年間です。計画見直しにより、計画の後半となる本計画の期間は、令和8（2026）年度～令和12（2030）年度の5年間とします。

5 計画の策定

本計画の策定にあたっては、「東村山市緑の保護と育成に関する条例」に基づいて設置される東村山市緑化審議会や、東京都及び府内関係部署との協議・調整を図りました。

また、「東村山市みどりの基本計画 2021」策定時に実施した市民公募の委員によるワークショップ、市民意識調査や各種計画策定に係る意向調査結果の分析、緑地保護区域所有者等の関係者ヒアリングの結果を反映するとともに、パブリックコメントを実施し、市民や市民団体等の意見を計画に反映し策定しました。





6 計画の構成

本計画の構成は、下表のとおりです。

第1章 計画の基本的な考え方	1 東村山市みどりの基本計画 2021 改定の目的 2 計画づくりのキーワード 3 計画の位置づけ 4 計画期間 5 計画の策定 6 計画の構成
第2章 東村山市の みどりを 取り巻く状況	1 東村山市の概要 (位置、地形・地質、人口・世帯、土地利用、植生、生物多様性の概要、水辺環境) 2 東村山市のみどりの状況 (緑被の状況・緑地の状況・みどりに関する市民意向)
第3章 みどりの課題 と計画の 方向性	1 東村山らしいみどりを活かす 2 貴重な水辺やみどりの計画的な確保 3 生物多様性の保全など、みどりの多様な機能の発揮 4 丁寧な維持管理・更新による、みどりの質の向上 5 豊かな農地の保全と活用 6 特徴的なみどりのまちづくり 7 東村山市のみどりのライフスタイルの構築 8 多様な主体との連携・協力 9 適切な進行管理
第4章 計画の理念と 将来像	1 計画の基本理念 <div style="background-color: #009688; color: white; padding: 5px; text-align: center;">活きたみどりを 育む・楽しむ 東村山 —持続可能なみどりのまちづくりを目指して—</div> 2 みどりの将来像 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"><div style="text-align: center;">みどりの姿</div><div style="text-align: center;">まちの姿</div><div style="text-align: center;">ひとの姿</div></div> 3 計画の基本方針 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"><div style="text-align: center;">1 東村山の魅力となるみどりを守り・活かそう</div><div style="text-align: center;">2 みどりとともに暮らすまち・ライフスタイルをつくろう</div><div style="text-align: center;">3 みどりとひとのつながりを深めよう</div></div>
第5章 計画実現のための 施策展開	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"><div style="text-align: center;">1 樹林地のみどり 2 農のみどり 3 水辺のみどり 4 生物多様性に配慮したエコロジカルネットワーク</div><div style="text-align: center;">1 公園・緑地 2 まちのみどり 3 みどりをつなぐ 4 計画的なみどりのまちづくり 5 花やみどりのまちづくり</div><div style="text-align: center;">1 みどりに親しみつながりを深める 2 多様な主体との協働</div></div>
第6章 重点施策と 目標指標	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"><div style="text-align: center;">重点施策 目標指標</div><div style="text-align: center;">重点施策 目標指標</div><div style="text-align: center;">重点施策 目標指標</div></div>
第7章 計画の実現に向けて	1 多様な主体との協働 (1)市民・市民団体との協働 (2)民間事業者との協働 (3)行政の連携 2 計画の適切な進行管理 (1)進行管理の考え方 (2)進行管理スケジュール



北山公園のスイレン

現況編

第2章

東村山市のみどりを
取り巻く状況

第2章 東村山市のみどりを取り巻く状況

東村山市の概要とみどりの状況について整理します。

1 東村山市の概要

(1) 位置

東村山市は東京都の北西部、北緯 35 度 45 分、東経 139 度 28 分に位置し、狭山丘陵を背に、荒川から多摩川にかけて広がる武蔵野台地のほぼ中央部にあります。清瀬市、東久留米市、小平市、東大和市、(埼玉県)所沢市に接しており、面積は 17.14km² (東西 5.88km、南北 5.24km) です。



図 東村山市の位置

(2) 地形・地質

地形は、主に市域の大半を占める武蔵野段丘 (標高 65~85m)、北西部に分布する狭山丘陵 (標高 80~100m) からなり、その他、中小河川沿いの低地 (標高 60~80m) が分布しています。

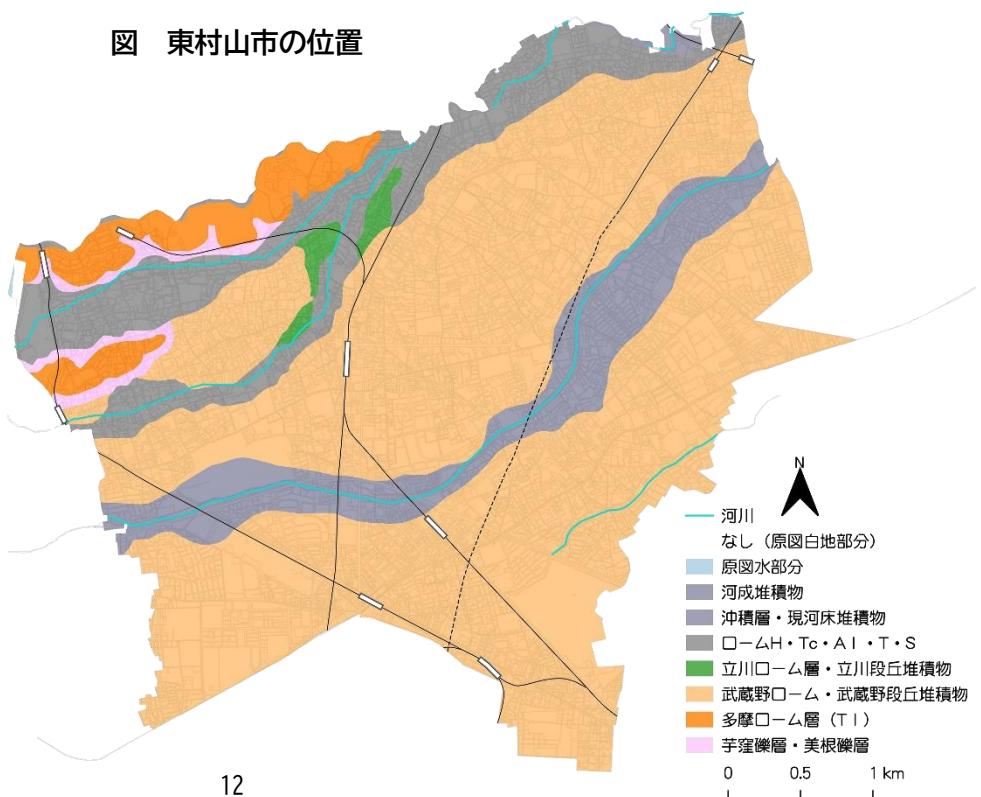


図 東村山市の地質

資料：国土数値情報より作成



(3) 人口・世帯

令和2年10月1日時点の国勢調査人口は151,815人、世帯数は68,478世帯、1世帯あたり人員は2.22人です。国勢調査を基準とした人口(推計)は、令和7年10月1日時点で152,377人、世帯数71,332世帯、1世帯あたり人員は2.14人となっており、人口及び世帯数は、微増となっています。

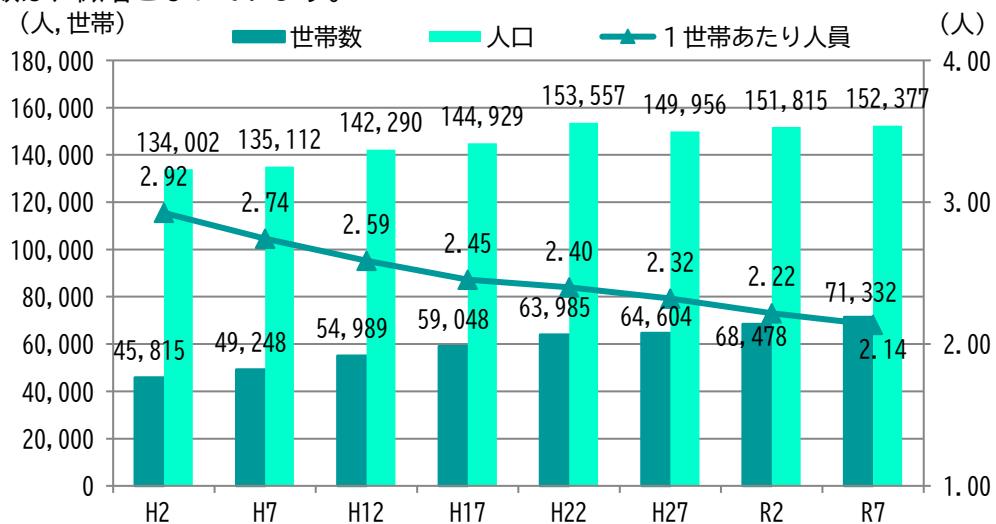
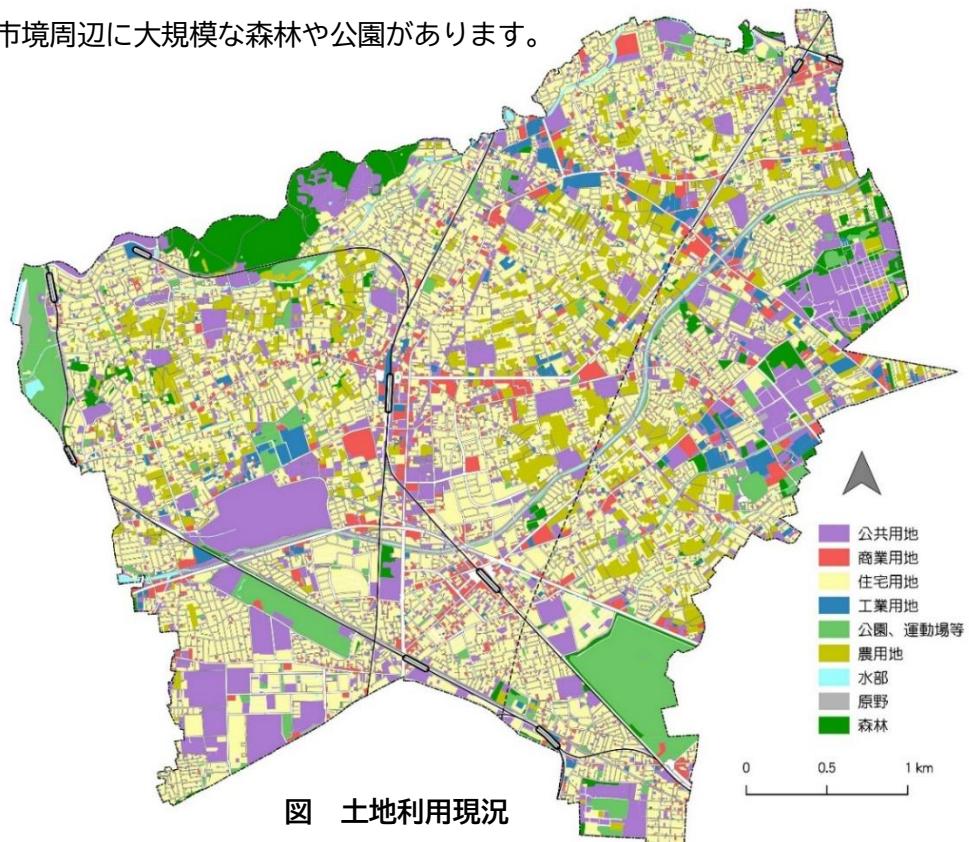


図 人口・世帯数の推移 資料：国勢調査
R7は東京都の人口推計（R2 国勢調査をもとに推計）

(4) 土地利用

幹線道路沿いに商工業地があり、それ以外は住宅地になっており、北部を中心に農地がモザイク状に分布しています。

また、市境周辺に大規模な森林や公園があります。



資料：令和4年度東京都都市整備局多摩部土地利用現況調査より作成

(5) 植生

東村山市の樹林地は、都立狭山緑地（狭山公園）や都立八国山緑地、せせらぎの郷多摩湖緑地周辺の地域にまとまって分布しています。これらは主にコナラ、クヌギなどの雑木林であり、アカマツ林が所々に分布します。その他、市内の大部分にまとまった樹林地は少なくなっていますが、空堀川や野火止用水沿いなどに小さな雑木林が点在するほか、所々にシラカシ屋敷林なども見られます。農地は、果樹園や畠がモザイク状に広がっています。

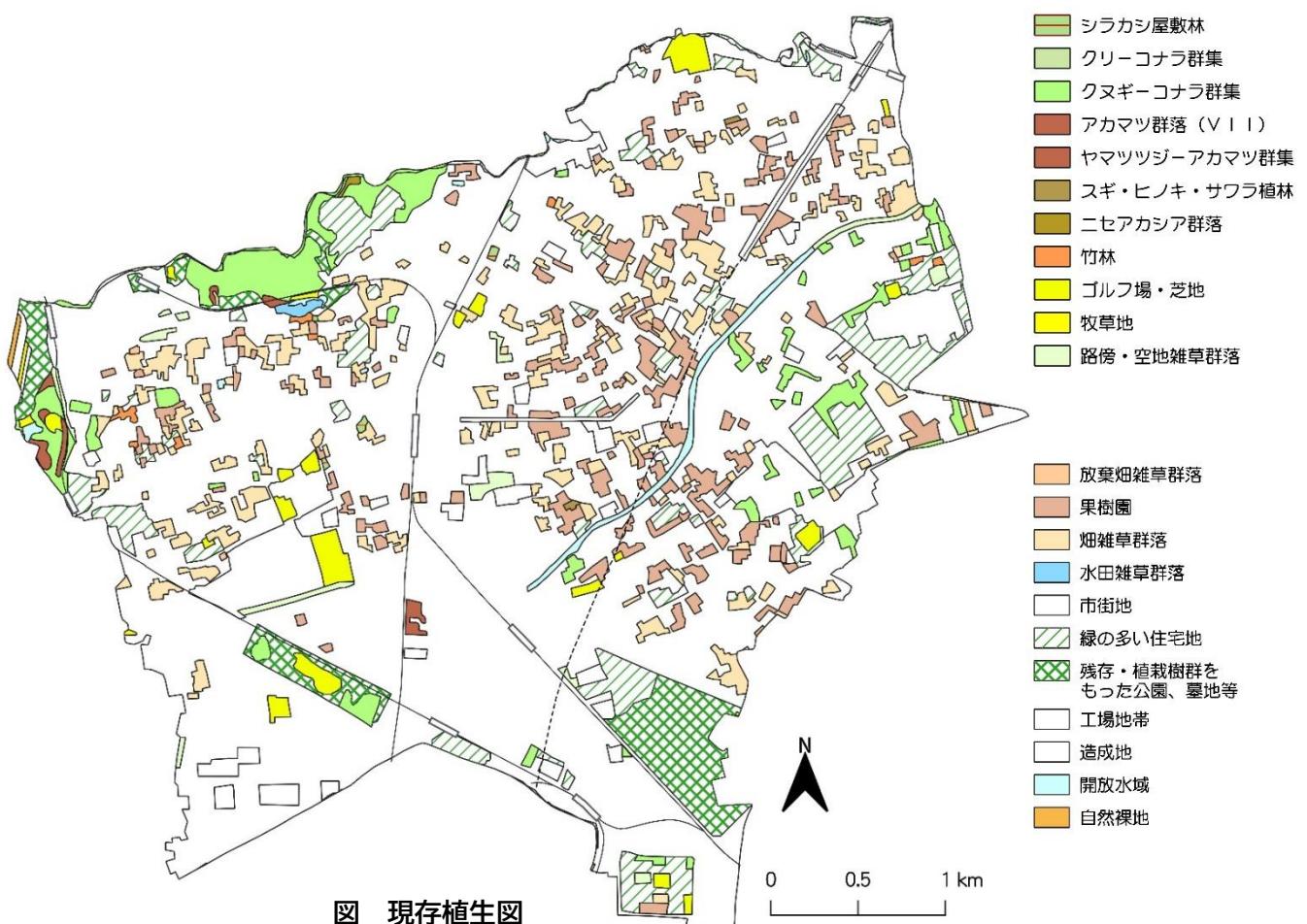
都立小平霊園、都立東村山中央公園、都立狭山緑地（狭山公園）が「残存・植栽群落等をもった公園、墓地等」としてまとまった面積があるほか、北山風致地区や国立療養所多磨全生園、多摩北部医療センターなどが「緑の多い住宅地」となっています。



都立狭山公園のみどり



市街地に広がる農地（秋津ちろりん村）



資料： 1/25,000 植生図 GIS データ（環境省生物多様性センター）より （平成 19 年度調査）



(6) 生物多様性の概要

市北西部の狭山丘陵は、市街地の中に浮かぶ「みどりの島」のように残された首都圏を代表する重要な自然環境です。東京都と埼玉県にまたがっており、東西約11km、南北約4kmという大規模な樹林と湖が広がっています。今ではあまり身近に見ることができなくなったカタクリやキンランなどの草花、オオタカやフクロウなどが生息しており、里山の自然と景観にふれることができます。このようなことから、狭山丘陵及び狭山丘陵周辺の湿地は、環境省の選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」及び「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定されています。

東村山市では、狭山丘陵の多くの部分は、都立狭山緑地（狭山公園）及び都立八国山緑地に指定されています。都立八国山緑地に隣接する北山公園では生物調査を実施し、トウキョウダルマガエル等の希少生物の生息・生育が確認されました。また、在来種に悪影響を与える外来種も多く生息していることが判明し、生物多様性の保全の取り組みのひとつとして、市民協働による外来種防除の取り組みを実施しています。

また、東村山市と埼玉県所沢市との境にある淵の森緑地では、多様な動植物を育む豊かなみどりの中を、清らかな柳瀬川が流れています。昔ながらの自然を残したこの森を散策しながら、宮崎駿氏は「となりのトトロ」のアイディアを練ったといわれています。淵の森緑地では、数々の珍しい野草が自生するほか、オオタカの飛来や、オハグロトンボ、天然アユの生息も確認されています。



明るい雑木林に咲くキンラン



都立狭山公園に飛来するカルガモ



北山公園における外来種防除活動



淵の森緑地

(7) 水辺環境

市内を流れる主な河川等は、3つの河川（柳瀬川、空堀川、北川）と4つの水路（野火止用水、前川、出水川、沢の堀）となっています。また、せせらぎの郷多摩湖緑地など、複数の箇所で湧水が確認されています。

これらの水辺環境は、周辺の雑木林など東京都内では貴重となった空間とともに、住民にとって潤いをもたらす身近な場所となっています。こうした状況を反映して、市民による様々な活動（河川清掃、維持管理、イベント等）が行われています。



住宅地を流れる野火止用水

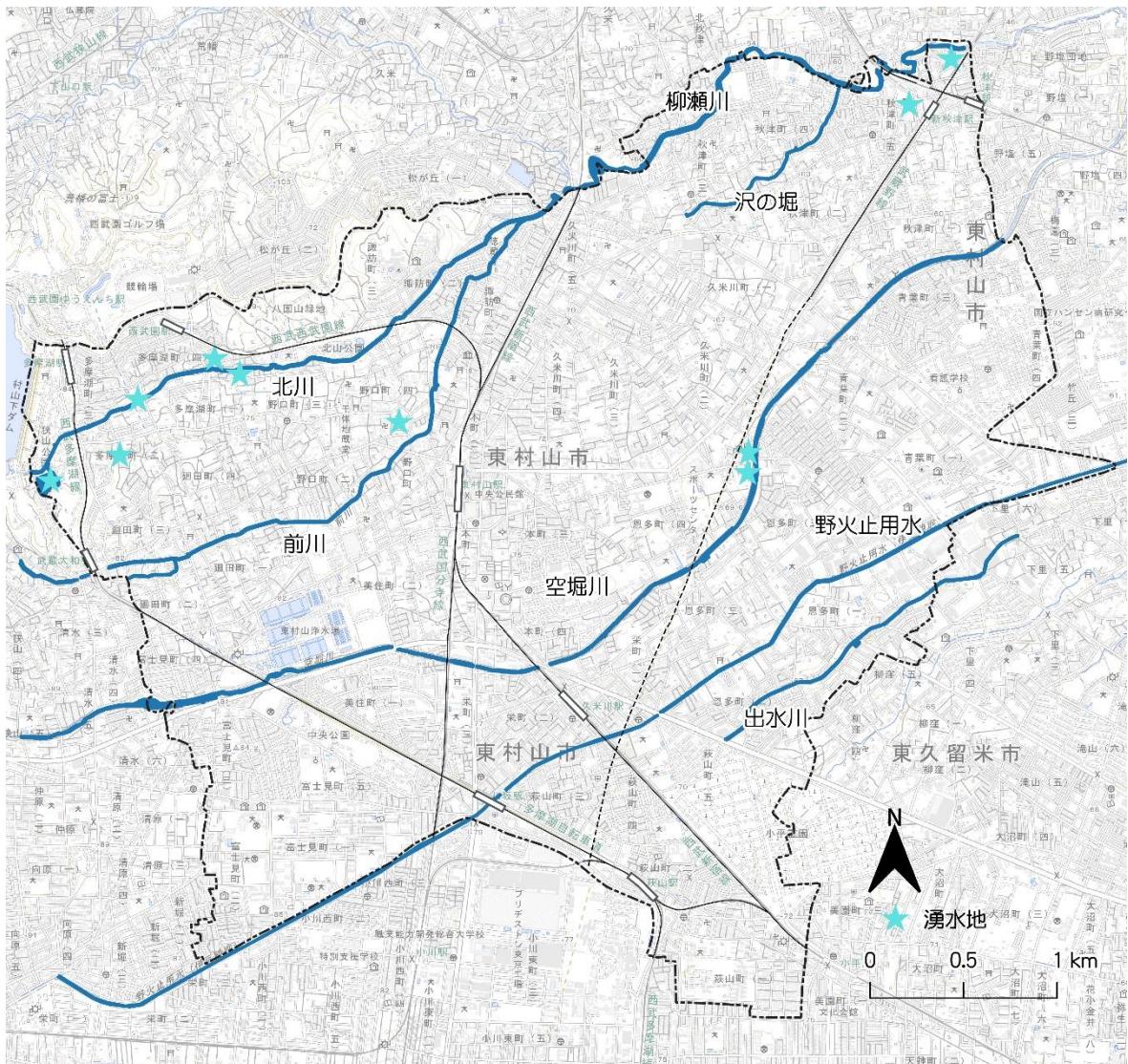


図 水系図

資料：環境省 湧水保全ポータルサイト 東京都の代表的な湧水

東京都都市整備局多摩部土地利用現況調査及び国土地理院地理院タイルを加工して作成



2 東村山市のみどりの状況

東村山市のみどりの状況を把握するため、緑被調査、緑地調査、みどりに関する市民意向調査の3つの調査を実施しました。

緑被調査は、緑被地を把握するために実施しました。緑被地とは、河川や池などの「水辺地」のほか、「樹林地」・「草地」・「農地」等、みどりに覆われた土地のことです。令和7年に撮影された航空写真を判読し実施しました。

緑被地	
樹林地	樹木に覆われている土地
草地	芝生など草に覆われている土地
農地	農作物の生産に利用されている土地
水辺地	河川や池などの水面に覆われている土地

緑地調査は、公園・緑地を把握するために実施しました。公園・緑地とは、都市公園法に基づく都市公園や土地利用規制など一定の定義の中で担保された土地のことです。東村山市では、下表のような区分により、令和7年現在の公園や緑地の状況を把握しました。

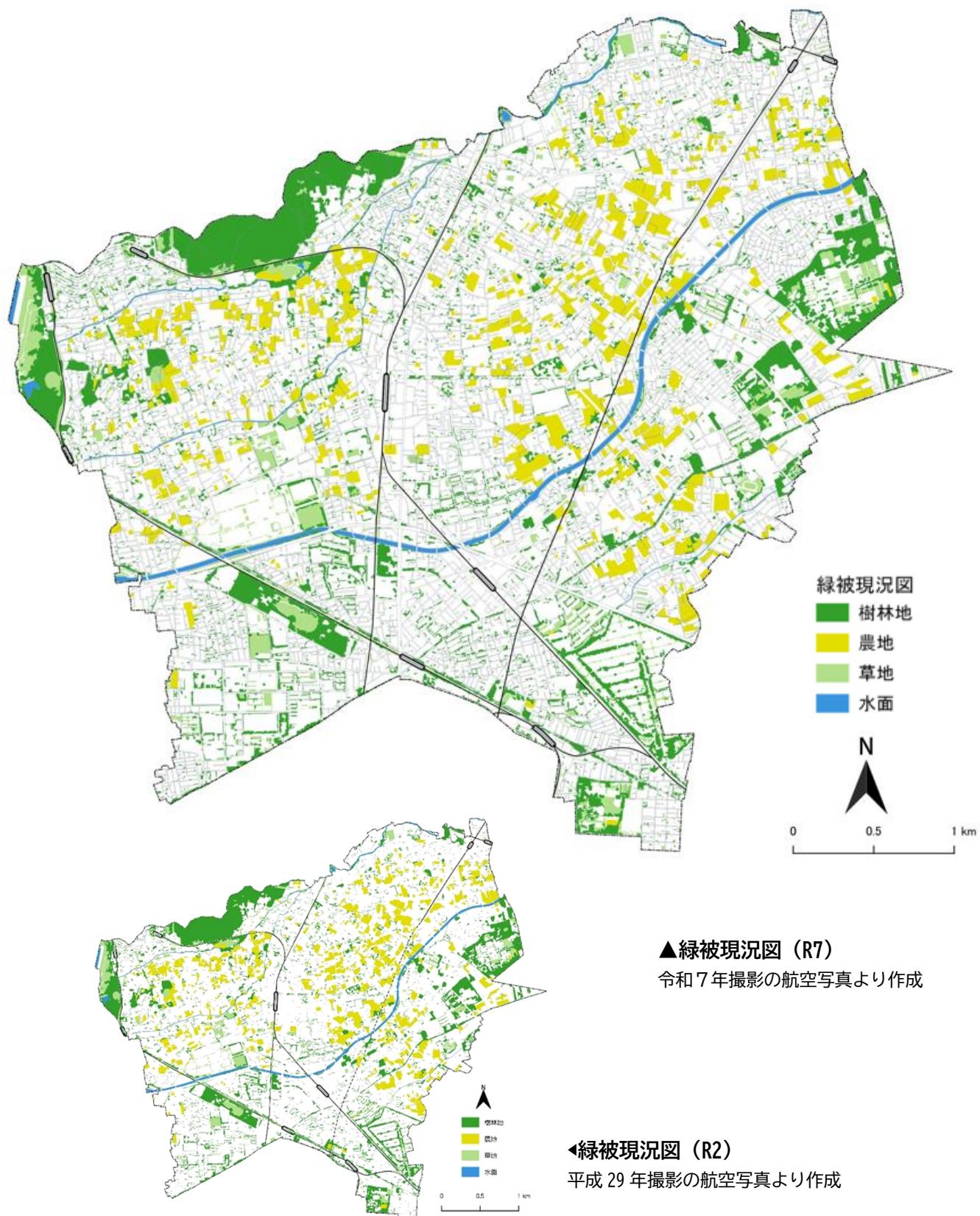
公園・緑地		
都市公園 (都市公園法で規定するもの)	都市公園・緑地・緑道	
施設緑地 都市公園以外の公園	公共施設緑地	公共緑地・公共緑道（市で所有又は管理する緑地緑道） 児童遊園・仲よし広場・運動場・市民農園・ 公立学校のグラウンド・公共施設の植栽地
	民間施設緑地	民設公園・公団・公社が設置する住宅内の公園 民間教育施設のグラウンド・社寺境内地 体験農園・民間トラスト地
地域制緑地 法に基づくもの		都市計画法・都市緑地法（近郊緑地保全区域・風致地区） 生産緑地法（生産緑地地区） 河川法（河川区域）
	条例に基づくもの	都条例（都歴史環境保全地域・都緑地保全地域） 市条例（緑地保護区域・保存樹木・特別保存樹木・ 保存生垣）

資料：新編緑の基本計画ハンドブック（令和3年改訂版）を参考に作成

みどりに関する市民意向調査は、市民公募委員によるワークショップの開催や緑地保護区域所有者へのヒアリング、既存の市民意向調査のみどり関連部分のとりまとめなどを実施しました。

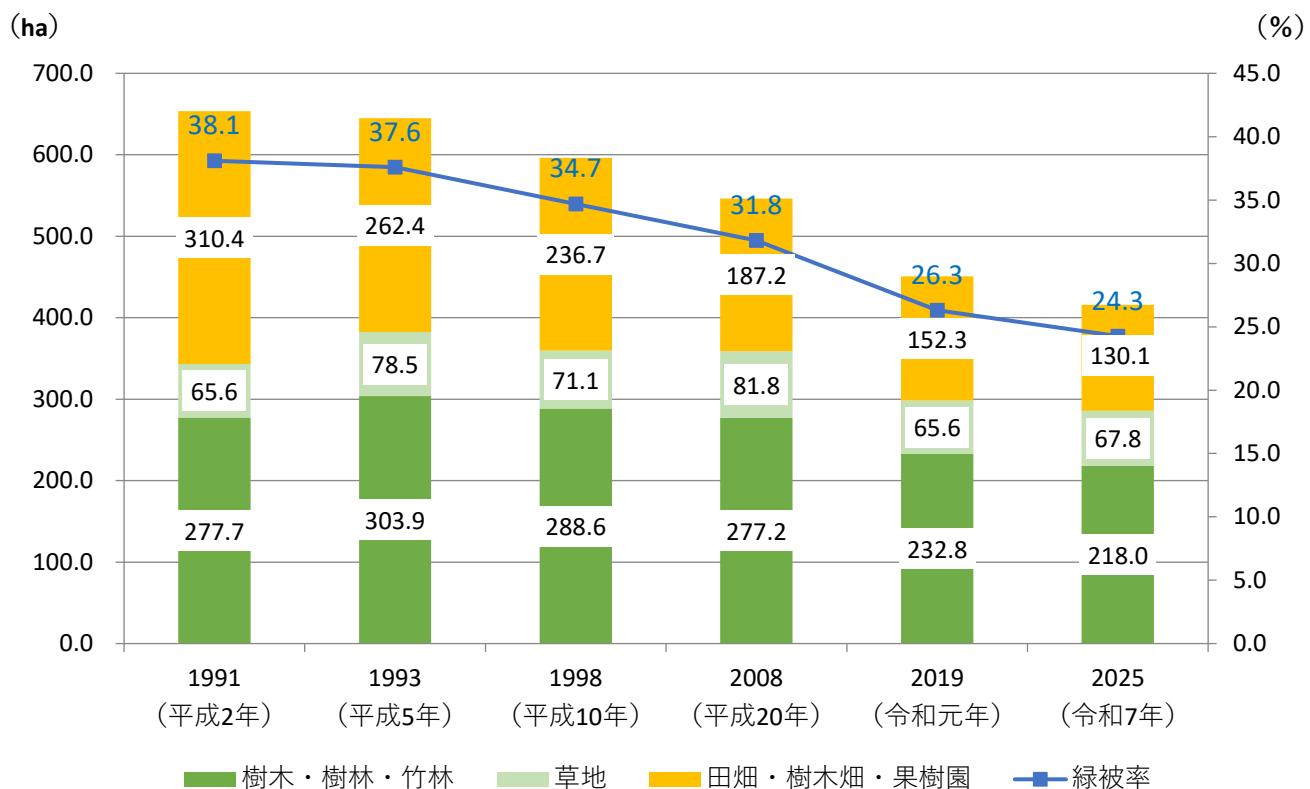
(1) 緑被の状況

緑被地は、緑被面積 415.9ha、緑被率（市全体の面積に占める緑被地の割合）は 24.3% です。樹林地が 218.0ha、草地が 67.8ha、農地が 130.1ha でした。





令和元年と比較し、およそ 35ha が減少、緑被率は 2 ポイントの減少です。内訳は、樹林地が 14.8ha、農地が 22.2ha 減少しました。



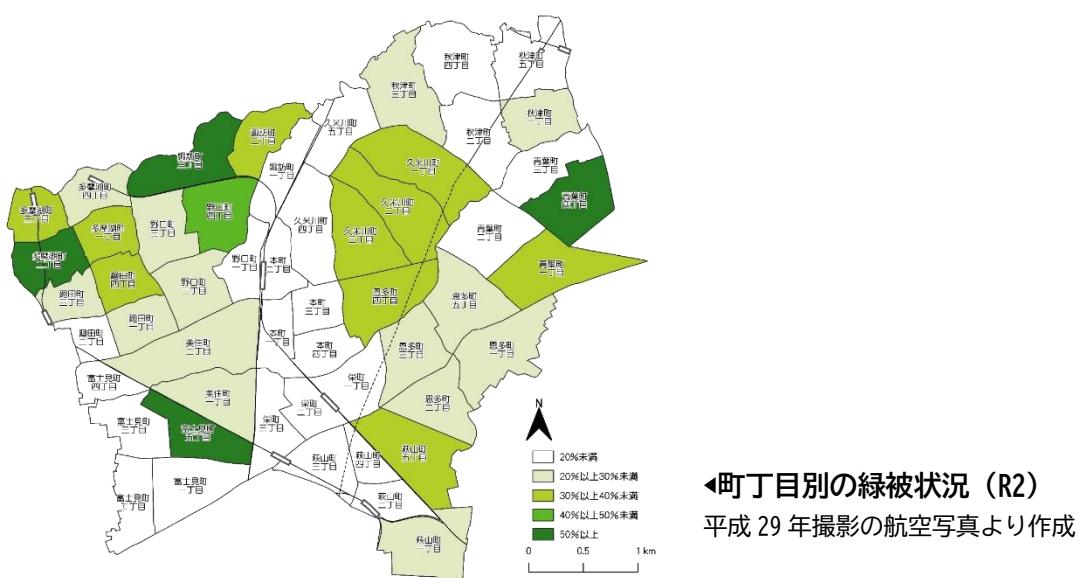
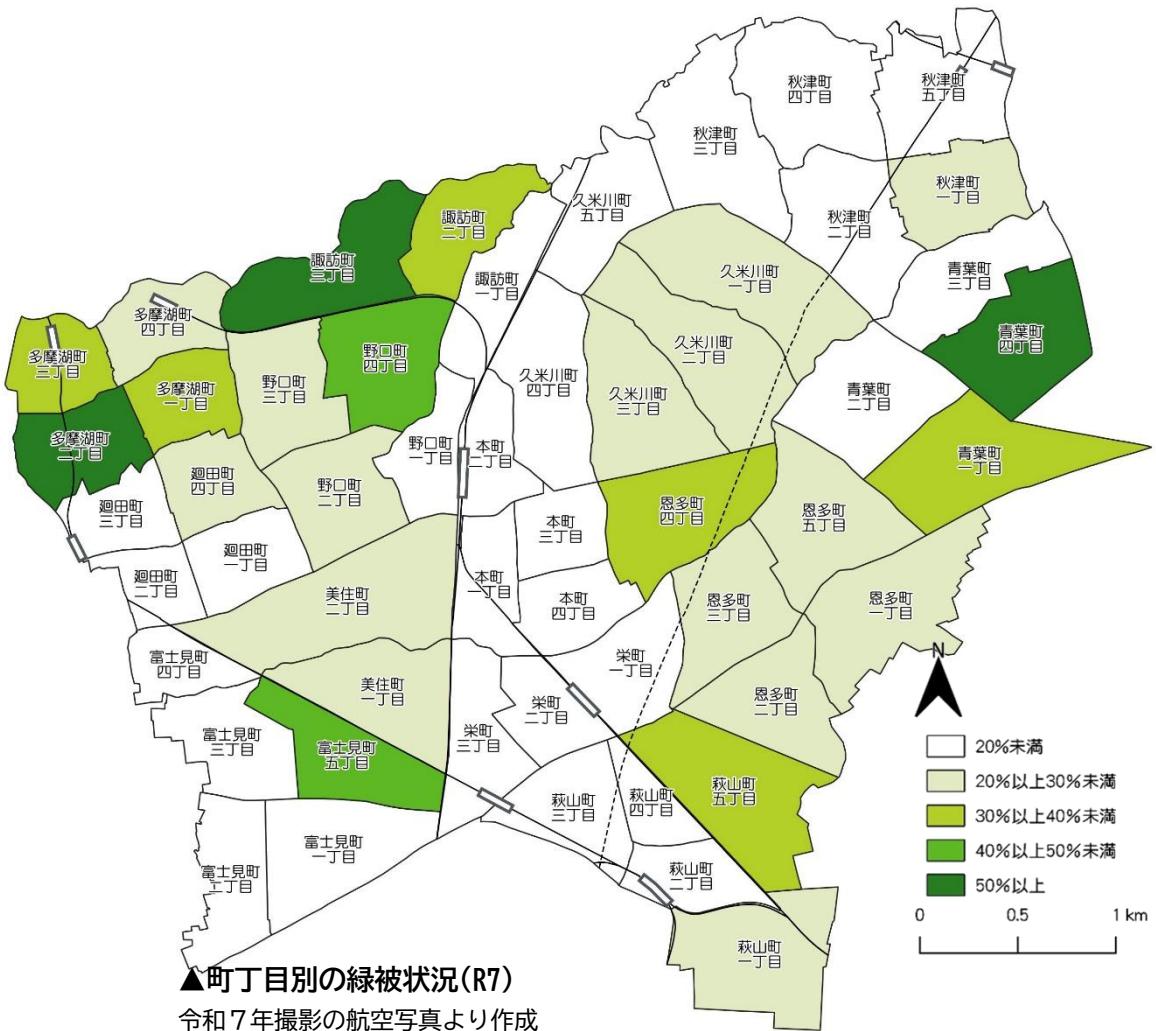
緑被の推移

緑被の樹林地は、上空から樹幹を地面に向かって水平に投影した時にできる陰影の面積を計上しています。緑被の樹林地は、特に、都市に降り注ぐ日射しを遮り涼しい空間を作り出します。都市のヒートアイランド現象緩和にも役立つものとして注視していく必要があります。



※抽出の対象となる緑被地

令和7年撮影の航空写真をもとに行った調査では、都立八国山緑地や北山公園のある諏訪町三丁目、都立狭山緑地（狭山公園）のある多摩湖町二丁目、国立療養所多磨全生園のある青葉町四丁目が緑被率50%以上と高くなっています。一方、鉄道沿線の地域では、緑被率の減少が見られるほか、20%未満となる地域が多くなっています。





(2) 緑地の状況

令和7年3月31日時点での公園・緑地の面積は、約344haでした。

①都市公園などのみどり（都市公園・緑地及び都市公園以外の公園・緑地）

市内には、都立東村山中央公園や都立狭山緑地（狭山公園）など4つの都立の都市公園・緑地と、北山公園など19の市立の都市公園・緑地が整備されています。都立東村山中央公園や都立狭山緑地（狭山公園）、都立八国山緑地は、規模が大きく都市環境の緩和に寄与するとともに、生きものの生息・生育の場ともなっています。東村山市では、せせらぎの郷多摩湖緑地や淵の森緑地、薬師山緑地などを取得し、貴重な自然環境の保全を図っています。

北山公園は東村山市を代表する公園であり、八国山と連続する雑木林や水田など里山の自然が市民など多くのひとの手により保全されているほか、花菖蒲をはじめ季節の花々を楽しむなど、様々な活動に利用されています。その他の都市公園、仲よし広場や児童遊園、運動場、民設公園である「萩山四季の森公園」なども、市民が気軽に利用できる憩いの場、レクリエーションの場となっています。

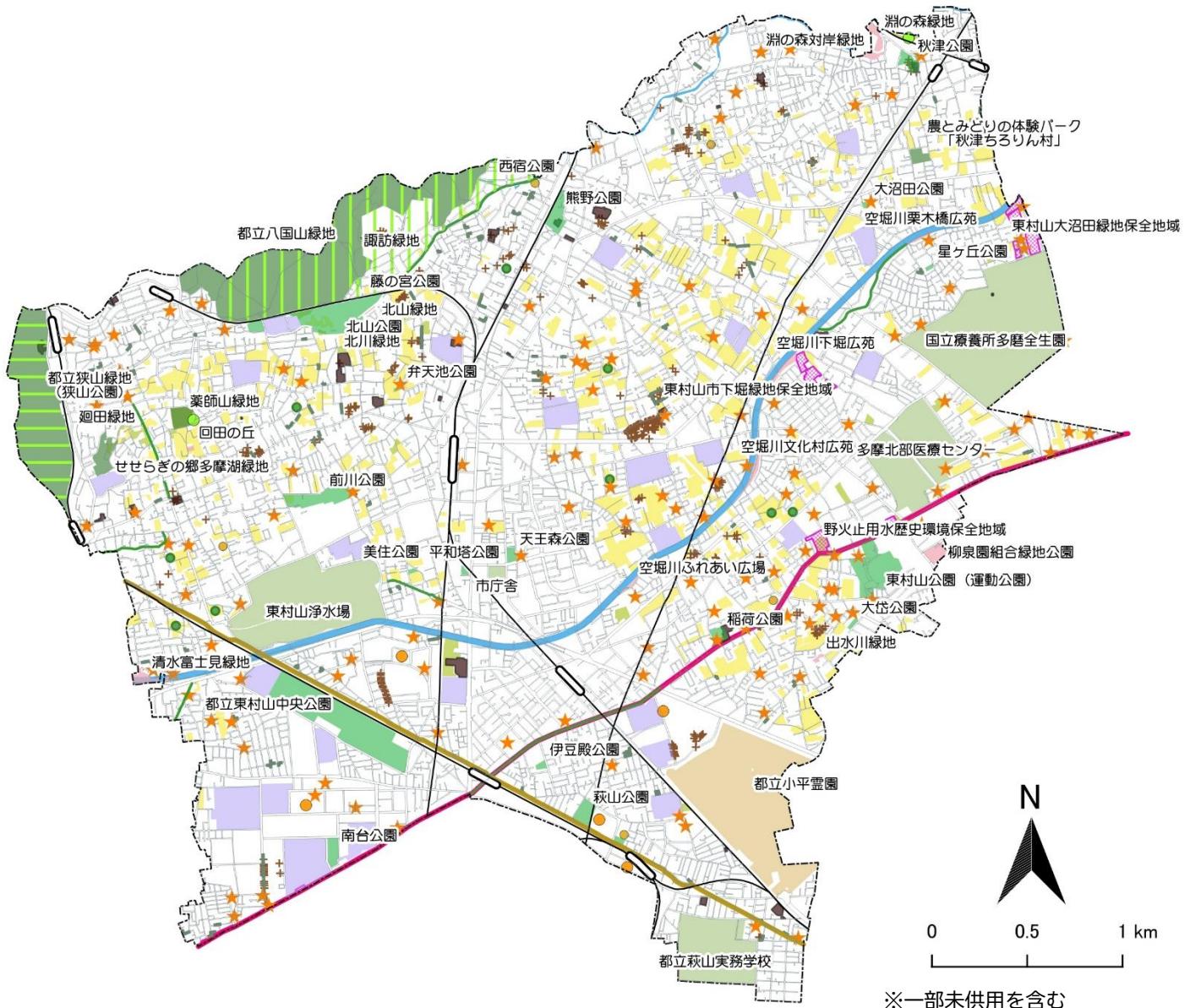
市内には多摩湖自転車歩行者道（狭山・境緑道）をはじめとする緑道が各所に整備され、みどり豊かな都市景観を形成するとともに、健康づくりなどにも利用されています。

②法や条例に基づく地域制緑地

市内には農地がモザイク状に点在し、その多くは生産緑地地区に決定され、農業生産の場となるほか、防災協力農地として協定を締結し、防災機能を担っています。また、市民農園や体験農園など、農業を体験できる場としても活用されています。

「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づいて、野火止用水歴史環境保全地域、東村山大沼田緑地保全地域、東村山下堀緑地保全地域が指定され、歴史あるみどりや貴重なみどりの保全が図られています。

また、「東村山市緑の保護と育成に関する条例」に基づいて緑地保護区域が指定されていますが、相続に伴う売却などにより減少が進むほか、維持管理の難しさなども課題となっています。



施設緑地									地域制緑地					
都市公園		都市公園以外							法に基づくもの			条例に基づくもの		
		公共施設緑地			民間施設緑地									
都市公園		公共緑地		市民農園	●	民設公園		社寺境内地	■	都市計画法 保全区域	■■■	都歴史環境保 全地域		
都市緑地		公共緑道	—	公立学校の グラウンド		公団・公社 が設置する		体験農園	●	都市緑地法 風致地区		都緑地保全地 域		
緑道		児童遊園		公共施設 の植栽地		住宅内の公 園		民間トラス ト地	●	生産緑地法 生産緑地 地区	■■■	緑地保護区域		
墓園		仲良し広場	★			民間教育施 設のグラウ ンド				河川法	河川等	保存樹木 特別保存樹木	+	
		運動場	●									保存生垣		

公園緑地現況図



(3)みどりに関する市民意向

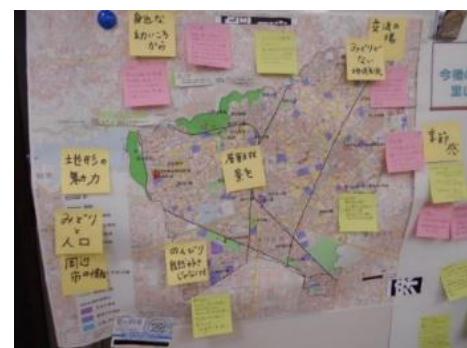
「東村山市みどりの基本計画 2011」策定時に開催した市民公募委員によるワークショップ、緑地保護区域所有者ヒアリングや既存の市民意向調査のみどり関連部分を以降に整理しました。

①市民公募委員によるワークショップ

令和元（2019）年度～令和2（2020）年度に全9回の会議（内2回は書面による意見収集）を開催し、みどりの保護や育成に高い意識を持つ市民から、ワークショップの手法を取り入れながら意見の収集を実施しました。

開催概要

令和元年度	第1回 2019.7.26	・みどりの基本計画とは ・本年度の検討予定
	第2回 2019.9.6	・みどりの基礎調査中間報告 ・【議論テーマ1】東村山の里山について
	第3回 2019.11.27	・【議論テーマ2】東村山の農地のあり方について ・【議論テーマ3】身近な公園や住宅のみどりなど市街地のみどりについて
	第4回 2020.1.21	・【議論テーマ4】東村山の生物多様性を守ることについて
	第5回 (新型コロナウィルスの感染拡大防止のため中止)	・東村山市みどりの基本計画基礎調査報告書について (書面による意見収集)
令和2年度	第1回 2020.7.28	・【議論】東村山市みどりの基本計画基本理念について
	第2回 2020.10.9	・【議論テーマ5】市民協働のあり方について
	第3回 2020.11.18	・東村山市みどりの基本計画素案について
	第4回 (新型コロナウィルスの感染拡大防止のため中止)	・東村山市みどりの基本計画素案について (書面による意見収集)



ワークショップの様子

ワークショップで出された意見の概要は以下のとおりです。意見は通信にまとめ、ワークショップごとに振り返りを行いました。

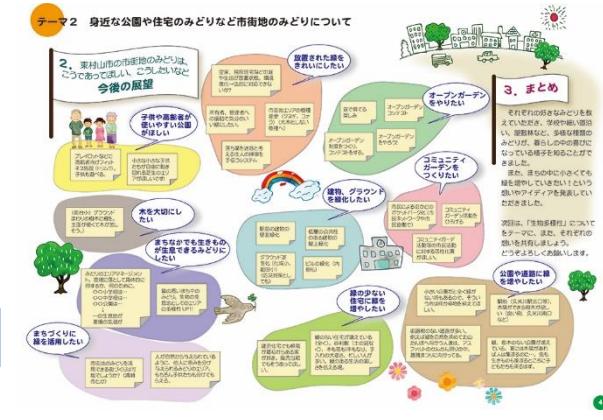
テーマ1 東村山の里山について

【意見の概要】東村山市の里山について、誰でも訪れることができる場にしたい、里山体験やガイドなどをして継承したい、東村山オリジナルの里山の定義をつくり広めたい。



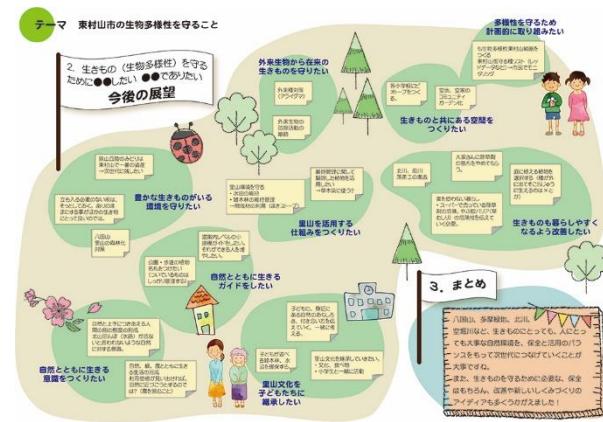
テーマ2 東村山の農地について

【意見の概要】農地について、畑や田んぼを守り、体験機会を増やして、生産者と交流できる直売所やレストランがほしい。



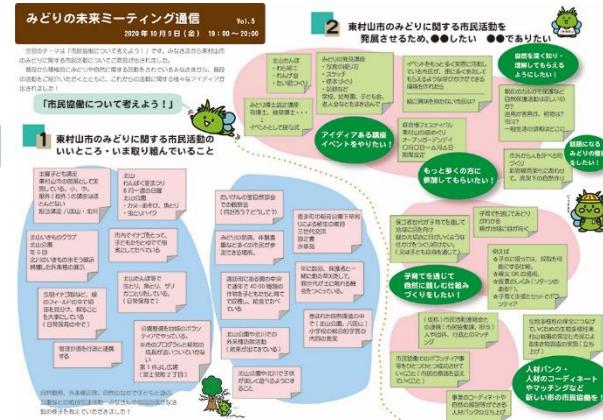
テーマ3 身近な公園や住宅のみどりなど市街地のみどりについて

【意見の概要】身近な公園や住宅のみどりについて、放置されたみどりをきれいにしたい、みどりの少ない住宅や公園、道路にみどりを増やしたい、オープンガーデンやコミュニティガーデンをつくりたい。



テーマ4 東村山の生物多様性を守ることについて

【意見の概要】生物多様性を守ることについて、自然とともに生きる意識をつくり、ともに暮らす里山文化を継承したい。



テーマ5 市民協働のあり方について

【意見の概要】様々なアイディアを集めて活動し、多くのひとに参加してもらう機会を充実させたい。そのための体制を整備していきたい。



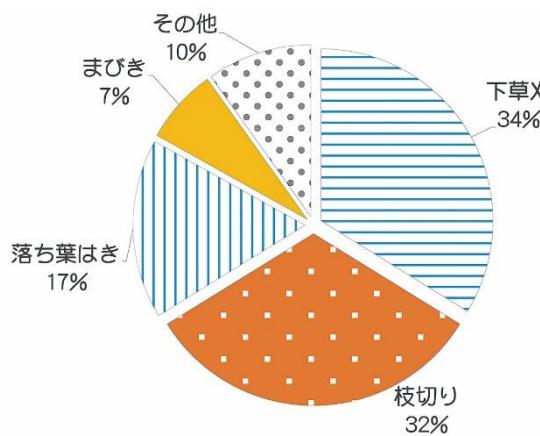
②緑地保護区域所有者ヒアリング

令和元（2019）年度に「東村山市緑の保護と育成に関する条例」により指定される緑地保護区域所有者に対し、緑地の管理方法や緑地の今後の考え方などについて、ヒアリングを実施しました。

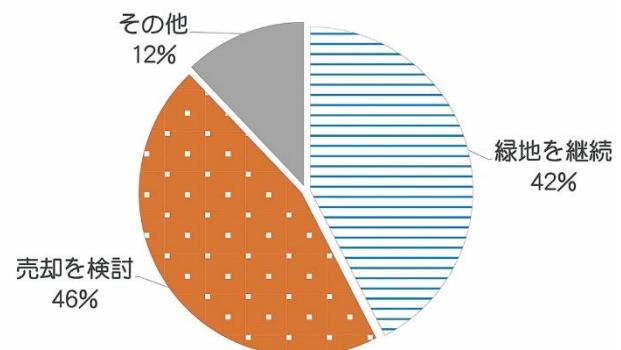
ヒアリングの概要

期間：令和元（2019）年8月～令和2（2020）年1月
対象者数：32名（訪問27件+電話5件）
回答者内訳：所有者本人20件、代理（家族等）12件

- ・落ち葉を堆肥として利用している所有者は落ち葉掃きと下草刈をセットで行っており、緑地の管理を定期的に行っていました。
- ・落葉を活用していない緑地の所有者（相続後の世代）は下草刈と枝切りを苦情対策として行っているようでした。また、金銭的負担を強く感じている所有者が多くいました。
- ・今後も緑地として維持していく所有者もいますが、相続時に売却を検討する所有者も多くいました。
- ・管理費の補助や廃棄物の処理料の減免を望む所有者が多く、市民への開放や周辺住民との協力体制の構築について意見をお持ちの所有者もいました。



管理方法



緑地の今後への考え方

③市民意向調査のみどり関連部分とりまとめ

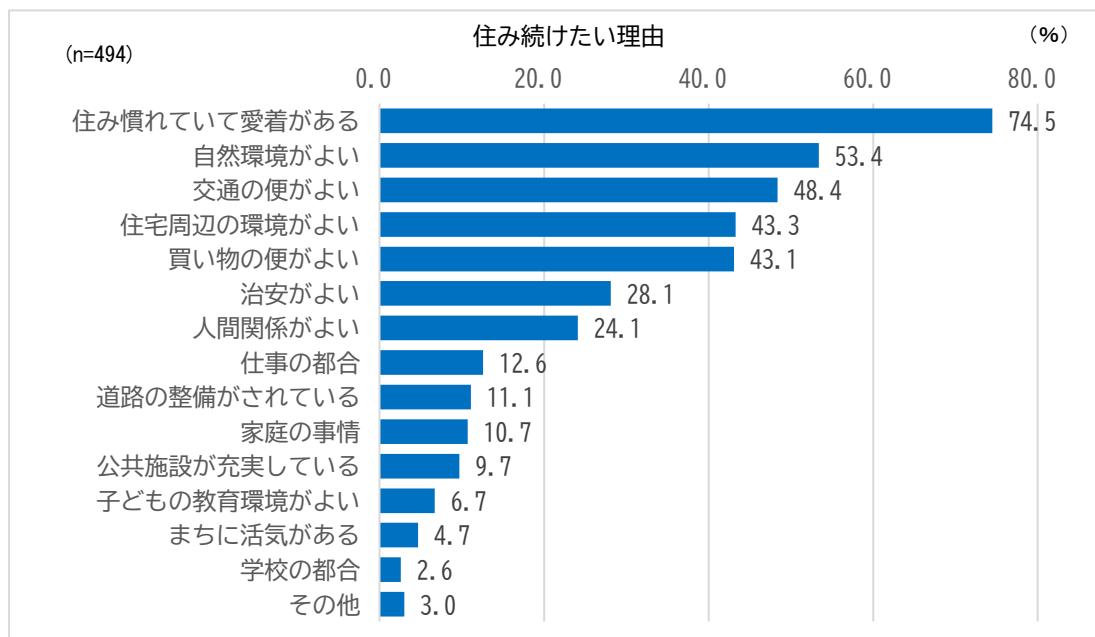
令和6（2024）年度に、将来都市像の実現に向けて、市が進めている取り組みに対する評価や東村山市に対する考え方を今後の市政運営に活用することを目的として、市民意識調査を実施しており、みどりに関係する部分のとりまとめを実施しました。

また、「東村山市第5次総合計画」を含む5つの計画・構想（東村山市第5次総合計画、東村山市都市計画マスターplan、第2次東村山市人口ビジョン・東村山市創生総合戦略、東村山市公共施設等総合管理計画、市センター地区整備構想）の策定にあたり実施した、基礎調査におけるみどりに関する市民意識をとりまとめました。

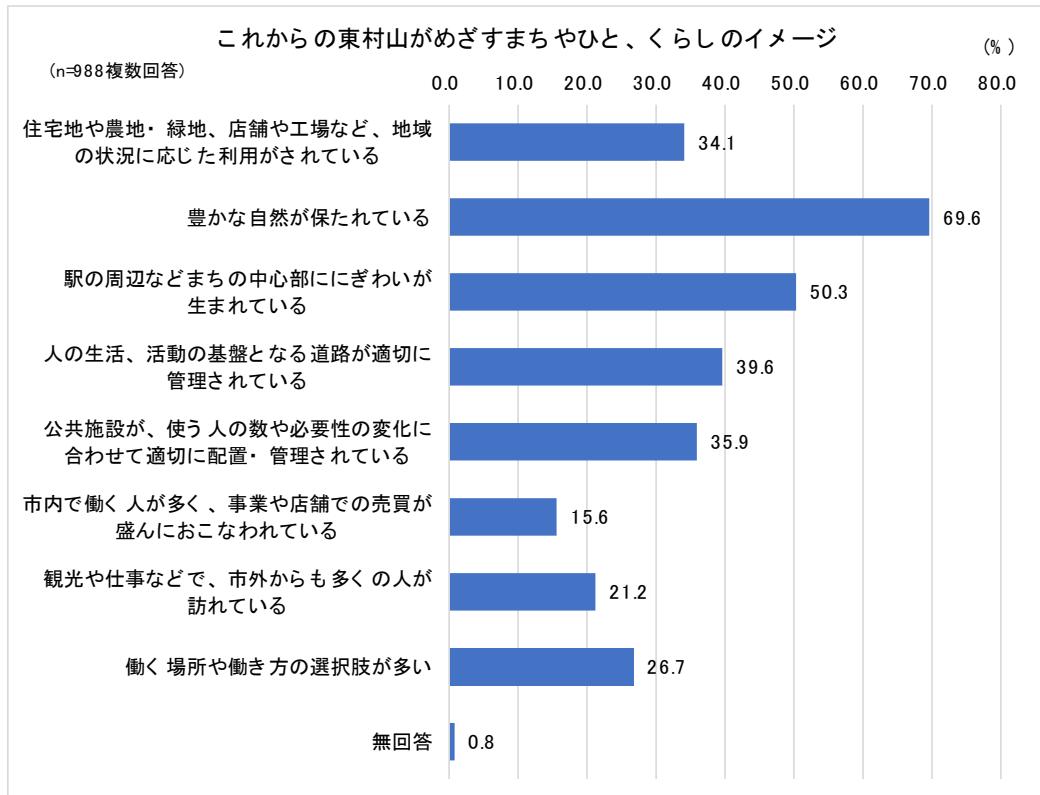
みどりに関する市民意識をとりまとめた既存調査

令和元年度市民意識調査	
5つの計画・構想策定に関する基礎調査の分析	
①	市民参加まとめ
②	将来のまちづくりに係るアンケート調査結果報告書
③	市民ワークショップ「みんなで話すこれからの東村山」報告書
④	パパママワークショップ「みんなで話そう！子育て×まちづくり」報告書
⑤	WEBアンケート東村山市くらしたいまちアンケート
⑥	中学生アンケート

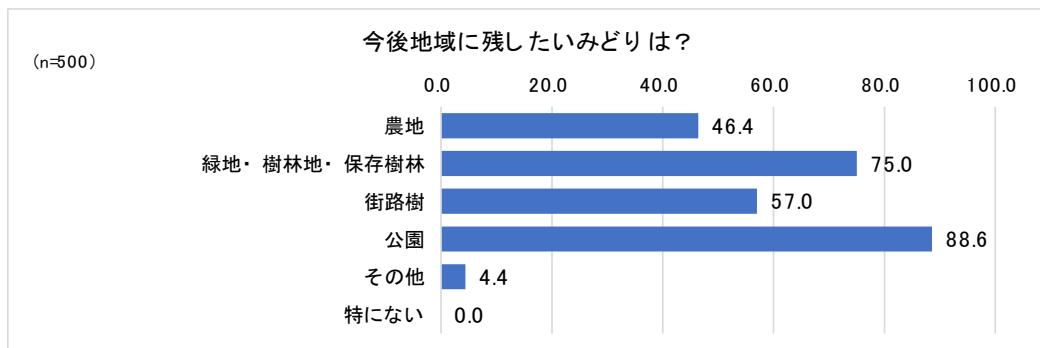
- ・令和6（2024）年度市民意識調査では、東村山市に住み続けたい理由の第2位に「自然環境がよい」が挙げられています。
- ・5つの計画・構想策定に関する基礎調査における中学生アンケートでは、これからの東村山が目指すまちやひと、暮らしのイメージについて、「豊かな自然が保たれている」ことをよいと考えるひとが多くなっています。
- ・5つの計画・構想策定に関する基礎調査におけるWEBアンケート「東村山市くらしたいまちアンケート」では、今後地域に残したいみどりとして、公園や緑地、樹林地、保存樹林を挙げるひとが多くなっています。また、中小規模の公園は、「こどもが気軽に安全に遊べる環境やみどりを感じられる環境」が求められています。



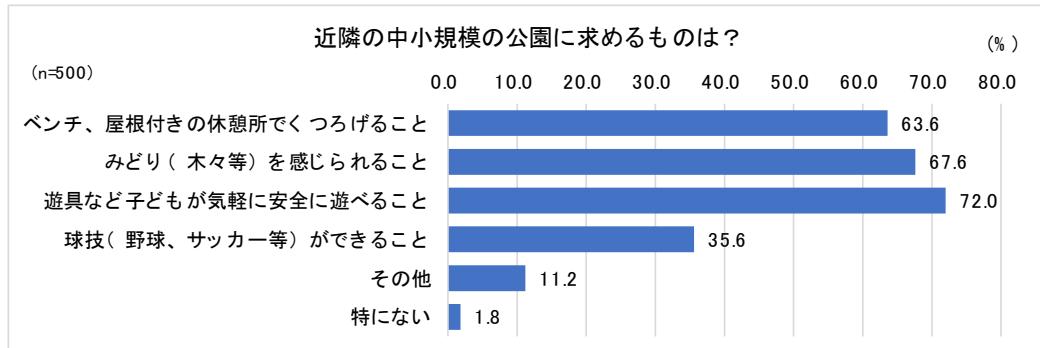
資料：令和6（2024）年度市民意識調査



資料：中学生アンケート



資料：WEB アンケート東村山市くらしたいまちアンケート調査



資料：WEB アンケート東村山市くらしたいまちアンケート調査



防災機能が充実する萩山公園

現況編

第3章 みどりの課題と計画の方向

第3章 みどりの課題と計画の方向性 ～ 中間見直しにあたって～

東村山市のみどりを取り巻く状況を踏まえ、みどりの課題と計画の方向性を整理します。

1 東村山らしいみどりを活かす

東村山市には、みどり豊かな樹林地と作物が実る農地がモザイク状に点在し、古くからの家々に屋敷林や生垣、大きな樹木などが残されています。これらは、正福寺や秋津神社など歴史ある社寺のみどりとともに、武蔵野の面影を残す景色となっています。この豊かなみどりを次世代へと残していくため、多くの人々とともに、みどりを活かしていく必要があります。



イベント開催時の北山公園

都立狭山緑地（狭山公園）や都立八国山緑地のある狭山丘陵は、東村山市のみならず首都圏を代表する重要な自然環境となっています。その樹林地では、市民による維持管理がなされ、湧水や河川などと一体となった、豊かな生きものが暮らす環境となっています。

また、市街地部では、「人権の森」構想を進める国立療養所多磨全生園や、多摩北部医療センター、東村山浄水場などの大規模な公共公益施設、小平霊園や東村山中央公園等の大きな公園など特徴あるみどりを有するほか、市域の大部分で、戸建てを中心としたみどりの多い住環境が広がっています。一方で、鉄道駅の周辺や府中街道沿いなど利便性の高いエリアではみどりは少ない状況にあります。本計画では、様々なみどりの特徴をとらえ活かすことにより、東村山らしいみどりの充実を進めます。

▶▶2020-2025 の主な取り組み

狭山丘陵や多磨全生園など様々な公園や緑地で維持管理活動やイベントが実施され、みどりを活かした取り組みが進みました。



都立狭山公園・八国山緑地でのイベント



多磨全生園でのイベント

▶▶中間見直しにあたって

中間見直しにあたって、みどりを活かした様々な活動を継続するとともに、再整備の際に都市部の緑化について検討し、また、街路樹の更新などを行うことにより、東村山らしいみどりを保全するとともに、更に活かすことができるよう取り組んでいきます。



2 貴重な水辺やみどりの計画的な確保

都心に近く交通等の利便性の高い東村山市では、市街化が進行しており樹林地は減少しています。現在残されている貴重なみどりについては、計画的な確保を図ることが必要です。

これまでのみどり確保の取り組みの結果、せせらぎの郷多摩湖緑地や淵の森緑地、北山公園など貴重なみどりの公有地化が進展しました。しかし、市全域の緑被率は減少が進んでいます。また、緑地についても、生産緑地や市条例における緑地保護区域、保存樹木や保存生垣などにおいても、売買等に伴う減少が続いています。

貴重なみどりの減少傾向を緩和するためには、限られた財源を有効に活用していくことが望まれます。そのため、保全に配慮する必要がある地区の設定などにより保全の取り組みの優先順位を定めるなど、制度に基づく計画的な取り組みについて検討が必要です。また、都市緑地法の改正や東京都と区市町村が合同で策定した「緑確保の総合的な方針」等に対応した新たな制度の活用や既存制度の充実について、国や東京都と連携しながら進めます。



保全したせせらぎの郷多摩湖緑地

▶▶2020-2025 の主な取り組み

保全配慮地区を設定し、保全の取り組みの優先順位を定めました。また、薬師山緑地や前川公園の公有地化など、貴重なみどりの計画的な確保を図りました。



せせらぎの郷多摩湖緑地での
「輝け！東村山っ子育成塾」の様子



新たに取得した薬師山緑地

▶▶中間見直しにあたって

中間見直しにあたって、新たに取得した薬師山緑地を適切に管理するとともに、減少の続くみどりの保全に向け、市民緑地契約制度等の仕組みの構築及び持続可能な財源確保について検討を進めます。

3 生物多様性の保全など、みどりの多様な機能の発揮

狭山丘陵は、古くからのひととの関わりのもとで、雑木林やため池、湿地や小川などが昔ながらの姿で残され、ドジョウやモツゴなどの魚類やホタル、トンボ、里山生態系のシンボルであるオオタカが確認されるなど、多様な生きものの住みかとなっています。東村山市域においては、都立狭山緑地（狭山公園）、都立八国山緑地、北山公園などで、保全管理計画に基づく維持管理や、外来種防除事業などが東京都や市民との協働のもとに実施され、生物多様性を保全するための維持管理が進められています。

これまでの取り組みを継承し、さらに拡充させていくため、生物多様性に配慮した計画づくりを進めます。また、生物多様性のみならず、防災、レクリエーション、環境保全など、機能に応じたみどりの充実を図ることが必要です。



こどもたちと学ぶ生物多様性

▶▶2020-2025 の主な取り組み

市民や市民団体、指定管理者等との協働で、生きもの調査や普及啓発等、生物多様性に配慮した取り組みを進めました。



北山公園に生息する
トウキョウダルマガエル



ウシガエルやアメリカザリガニ、アカミミガ
メ等の外来種防除

▶▶中間見直しにあたって

中間見直しにあたって、生きもの調査の実施など、生物多様性の保全に向けた基礎データの収集に取り組むとともに、市民との協働により、東村山市の生態系において指標となるような種の選定を進めるなど、ネイチャーポジティブの具現化に向けた取り組みについても検討を進めます。



4 丁寧な維持管理・更新による、みどりの質の向上

市街地に残された樹林地では老木・高木化が進み、管理の困難なものや行き届かないものが増加し、早急な対応が求められています。

市条例に基づき指定される緑地保護区域の所有者ヒアリングでは、相続に伴う宅地への転用や、所有者の高齢化、維持管理における担い手の不足、近隣住民の苦情等、樹林地の維持が非常に難しい状況にあります。

公共施設の植栽等については、適切な維持管理を進めるため、平成27年度に「東村山市公共の緑の植生管理のガイドライン」が策定されました。ガイドラインでは、公共緑地、都市公園、用水、街路樹、学校などについて、みどりの状況と求められる機能に応じた植生管理の方向性が示され、野火止用水の樹木の維持管理など、ガイドラインに基づいた丁寧な維持管理が進められています。

貴重な樹林地の保全を図るため、所有者の意向に配慮しながら、樹林地の維持管理方策について検討するとともに、みどりの特性に応じて拡充し、みどりの質を高めていくことが大切です。

公共の緑の植生管理の
ガイドライン

平成28年3月
東村山市

公共の緑の植生管理のガイド
ライン

▶▶2020-2025の主な取り組み

貴重な樹林地の保全を図るため、樹林地の維持管理を実施し、みどりの質を高める取り組みを進めました。野火止用水の河岸では、「倒木の懼れがあり伐採を推奨する」とされた樹木の伐採など安全対策を実施しました。



野火止用水流路清掃



緑地保護区域の維持管理

▶▶中間見直しにあたって

中間見直しにあたって、ガイドラインに沿ったみどりの維持管理及び緑地保護区域所有者への支援を継続し、老木の伐採や計画的な補植など更なるみどりの質の向上を目指します。

5 豊かな農地の保全と活用

東村山市の農地は、大部分を畠が占め、イモ類や露地野菜の生産が盛んであるほか、多摩湖梨などブランド化された果物も生産されています。

ほぼ全域が市街化区域であるため、農業生産は住宅などの市街地に囲まれた生産緑地地区を主体として実施されていますが、生産緑地地区の面積は後継者の不在・相続、売買などの影響もあって年々減少傾向にあります。

しかし、東村山市の農地は、新鮮で安全な農産物の供給だけでなく、市民生活に潤いややすらぎを与える緑地空間や防災農地としての活用が進められているとともに、農業体験を通じた農業と市民のふれあいの場や市民同士の交流の場としても活用されるなど、都市農地としての多面的な機能を発揮しています。

加えて、都市農業振興基本法が制定され、都市農地は「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」となり、都市農地は貴重な緑地として明確に位置づけがなされました。都市農地の持つ多面的機能も含め、農業分野との連携のもと、農地の保全とさらなる活用を進める必要があります。



市街地に囲まれた生産緑地地区

▶▶2020-2025 の主な取り組み

生産緑地地区を市民農園として開設するなど、農地保全の取り組みを実施しました。また、農業イベント等によるレクリエーションを楽しむなど、都市農地の持つ多面的機能も含め、農業分野と連携しながら、農地の保全とさらなる活用を図りました。



市民農園の開設など生産緑地地区を活用



農業イベントを開催

▶▶中間見直しにあたって

中間見直しにあたって、多面的な機能を発揮している農地について、市民農園や農業体験などを継続し、併せて更なる保全及び活用について検討を進めます。



6 特徴的なみどりのまちづくり

東村山市には、市街地にも特徴となるみどりがあります。国立療養所多磨全生園「人権の森」は、ハンセン病の歴史・人権の歴史とともにある豊かなみどりであり、かけがえのないみどりです。多摩北部医療センターや東村山浄水場などの大きな公共公益施設にも豊かなみどりが広がるほか、学校などの教育施設もシンボルツリーを有するなど、特徴的なみどりとなっています。



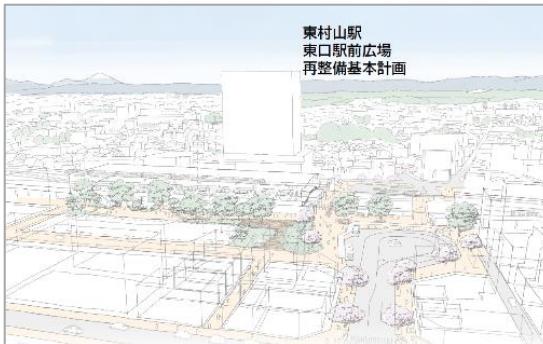
生垣や庭木のある街並み

また、市面積の6割近くが第一種低層住居専用地域に指定され、戸建て住宅を中心としたゆとりある住環境が広がっています。住宅地には、生け垣や屋敷林などの昔ながらの風格あるみどりや、個性豊かな庭を持つ住宅など、みどりの多い住環境が形成されています。

今後もみどりの多い環境を維持するため、市街地内の様々なみどりの維持管理や緑化方策が必要です。また、西武線の連続立体交差事業など、東村山市では大きな市街地整備事業が実施中であり、都市は大きく変わろうとしています。これを契機とし、都市計画マスタートップランや環境基本計画と連携し、魅力ある市街地の緑化を進めることが求められます。

▶▶2020-2025の主な取り組み

連続立体交差事業に伴い駅前広場再整備基本計画を策定するなど、特徴的なみどりのまちづくりに向けた取り組みを図りました。また、開発の際には公共の緑の植生管理ガイドラインを参考資料として提示し、東村山市のみどりに適した緑化へ協力を仰ぎました。



東村山駅東口駅前広場再整備基本計画を策定
駅周辺が目指す姿のコンセプト：そらのば～
ひと・まち・みどりをつなぐみんなのリビング～



開発提供公園

▶▶中間見直しにあたって

中間見直しにあたって、住宅への緑化助成の推進などにより、まちづくりと連動した市街地のみどりの保全に努めます。また、住宅地など市街地の緑化に向けた手法について検討を進め、国や都の動向についても注視していきます。

7 東村山市のみどりのライフスタイルの構築

東村山市内には、都立東村山中央公園、都立狭山緑地（狭山公園）、都立八国山緑地と、大きな公園や緑地が充実し、休日などをみどりの中で過ごす人々が多く見られます。また、多摩湖自転車歩行者道（狭山・境緑道）などをはじめとする緑道では、多くのひとが往来しており、みどりとふれあう暮らしを楽しんでいます。



暮らしの中に息づく多摩湖自転車歩行者道

第5次東村山市総合計画等策定に係る市民アンケート調査では、東村山市に住みたい理由として、

「自然が豊か」を挙げるひとが多くなっています。また、目指すべき将来像として、「みどりとの共生」を挙げるひとが多くなっています。さらに、本計画と同じく令和3年度を始期とする「東村山市第5次総合計画～わたしたちのSDGs～」では、将来像を「みどりにぎわい いろいろ豊かに 笑顔つながる 東村山」としており、みどりは市の魅力を構成する重要な要素となっています。

多くの市民にとって、東村山市らしさのトップに挙げるのは豊かなみどりであり、みどりはQOL（quality of life：生活の質）の向上をもたらす重要な要素となっています。

また、新型コロナウィルス感染症拡大を契機とした暮らし方、働き方の変化を背景に、テレワークなど自宅周辺で過ごす時間も増加し、健康増進やレクリエーションの場として身近な公園・緑地の重要性が一層高まっています。

東村山市の魅力をさらに磨きあげよう、多くのひとが身近にみどりとふれあえる公園・緑地等の充実と活用を進め、魅力あるみどりを育み楽しむライフスタイルを支えていくことが望まれます。

▶▶2020-2025 の主な取り組み

公園の維持管理体制の充実や、萩山公園整備への公園づくりワークショップなど、多くのひとが身近にみどりとふれあえる公園・緑地等の充実と活用の取り組みを図りました。



遊具点検



萩山公園 公園ワークショップ

▶▶中間見直しにあたって

中間見直しにあたって、指定管理者による公園の維持管理を継続しながら、公園実態調査の結果を踏まえた公園の再配置・再整備を進めます。また、Well-being が実感できる水と緑豊かな都市を目指し、みどりのライフスタイルの構築に向けた、地域の実情に応じた緑地の質及び量の確保について引き続き取り組みます。



8 多様な主体との連携・協力

財政や人材面での制約等から、公共だけでの維持管理、緑化の推進などには、市民や市民団体、民間事業者との協力による取り組みが不可欠です。

東村山市では、みどりに対する意識を高く持った市民による、主体的なみどりの保全や緑化の活動が行われています。市内の公園・緑地では、公園・緑地ボランティア制度による公園の維持管理作業や、協定による市民団体の主体的な活動が実施されています。

それに加えて、民間事業者との連携も進められています。「萩山四季の森公園」は、東京都内初の民設公園として設置され、これにより戸建て開発によるオープンスペースの消失の抑制や既存樹木の活用がされるなど、効果的な取り組みがこれまでにも実施されています。さらに、市では「東村山市と民間事業者との公民連携によるまちづくりに関する基本方針」を定めるなど、民間事業者との連携を積極的に進めています。

都市開発諸制度等の活用を含め、市民や民間事業者とのさらなる協力を進め、多様な主体とともに進める必要があります。



萩山四季の森公園

▶▶2020-2025 の主な取り組み

市立公園について、包括的に管理する指定管理者制度を導入したことにより、公園・緑地の維持管理が効果的に実施されました。また、みどりの保全や緑化、公園や道路の美化活動、生き物調査イベントなど、様々な場面で市民団体や公園・緑地ボランティアが活躍しています。



指定管理者や市民団体との協働による
田植えイベント



公園ボランティアのスキルアップ講習会

▶▶中間見直しにあたって

中間見直しにあたって、指定管理者による公園・緑地の適切な維持管理や市民団体等との公民連携の取り組みを適切に管理しながら継続します。また、多様な主体それぞれの強みを活かしながら、みどりの保全・緑化等に効果的に取り組みます。

9 適切な進行管理

東村山市ではこれまで、みどりの質の向上に向けた様々な取り組みを進めてきました。取り組みにあたっては、「東村山市緑の保護と育成に関する条例」に基づいて緑化審議会を設置し、緑地保護区域の指定などみどりに関する重要な事項について、定期的な審議が実施されてきました。また、市民公募委員によるみどりに関する普及・啓発や、計画の実現に向けた議論が行われてきました。

近年、人口減少、少子高齢化、財源縮小、災害の頻発やみどりの意識の高まりなど、みどりを取り巻く状況は大きく変化しています。時代の流れに応じた見直しを進め、適切でわかりやすい進行管理を実施する必要があります。



緑化審議会委員による現地視察

▶▶2020-2025 の主な取り組み

みどりの基本計画の施策実施状況については、緑化審議会へ定期的に報告を実施しました。また、現地視察などにより、みどりの状況を確認しながら検討を実施しました。



緑化審議会

▶▶中間見直しにあたって

国の緑の基本方針への対応など、時代の変化に応じた計画となるよう内容を点検し、適切に見直しを進めます。

また、緑化審議会に、これまで実施してきたみどりの基本計画の進捗報告を継続とともに、みどり施策の推進について意見を求めながら、適切に進行管理を進めていきます。

計画編

第4章

計画の理念と将来像

第4章 計画の理念と将来像

1 計画の基本理念

本計画の基本理念を以下のように定めます。

活きたみどりを 育む・楽しむ 東村山

—持続可能なみどりのまちづくりを目指して—

みどりは東村山市の大きな魅力



私たちの住む東村山市は、武蔵野台地のほぼ中央に位置しています。狭山丘陵を背に空堀川、前川、北川をはじめ野火止用水などの水辺空間を有し、点在する樹林地などの豊かなみどりは、武蔵野の面影を今に色濃くとどめています。

東村山市は、この豊かなみどりの環境を基盤に、都心近郊の利便性を活かした住宅都市として発展を続けてきました。「都市」の利便性やにぎわいと、「自然」のもたらす潤いややすらぎ、そして、これらが調和した豊かな暮らしは、東村山市大きな魅力です。また、東村山市にはこうしたみどりを大切に思い、ともに行動する多くの人々があり、このことも大きな魅力となっています。

これまでの取り組みとこれからの決意



東村山市ではこれまで様々なみどりの取り組みを進めてきました。しかし、みどりの減少は今も続いています。私たちは大切なみどりをこれ以上失わないという決意を持って、恵み豊かなみどりを守り・育み、将来の世代に継承していかなければなりません。

みどりを「活かす」取り組みで、持続可能なみどりのまちづくりを！



私たちはみどりを暮らしに「活かす」ことが重要と考えました。みどりの質の向上を図り、生きものの生息・生育の場、地域コミュニティの場、健康やレクリエーションの場、防災機能、良好な景観づくり、ヒートアイランド等の地球温暖化の緩和など、みどりの持つ多様な機能を、グリーンインフラとして十分に活かしていきます。そして、多くのひとがみどりを「育む・楽しむ」ライフスタイルを構築し、それを通じてみどりを将来にわたり継承する、持続可能なみどりのまちづくりに取り組みます。

こうして、みどりの分野から、「東村山市第5次総合計画～わたしたちのSDGs～」に掲げる将来都市像、「みどり にぎわい いろどり豊かに 笑顔つながる 東村山」の実現を目指します。



2 みどりの将来像

基本理念を踏まえ、本計画の目標年次である2030年度のみどりの将来像を、「みどりの姿」「まちの姿」「ひとの姿」の3つの姿として描きます。

みどりの将来像は、「第2次東村山市都市計画マスターplan」に描く「2040年代の都市の姿実現に向けた目標・将来の暮らしと活動イメージ」と一部で共通していますが、本計画では、目標年次である2030年度の将来像に一部改め、描いています。

みどりの姿

東村山市の魅力となる里山のみどりが保全され、いきいきと息づいています。



みどりは適切な保全、緑化、維持管理等の取り組みにより、みどりの質が高まり、みどりの機能を十分に発揮しています。



自然環境の保全や市街地のみどりを増やす市民活動によってみどりの空間が広がり、温暖化防止につながっています。



市内に残された貴重な農地が守られ、農のある風景が市の原風景となっています。



端の森緑地や野火止用水などのみどりは、美しい水辺と一体となり、人々の癒しの空間となっています。



国立療養所多磨全生園では園内における樹木等の自然環境の保全活動や歴史の継承、「人権の森」等について様々な学習体験やイベントが開催され、多くのひとに親しまれる大規模な樹林地として保全されています。

みどりは多様な生きものたちの暮らす場となり、また、そのみどりが連続するエコロジカルネットワーク*を構築することで、生物多様性*の保全に寄与しています。



まちの姿



豊かなみどりや水辺空間、歴史文化が身近にあり、いつでも歩いて楽しめます。自然にふれあえる環境が整っているので、市民の散策や憩いの場となり、市外から多くのひとが訪れて楽しむ光景が見られます。

北山公園と周辺の農地を拠点として環境保全や体験学習・イベントの企画等、市民活動が活発に行われ、多世代交流の場にもなっています。



公共施設や学校などのひとが集まる空間では、シンボルとなるみどりの適切な手入れや季節の花の植栽、グリーンカーテン*などにより、美しく彩られています。



暮らしの中でのガーデニングが普及し、花とみどりの庭を楽しめるオープンガーデン*があります。また、コミュニティガーデン*では、人々が交流し、楽しむ姿が見られます。



まちづくりの進展にあわせ、街路のみどりなどが充実しています。また、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラの取り組みが進められています。



ひとの姿

都立八国山緑地や都立狭山公園（狭山緑地）、北山公園や熊野公園等の自然の中で、様々なイベントを市民が主体となって企画し、市内外から多くのひとが集まり、にぎわっています。



子どもたちは豊かなみどりの中で、生きものや土とふれあい、元気いっぱいに遊び・学んでいます。



ひととみどりの多様な付き合い方が創造され、多くのひとが、みどりとの関わりを深め、みどりのある暮らしを楽しんでいます。

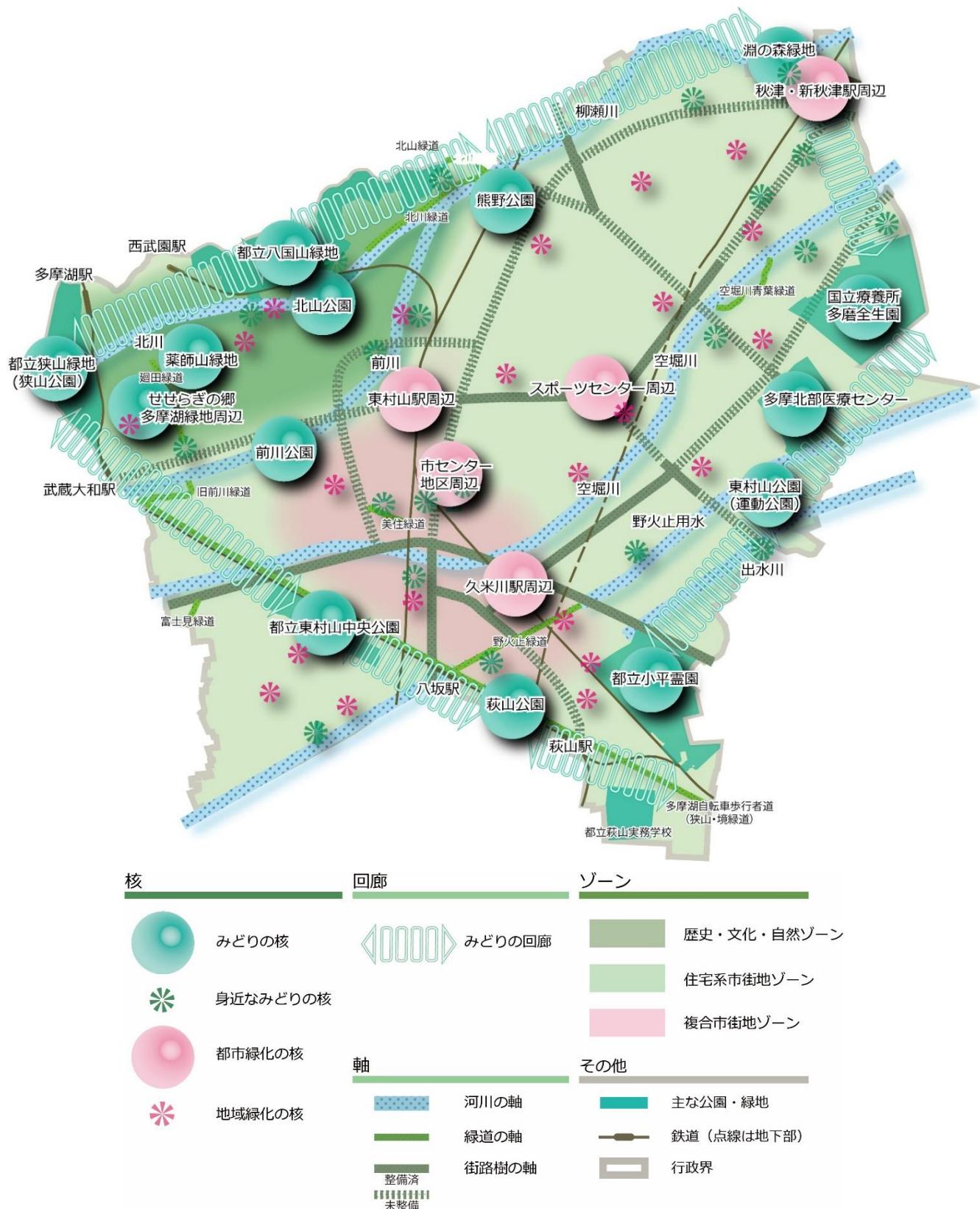
みどり豊かな環境や日々の食べ物など、豊かな自然の恵みを受けて、多くのひとがみどりを大切に思い、みどりを支えています。

自然環境を守り育てる活動をまちが一体となって進める体制づくりや、多世代で自然を学び楽しむ場が広がっています。



■みどりの骨格構造

みどりの将来像の実現に向けて、みどりの骨格構造を以下のように定めます。
市域のみどりの分布状況に応じて、「核」「回廊」「軸」「ゾーン」を位置づけ、その機能や役割に応じたみどりの取り組みを進めます。





核 東村山市の特徴的なみどりを「核」として位置づけます。



「みどりの核」は、都立東村山中央公園、都立狭山緑地（狭山公園）、都立八国山緑地周辺、都立小平霊園、北山公園、東村山公園（運動公園）、萩山公園、前川公園、熊野公園、せせらぎの郷多摩湖緑地周辺、薬師山緑地、淵の森緑地、国立療養所多磨全生園及び多摩北部医療センターを位置づけます。これらは、東村山市を代表するみどりとして、それぞれのみどりの特徴に応じ、その機能の充実と活用を図ります。



「身近なみどりの核」は、街区公園、都指定緑地保全地域、農とみどりの体験パーク「秋津ちろりん村」、八国山たいけんの里を位置づけます。人々の暮らしの場に近く、身近にふれあうみどりとして、その機能の充実と活用を図ります。



「都市緑化の核」は、東村山市の中心としてにぎわいや交流が創出される、東村山駅周辺、久米川駅周辺、秋津・新秋津駅周辺、市役所を中心とした市センター地区周辺、スポーツセンター周辺を位置づけます。これらは、市のにぎわいや交流の中心としてふさわしい空間となるよう、みどりの適切な維持管理・更新や緑化、活用を図ります。



「地域緑化の核」は、市立の小・中学校を中心に、公共公益施設等の生活を支える機能が集まり、日常的な交流が育まれる地区を位置づけます。これらは、地域の暮らしの場として、みどりの適切な維持管理・更新や緑化、活用を図ります。

回廊 「みどりの核」等の東村山市の特徴的なみどりと、水辺の軸、緑道の軸、街路樹の軸等のみどりのつながりを「回廊」として位置づけます。



「みどりの回廊」は、みどりを保全し、エコロジカルネットワークともなるみどりの連続性を確保するとともに、市民の活動や交流を図ります。

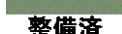
軸 みどりをつなぐ河川や緑道、街路樹等を「軸」として位置づけます。



「水辺の軸」は、柳瀬川、空堀川、北川、前川、出水川、野火止用水を位置づけます。



「緑道の軸」は、多摩湖自転車歩行者道（狭山・境緑道）などの緑道を位置づけます。



「街路樹の軸」は、都市計画道路の整備と併せて街路樹等による緑化が図られる道路ネットワークを位置づけます。



ゾーン 地域ごとのみどりの特性やまちづくりの方向性を踏まえた「ゾーン」を位置づけます。



「歴史・文化・自然ゾーン」では、豊かなみどりの保全・活用や農と住の共生を基本に、歴史・文化・自然景観を保全します。



「住宅系市街地ゾーン」は、豊かなみどりの保全・活用や農と住の共生を図るとともに、ゆとりや潤いのある環境の創出を図ります。



「複合市街地ゾーン」は、既存のみどりの保全、維持管理・更新と積極的な緑化による、みどりとまちづくりの調和を図ります。

3 計画の基本方針

みどりの将来像の実現に向けて、みどりの姿、まちの姿、ひとの姿の3つの姿それぞれに対応する3つの基本方針を、以下のように定めます。

みどり
の姿

基本方針 1

東村山の魅力となるみどりを
守り・活かそう

—みどりや水辺の保全と質を高める取り組み—

基本方針 1 施策の方向性

- 1-1 樹林地のみどりを守り・活かそう
- 1-2 農のみどりを守り・活かそう
- 1-3 水辺のみどりを守り・活かそう
- 1-4 生物多様性に配慮したエコロジカルネットワークをつくろう

まち
の姿

基本方針 2

みどりとともに暮らすまち・
ライフスタイルをつくろう
—みどりや水辺を活かしたまち・
ライフスタイル形成の取り組み—

基本方針 2 施策の方向性

- 2-1 多くのひとが楽しめる公園や緑地をつくろう・活かそう
- 2-2 まちのみどりを守り・活かそう
- 2-3 みどりをつなげよう
- 2-4 計画的なみどりのまちづくりを進めよう
- 2-5 花やみどりの美しい庭をつくろう

ひと
の姿

基本方針 3

みどりとひとのつながりを深めよう
—みどりや水辺に親しみ、みどりを担う取り組み—

基本方針 3 施策の方向性

- 3-1 みどりに親しみ、つながりを深めよう
- 3-2 多様な主体との協働を進めよう

計 画 編

第5章

計画実現のための施策展開

第5章 計画実現のための施策展開

計画の実現に向けて、基本方針に基づいた施策の体系と内容を示します。

1 施策の体系

基本方針	施策の方向性	実施施策
基本方針1 東村山の魅力となるみどりを守り・活かそう	1-1 樹林地のみどりを守り・活かそう	1-1-1 狹山丘陵のみどり
		1-1-2 せせらぎの郷多摩湖緑地及び薬師山緑地周辺のみどり
		1-1-3 北山公園周辺のみどり
		1-1-4 淵の森緑地のみどり
		1-1-5 国立療養所多磨全生園等のみどり ①国立療養所多磨全生園のみどりの保全と活用 ②大規模施設のみどりの保全と活用
		1-1-6 小さな樹林地のみどり ①緑地保全地域のみどりの保全（都指定）と活用 ②緑地保護区域のみどりの保全（市指定）と活用 ③社寺境内地のみどりの保全と活用 ④保存樹木や保存生垣の保全と活用
		1-1-7 樹林地保全の推進 ①樹林地の保全の計画的な推進 ②樹林地保全制度の活用（促進）
		1-1-8 維持管理と活用による樹林地の質の向上 ①みどりの状況に応じた維持管理方策の検討 ②公民連携による維持管理の取り組み ③樹林地の活用の促進 ④八国山たいけんの里の活用と里山文化の伝承
	1-2 農のみどりを守り・活かそう	1-2-1 農地 ①農地の保全と活用 ②防災協力農地の充実
		1-2-2 農にふれあう機会の充実 ①体験機会の充実 ②地産地消の推進
1-3 水辺のみどりを守り・活かそう	1-3-1 水辺のみどり	1-3-1 水辺のみどり ①柳瀬川のみどりの保全と活用 ②空堀川のみどりの保全と活用 ③野火止用水のみどりの保全と活用 ④北川、前川のみどりの保全と活用
		1-3-2 河川・湧水等の水辺 ①自然に配慮した安全な川づくり ②水辺に親しむ空間づくり ③河川・湧水の保全
		1-3-3 水循環への配慮 ①雨水貯留・浸透に配慮した環境づくり ②公共下水道接続率の向上
1-4 生物多様性に配慮したエコロジカルネットワークをつくろう	1-4-1 エコロジカルネットワークの確保	
	1-4-2 生きものの実態把握	
	1-4-3 生物多様性の保全へ向けた理解の醸成	



基本方針	施策の方向性	実施施策	
基本方針2 みどりとともに暮らすまち・ライフスタイルをつくろう	2-1 多くのひとが楽しめる公園や緑地をつくろう・活かそう	2-1-1	計画的な整備・拡充 ①公民連携による公園づくり ②P-PFI制度※の活用 ③地域や時代のニーズに応じた公園づくり ④公園・緑地の整備・拡充
		2-1-2	適切な維持管理の推進 ①安心・安全に利用できる環境づくり ②状況に応じた植生管理
		2-1-3	公園や緑地を楽しむ機会の充実
		2-1-4	東村山市の特徴となる個性ある公園づくり ①都立公園 ②総合公園 ③運動公園 ④近隣公園 ⑤街区公園、児童遊園、仲よし広場
	2-2 まちのみどりを守り・活かそう	2-2-1	人々が集まる公共空間のみどり
		2-2-2	学校のみどり
	2-3 みどりをつなげよう	2-3-1	みどりをつなぐ ①街路樹 ②緑道
	2-4 計画的なみどりのまちづくりを進めよう	2-4-1	まちの緑化の推進 ①緑化を推進するエリアの設定 ②みどりを身近に感じる駅前空間の創出 ③風致地区や緑地協定等の制度の活用 ④みどりのまちづくりの支援 ⑤まちの緑化の推進
	2-5 花やみどりの美しい庭をつくろう	2-5-1	花やみどりの美しい庭づくり ①美しい庭づくり ②地域の庭づくり
基本方針3 つながりを深めよう みどりとひととの	3-1 みどりに親しみ、つながりを深めよう	3-1-1	みどりの情報発信
		3-1-2	みどりに集い楽しむ機会の拡充 ①みどりのイベントの計画的な実施 ②学校教育等と連携したみどりの学びの充実 ③みどりに親しむ拠点づくり
	3-2 多様な主体との協働を進めよう	3-2-1	市民・市民団体、民間事業者との連携・協力 ①市民・市民団体との連携・協力 ②事業者との連携・協力 ③みどりの担い手との連携・協力
		3-2-2	国や東京都、庁内の横断的な連携・協力

※P-PFI制度：公募設置管理制度（Park-PFI制度）。都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き制度。

2 施策の展開

基本方針1 東村山の魅力となるみどりを守り・活かそう



アジサイの美しい北山公園

武蔵野の面影が残る樹林地や農地のみどり、淵の森や野火止用水等の水辺のみどりなど、東村山市の魅力となるみどりを守るとともに、様々な主体によるみどりの活用を促進します。

また、みどりを守り・活用することにより、生物多様性に配慮した、エコロジカルネットワークの構築を進めて、人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現する都市を目指します。

1-1 樹林地のみどりを守り・活かそう

東村山市の豊かな樹林地の保全を進めます。また、それぞれの樹林地の特性に合わせた維持管理と活用を図ることにより、東村山市の樹林地を豊かに育てていきます。

1-1 施策一覧

1-1-1	狭山丘陵のみどり
1-1-2	せせらぎの郷多摩湖緑地及び薬師山緑地周辺のみどり
1-1-3	北山公園周辺のみどり
1-1-4	淵の森緑地のみどり
1-1-5	国立療養所多磨全生園等のみどり ①国立療養所多磨全生園のみどりの保全と活用 ②大規模施設のみどりの保全と活用
1-1-6	小さな樹林地のみどり ①緑地保全地域のみどりの保全（都指定）と活用 ②緑地保護区域のみどりの保全（市指定）と活用 ③社寺境内地のみどりの保全と活用 ④保存樹木や保存生垣の保全と活用
1-1-7	樹林地保全の推進 ①樹林地の保全の計画的な推進 ②樹林地保全制度の活用（促進）
1-1-8	維持管理と活用による樹林地の質の向上 ①みどりの状況に応じた維持管理方策の検討 ②公民連携による維持管理の取り組み ③樹林地の活用の促進 ④八国山たいけんの里の活用と里山文化の伝承



1-1-1 狹山丘陵のみどり

①狭山丘陵のみどりの保全と活用

- ・狭山丘陵のみどりは、雑木林と谷戸が入り組んだ里山生態系が広がる首都圏を代表する豊かなみどりです。東村山市においても重要なみどりとして、保全・活用を図ります。
- ・狭山丘陵のみどりのうち、都立狭山緑地（狭山公園）、都立八国山緑地は、東京都・周辺自治体・指定管理者・市民団体等の多様な主体と連携しながら、生物多様性の保全やみどりの質の向上を目指した緑地管理に取り組み、保全・活用を促進します。



都立狭山公園の散策路

1-1-2 せせらぎの郷多摩湖緑地及び薬師山緑地周辺のみどり

①せせらぎの郷多摩湖緑地周辺の保全と活用

- ・せせらぎの郷多摩湖緑地は、雑木林と湧水、畑など里山の風景が都市計画に基づき一体として保全された都市緑地です。引き続き、指定管理者と協力しつつ、適切な維持管理を図ります。
- ・里山の自然を身近に感じることができる公園（緑地）として、誰もが親しみ活用できるよう、里山学習やイベントの更なる充実を図ります。
- ・周辺にも良好なみどりが広がっていることから、一体的な保全・活用を検討します。
- ・薬師山緑地は、せせらぎの郷多摩湖緑地や狭山丘陵との連続性を確保し、一体的な保全・活用を図ります。

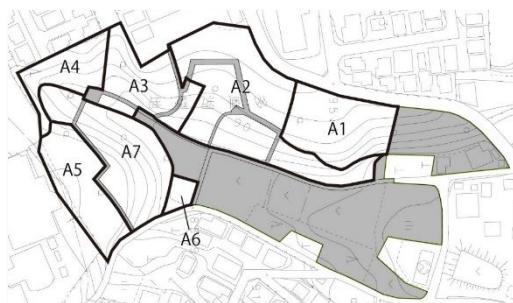


多摩湖緑地内に整備された生物観察路

■東村山市公共の緑の植生管理のガイドライン ーせせらぎの郷多摩湖緑地ー

せせらぎの郷多摩湖緑地の目標像

生物多様性を支える生息環境を維持し、クヌギ・コナラを中心とする雑木林



●A3、A4 地区も A1、A2 地区と同様に伐採し、萌芽更新により維持される林にします。萌芽更新しない場合には、コナラの苗木を植栽します。

●A4 地区では、谷頭部に生育するモミジバスズカケノキ、トウカエデ、ヘデラ（セイヨウキヅタ）など外来の園芸用樹木を早期に除去します。

●A7 地区はこれからも自然の状態を保存していきます。



1-1-3 北山公園周辺のみどり

①北山公園周辺のみどりの保全と活用

- ・北山公園周辺は、狭山丘陵を背景に樹林地や水田、北川やしょうちゃん池などの豊かな水とみどりに囲まれ、多くの野草や生きものが生息・生育しています。
- ・市民や市民団体、指定管理者と連携しながら、多様な生きものが生息する環境づくりと、豊かな自然に気軽にふれあえる里山の景観の保全・活用を進めます。



秋の北山公園

1-1-4 淀の森緑地のみどり

①淀の森緑地の保全と活用

- ・淀の森緑地は、多様な生きものの生息・生育する重要なみどりとして、引き続き河川管理者である東京都や埼玉県、隣接自治体や周辺住民、市民団体と連携しながら保全活動を継続します。
- ・柳瀬川の河川整備にあたっては、残された貴重な河畔林を保存するため、自然環境に配慮し、河川管理者である東京都や埼玉県、関係団体との協力のもとで取り組みます。
- ・河岸の崩落や倒木など、安全性確保への対応を、市民団体との意見交換を実施しながら進めます。



柳瀬川両岸に広がる淀の森の河畔林

■東村山市公共の緑の植生管理のガイドライン 一淀の森緑地一

現地調査をもとに、目標像とした樹林の姿とするための樹林地管理上の課題を抽出し、その対策をまとめています。また、平成30年度に公有地化を完了した柳瀬川の対岸に広がる樹林地（通称：八郎山）についても、一体として管理を行っています。

淀の森緑地の目標像

貴重な春植物の生息環境を維持し、クヌギ・コナラを中心とする雑木林



●北側樹林は積極的に高木を伐採し、萌芽更新による若がえりを行います。高齢により萌芽が生じない場合は補植をします。住宅と接していない南側では、これまでどおり衰弱木、危険木を伐採対象とし、高木は保存して深い森を目指します。

●淀の森緑地の南側の柳瀬川の河川沿い及び対岸の緑地（通称：八郎山）には、常緑広葉樹のシラカシ林があります。ここにあるシラカシ林は、この地域の自然林と考えられるので、環境の多様性を保全する観点から、ひとが立ち入らないようにし、手を加えないようにします。





1-1-5 国立療養所多磨全生園等のみどり

①国立療養所多磨全生園のみどりの保全と活用

- ・国立療養所多磨全生園は、多磨全生園入所者自治会の提唱する「人権の森」構想の考えに基づき、入所者の努力により守られてきた豊富なみどりの保全に努めます。
- ・「人権の森」等について様々な学習体験やイベントの開催を図ります。

②大規模施設のみどりの保全と活用

- ・多摩北部医療センターや東村山浄水場など大規模な施設では広大なみどりを有していることから、施設管理者の協力のもと、市民との協働を含め、適切なみどりの維持を促進します。



多摩北部医療センター内に広がる樹林

■ 「人権の森」構想

喜び、楽しみ、愛に満ちたいのちがあります。怒り、哀しみ、憎しみを抱いたいのちがあります。いのちを育み、癒もうと植えられないほんをやつほんの木が、この豊かな森をつくりました。

多磨全生園「人権の森」を、いっしょに守り育てていきませんか。

豊かな緑を育むとともに、人の命や命を尊重する文化を育むことをめざして下さい。
多磨全生園に暮らす人々の命をつなぎながら、ハセキン記念公園（人権の森）が整備されました。
東村山市は、この森を市内を走る大人の命とも、自然の命と共に繋げています。

じんけんのもり
The Forest of Human Rights
[www.jinkenomori.com](http://jinkenomori.com)

資料：人権の森ポスター

国立療養所多磨全生園は、全国に 13 ある国立のハンセン病療養所の 1 つです。国立療養所多磨全生園では、望郷の念にかられながら故郷の山河、家族への思いを託して、昭和 23 (1948) 年から緑化委員会を組織し、植樹活動を行ってきました。戦後、自然解消していた緑化委員会でしたが、昭和 46 (1971) 年に再度設置し、ふるさとの森造り計画 (昭和 58 (1983) 年) を立て、一人一木運動や県木の森など、様々な緑化活動を行ってきました。252 種、3 万本もの園内の緑、そのほとんどは入所者の方々が「将来、自分たちがいなくなつた時も、自分たちを受け入れてくれたこの緑の地を東村山の市民に残そう」との思いを込めて植え、育ててきたものであり、これらの木々の成長は、国立療養所多磨全生園の 110 年余の歴史と重なり合っています。

入所者自治会は、このハンセン病の歴史・人権の歴史とともにある豊かな緑、ハンセン病資料館、共同生活を営んできた寮や館、神社、納骨堂などの歴史的価値を持つ建造物や史跡、これらすべてを「人権の森」として保全・保存し、後世に伝えようと、平成 14 (2002) 年、「人権の森」構想を立ち上げました。これを療養所の将来構想として、国へ要請し、東村山市とともにこの構想の実現に向けた活動をしています。

1-1-6 小さな樹林地のみどり

①緑地保全地域のみどりの保全（都指定）と活用

- ・東村山大沼田緑地保全地域や東村山下堀緑地保全地域など東京都の指定する緑地保全地域は、クヌギやコナラを主体とする雑木林であり、東京都と連携しながら、その保全・活用を図ります。
- ・維持管理、今後の更新等について引き続き都と意見交換を行いながら、適切な管理を継続します。

②緑地保護区域のみどりの保全（市指定）と活用

- ・民有の雑木林のみどりは、東村山市の景観を形成する重要なみどりです。市が指定する緑地保護区域を保全する取り組みを継続します。
- ・所有者と協力しながら、維持管理等の実態を把握し、適切な管理方法を検討するとともに、周辺住民への開放等、新たな方法を検討します。
- ・所有者の意向を確認しながら、市民緑地制度の適用について検討します。
- ・公有地化の要望があった際は、国や東京都の制度を活用するなど、保全方策を検討します。
- ・雑木林が売却、細分化されることを抑制するために、税制上の優遇措置の要望について、周辺市町村と協力し継続します。



緑地保護区域に設置された看板

③社寺境内地のみどりの保全と活用

- ・社寺境内地のみどりは、鎮守の森として地域に根付き、自然的・歴史的にも重要なみどりです。所有者の意向に配慮しながら、保全や維持管理を支援します。
- ・社寺境内地と隣接する都市公園(熊野公園、稻荷公園等)についても連続性のある管理を継続します。



正福寺地蔵堂

④保存樹木や保存生垣の保全と活用

- ・屋敷林などの地域のみどりや歴史を活かしたまちなみづくりを進めるため、保存樹木、特別保存樹木、保存生垣の制度を活用し、維持・保全を支援します。
- ・所有者と協力しながら、指定した樹木や生垣の実態に応じ、維持管理など、適切な対応策を検討します。



市天然記念物の通称「万年橋のケヤキ」



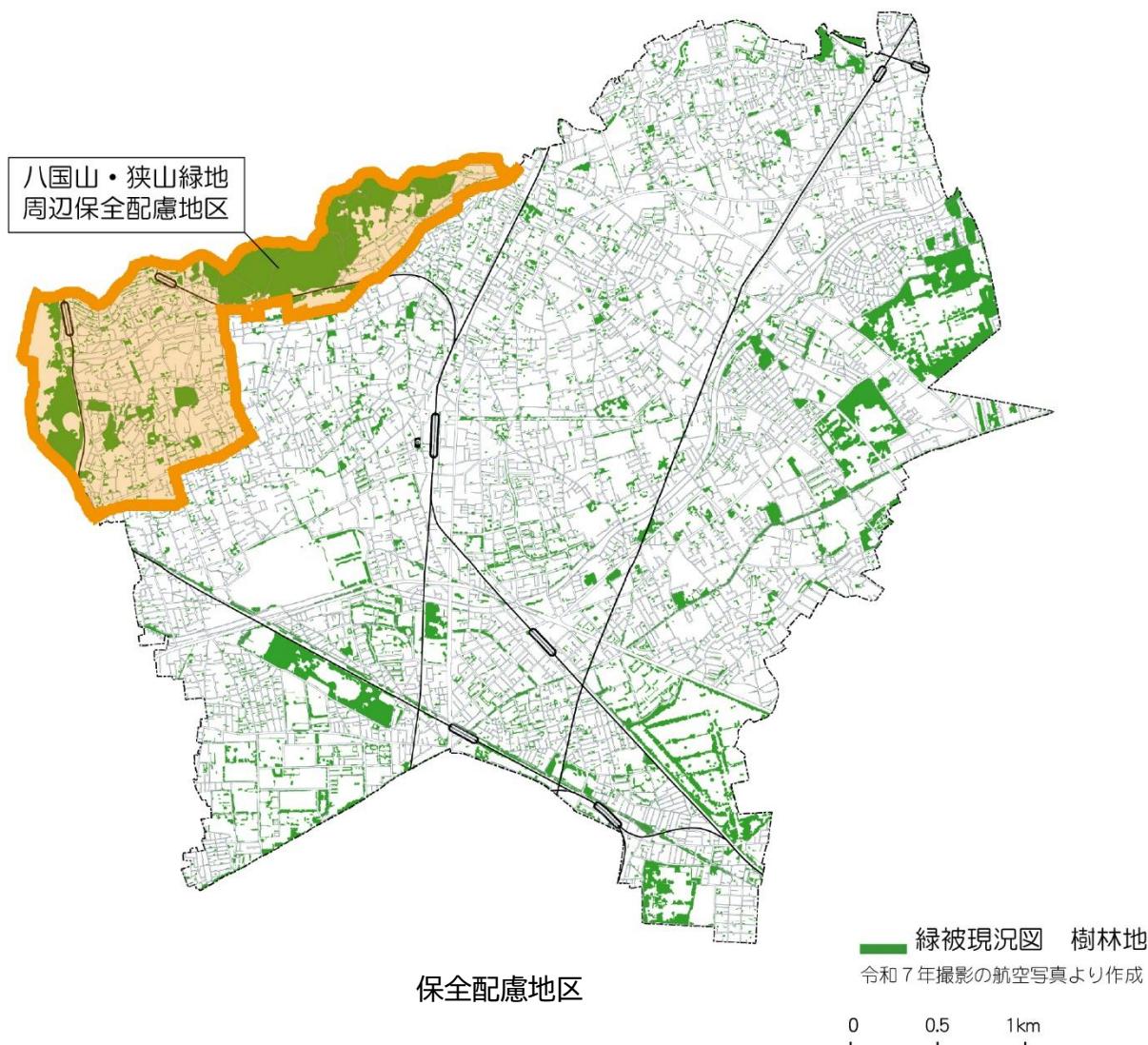
1-1-7 樹林地保全の推進

①樹林地の保全の計画的な推進

- ・樹林地の減少に対応し、重要なみどりの保全を図るため、重点的に保全に配慮する保全配慮地区を設定します。保全配慮地区は、「都市緑地法」の規定に基づき定められた「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。
- ・保全すべき重要なみどりは、市民緑地制度等の各種制度を活用した計画的かつ適切な保全を図るとともに、必要に応じて、公有地化を検討します。

■保全配慮地区の設定

- ・保全配慮地区は、東村山市の重要なみどりである「みどりの核」が相互につながり、規模の大きなみどりを形づくる「八国山・狭山緑地周辺保全配慮地区」を定めます。
- ・対象とする区域については、平成元年に東京都が自然環境の保全と活用を図ることを目的として策定した「みどりのフィンガープラン」において「狭山丘陵」として位置づけられている区域に、北山公園の用地を加えたものとしました。



■保全配慮地区の方針

【八国山・狭山緑地周辺保全配慮地区】

現状	
	<ul style="list-style-type: none">・八国山・狭山緑地周辺保全配慮地区は、クリやクヌギ、コナラなどの樹林地や、ナシをはじめとする果樹園、畑などの農地で構成されています。また、丘陵地の大部分は、都立狭山緑地（狭山公園）や都立八国山緑地、北山公園、せせらぎの郷多摩湖緑地などの公園・緑地となっているほか、周辺住宅地も含め北山風致地区が指定され、豊かなみどりの保全が図られています。・都立八国山緑地を中心に、周辺自治体とも連続する広大なみどりは、首都圏を代表するみどりとなっています。・上記の公園・緑地においては、市民協働による維持管理活動が行われ、良好なみどりとなっています。
方針	<ul style="list-style-type: none">・東村山市を代表するみどりとして、保全配慮地区に位置づけ、これまでのみどりの取り組みを継続します。・みどりの適切な維持管理を進め、生きものの生息に配慮するなど、その質の向上に努めます。・樹林地周辺は住宅地となっていることから、残存する樹林地や農地の保全に取り組み、みどりとの調和に配慮していきます。



②樹林地保全制度の活用（促進）

- ・国や東京都と連携しながら、特別緑地保全地区や市民緑地制度等、様々な樹林地保全制度の活用を検討します。
- ・緑地保全基金の一層の充実と活用、ふるさと納税制度や森林環境譲与税の活用等、多様な財源の確保について検討します。

■樹林地を守る保全制度

貴重なみどりを守るために、様々な保全制度があります。これらは、法律や条例などに基づき、一定の土地利用規制等によって樹林地などの担保を図る方法です。こうした制度を活用することで、樹林地の所有者と協力しながらみどりを守ることができます。

名称	概要
近郊緑地保全区域 (首都圏近郊緑地保全法)	首都圏の近郊整備地帯における無秩序な市街化の防止などを目的として、良好な自然環境を形成している樹林地や水辺地等において、建築行為など一定の行為を届出制にすることなどにより緑地を保全する制度です。
近郊緑地特別保全地区 (首都圏近郊緑地保全法)	都市の良好な自然環境を形成する枢要な緑地において、建築行為など一定の行為を許可制により制限し、現状凍結的に緑地を保全する制度です。
特別緑地保全地区 (都市緑地法)	良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るために風致の維持が必要な区域について定め、地区内における木竹の伐採、建築行為、土地の形質の変更等、一定の行為を許可制とする制度です。
風致地区 (都市計画法)	市内に残る貴重な民有緑地を保全するとともに、広く市民の利用に供するため、緑地や緑化施設を公開する制度です。
市民緑地 (都市緑地法)	東京都の指定する保全地域で、自然環境保全地域、森林環境保全地域、里山保全地域、歴史環境保全地域、緑地保全地域の5つがあり、良好な自然の生態系を保護するため、また現在残されている良好な自然を保ち、次代へと引き継いでいくための制度であり、利用には制限があります。
東京都保全地域 (東京における自然の保護と回復に関する条例)	農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、地域内の緑地や農地の保全・活用・連携の方針を策定します。育成計画に基づき、取り組みを進めることで、地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全、育成する制度です。
農の風景育成地区 (農の風景育成地区指定運営要綱)	良好な自然状態で保持されている樹林地や動植物の生息地、市民の生活環境に寄与している社寺林等、市内の緑の保護を図るために必要な区域において、建築行為など一定の行為を許可制により制限する制度です。
緑地保護区域 (東村山市緑の保護と育成に関する条例)	

1-1-8 維持管理と活用による樹林地の質の向上

①みどりの状況に応じた維持管理方策の検討

- ・樹木の老木・高木化や管理されていない樹林の増加、日当たりや落ち葉等への近隣からの苦情など、市街地内の公園や緑地等の樹林地や街路樹には様々な問題が生じています。
- ・これに対応し、市街地内の樹林地や街路樹は、適切な保全の一助となるよう、みどりの質の向上を目指した維持管理を進めます。
- ・必要に応じ緑化審議会へ助言を求めるとともに、指定管理者とも情報共有を図りながら、「東村山市公共の緑の植生管理のガイドライン」を基本に、適切な維持管理を継続します。
- ・ナラ枯れへの対応により伐採した樹林地については、その後の状況を確認し必要な対応を図ります。



野火止用水沿いの樹木の剪定作業

②公民連携による維持管理の取り組み

- ・樹林地の落ち葉清掃や雑草処理などを適切に推進するとともに、指定管理者や市民と協働による取り組みを継続していきます。
- ・老木化・高木化した樹木については剪定・伐採後の廃材の活用を含む二次的利用について、事業者等との公民連携による取り組みを推進します。

③樹林地の活用の促進

- ・樹木の維持管理で排出される落葉や剪定枝の再利用を進めます。循環型農業での利用、薪ストーブ等の燃料としての活用など、多様な用途について検討します。

④八国山たいけんの里の活用と里山文化の伝承

- ・八国山たいけんの里は、自然や歴史、民俗等の文化を体験できる施設として、市民や来訪者へPRするとともに、積極的に活用します。
- ・里山文化を伝承するため、里山の自然を利用した体験講座やサツマイモ栽培体験等の里山について学ぶ機会の創出を図るほか、雑木林をこどもたちの遊び場や学習の場として引き続き活用します。



八国山たいけんの里での草木染め体験



1-2 農のみどりを守り・活かそう

東村山市には、畑や果樹園など多くの農地が点在しています。これらは、雑木林と一緒に東村山市の原風景をつくりだす重要なみどりです。地産地消の取り組みや農を通じた交流など、農地の持つ多様な機能を活用することにより、農のみどりを保全します。

1-2 施策一覧

	農地
1-2-1	①農地の保全と活用 ②防災協力農地の充実
1-2-2	農にふれあう機会の充実 ①体験機会の充実 ②地産地消の推進

1-2-1 農地

①農地の保全と活用

- 農地は農業生産の場としてだけでなく、景観や防災、レクリエーションなど多様な機能を持っています。農業に対する理解を深めるとともに、農業振興策の充実により、農地の保全を図ります。
- 東京都と連携して補助事業等により、農地の保全を支援し、農地を未来に残す取組を継続します。
- 所有者の意向に配慮しつつ、農の風景育成地区制度等の活用を検討します。
- 生産緑地制度、特定生産緑地制度の活用を推進し、農地の保全を図ります。
- 農地貸借のマッチングや、市民農園、体験農園としての活用を推進します。



恩多町第1市民農園

②防災協力農地の充実

- 都市農地は多面的な機能として、火災延焼防止や、震災時におけるいっぽき集合場所などの役割を担っています。協定締結先である東京みらい農業協同組合及び農地所有者の協力のもと、防災協力農地の維持と周知を図ります。



防災協力農地に指定された農地

1-2-2 農にふれあう機会の充実

①体験機会の充実

- ・市民農園や体験農園などを有効活用し、農業とのふれあいや体験の場づくりを進めます。また、小中学校の総合的な学習の時間などでも、農業体験や農業の理解に努めます。
- ・農とみどりの体験パーク「秋津ちろりん村」を、市民交流や農業体験の場となる都市公園・緑地として活用することを継続します。農業体験の拡充や公園利用の促進のため指定管理者との公民連携による管理・活用を検討します。



秋津ちろりん村

②地産地消の推進

- ・市内の農産物直売の場づくりを促進するほか、農産物直売所マップ、地産地消推進アプリや WEB サイトを活用して、地場農産物の情報の充実を推進します。
- ・直売の場においては、地域の農業への理解や愛着を育むよう、生産者と消費者の交流を図ります。
- ・地場農産物の学校給食での活用を継続し、地場野菜及び果樹の普及啓発に努めます。



「マルシェ久米川」での
生産者と消費者のふれあい

■農業を体験してみよう

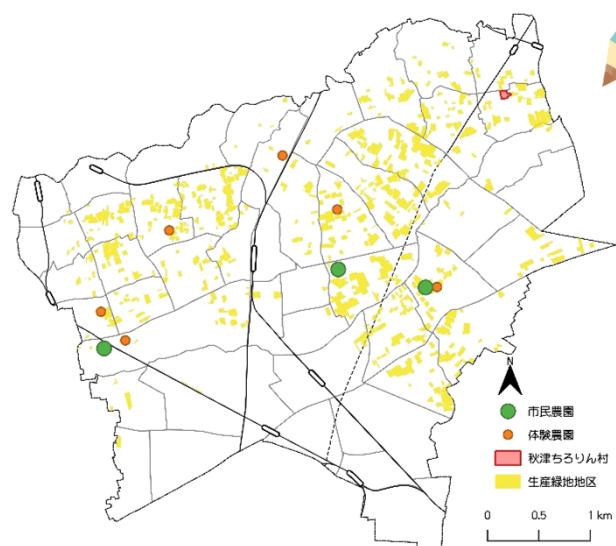
市内には市民農園や体験農園、農とみどりの体験パーク「秋津ちろりん村」があります。また、東村山産のブランド果実である「多摩湖梨」や「多摩湖ぶどう」の収穫体験ができる農園などもあり、農業を身近に感じ、気軽に楽しむことができます。



多摩湖梨



恩多町第1市民農園



農業体験施設位置図



1-3 水辺のみどりを守り・活かそう

市内には、柳瀬川、空堀川、北川、前川等が流れるほか、湧水も点在しています。また、江戸時代にかんがい用水路として開拓された野火止用水が流れ、豊かな水辺環境を有しています。豊かな水辺や水辺と関わりの深いみどりを一体的に保全します。

1-3 施策一覧

1-3-1	水辺のみどり ①柳瀬川のみどりの保全と活用 ②空堀川のみどりの保全と活用 ③野火止用水のみどりの保全と活用 ④北川、前川のみどりの保全と活用
1-3-2	河川・湧水等の水辺 ①自然に配慮した安全な川づくり ②水辺に親しむ空間づくり ③河川・湧水の保全
1-3-3	水循環への配慮 ①雨水貯留・浸透に配慮した環境づくり ②公共下水道接続率の向上

1-3-1 水辺のみどり

①柳瀬川のみどりの保全と活用

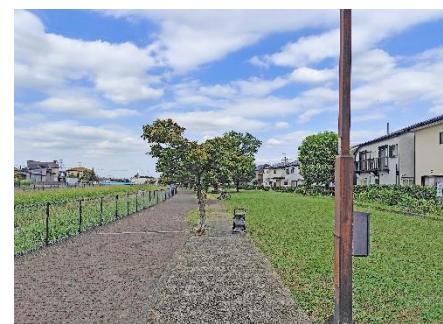
- ・柳瀬川の河畔に位置する淵の森緑地は、多様な生きものの生息・生育する重要なみどりとして、引き続き、隣接自治体や周辺住民、市民団体と連携しながら保全活動を継続します。
- ・河岸の崩落や倒木など、安全対策への対応を、市民団体との意見交換を実施しながら進めます。



柳瀬川と淵の森緑地のみどり

②空堀川のみどりの保全と活用

- ・空堀川では、河川区域内における遊歩道等での緑化推進など地域に親しまれる川づくりを河川管理者や市民団体等と協力して促進します。



空堀川沿いに続く遊歩道

③野火止用水のみどりの保全と活用

- ・野火止用水については、東京都の歴史環境保全地域に指定されており、由緒ある歴史環境や良好な水辺の維持・管理に東京都や近隣の自治体と連携し取り組んでいきます。また、歴史や自然についてのイベントの開催などにより活用を図ります。
- ・河岸の樹木は、危険木の伐採等により樹間の空いたスペースへの補植や、萌芽更新等の手法を用いた樹木の若返りについて検討します。
- ・補植する樹種の選定にあたっては、野火止用水の自然に見合ったものとなるよう配慮するとともに、護岸の状況に合わせた対応を図ります。
- ・河岸調査にて判明した優先対策箇所の護岸工事を実施するなど、安全対策を推進します。



野火止用水

④北川、前川のみどりの保全と活用

- ・北川は、周辺住民や市民団体等と連携しつつ、北川緑道や北山公園及び周辺の樹林地と一緒にとなったみどりの維持管理や緑化推進により、地域に親しまれる川づくりを促進します。また、前川は、河川と一緒に整備を行うなど、潤いある都市空間の創造に努めます。



北山公園内に整備された親水広場で
実施されるイベント



1-3-2 河川・湧水等の水辺

①自然に配慮した安全な川づくり

- ・水辺のみどりの保全により、水辺に生息・生育する生きものに配慮します。
- ・近年の台風等による豪雨災害に鑑み、洪水時に倒木の恐れのある樹木、住民利用並びに河川施設に支障のある樹木については河川管理者と連携しながら伐採を進めています。



市内でよくみかけるカルガモ

②水辺に親しむ空間づくり

- ・市民が豊かな水辺環境を楽しめるよう、市民団体の主体的な活動を支援するとともに、河川敷等で開催されるイベントを通じて、水辺に親しむ機会を創出します。



空堀川鯉のぼりフェア

③河川・湧水の保全

- ・河川と公園の一体的整備を行うなど、潤いのある都市空間の創出を図ります。また、河川の清掃などの美化活動を市民団体や周辺住民と協働して行うとともに、各河川や湧水の水質・水量等について、必要に応じて調査等を行います。



地域住民による柳瀬川の清掃活動

1-3-3 水循環への配慮

①雨水貯留・浸透に配慮した環境づくり

- ・グリーンインフラの推進や総合治水の観点から、公園、緑地、農地、雨水調節池等の保全を推進し、流域全体の雨水貯留・浸透能力を強化します。
- ・雨水貯留・浸透施設等設置助成制度、宅地開発及び建築物の建築に関する指導要綱等により、雨水貯留・浸透施設の設置を推進します。

②公共下水道接続率の向上

- ・市民の生活環境の改善や河川等の水質改善のために、下水道水洗化率（接続率）の向上を図るとともに、水質や水量が適切に管理されるよう、下水道施設の維持・管理を行います。

1-4 生物多様性に配慮したエコロジカルネットワークをつくろう

東村山市のみどりや水辺には、トウキョウダルマガエル等の貴重な生きものが確認されるなど、豊かな環境を有しています。今後もみどりや水辺が多様な生きものの生息・生育環境となるよう、みどりとみどりをつないで、エコロジカルネットワークをつくります。

1-4 施策一覧

1-4-1	エコロジカルネットワークの確保
1-4-2	生きものの実態把握
1-4-3	生物多様性の保全へ向けた理解の醸成

1-4-1 エコロジカルネットワークの確保

①エコロジカルネットワークの確保

- ・みどりの特性に応じ、中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区を設定し、エコロジカルネットワークの確保に努めます。
- ・まちづくりにおいては、生きものの生息・生育環境に可能な限りの配慮を検討します。
- ・エコロジカルネットワーク形成上、重要な地区については、民間の取組等によって生物多様性が図られている区域である「自然共生サイト」の活用検討に努めます。

エコロジカルネットワーク	東村山市のみどり	みどりの骨格構造
中核地区 (15ha 以上の規模の大きなみどり)	八国山周辺 国立療養所多磨全生園周辺	みどりの核 
拠点地区 (規模の大きなみどり・生きもののすみかとなっているみどり)	都立東村山中央公園 都立狭山緑地（狭山公園） せせらぎの郷多摩湖緑地周辺 北山公園 都立小平霊園 淵の森緑地 多摩北部医療センター	
緩衝地区	中核地区・拠点地区的周辺のみどり（農地など）	
回廊地区	みどりの核をつなぐ河川や緑道など	みどりの回廊 



■生物多様性に配慮したエコロジカルネットワークをつくろう

エコロジカルネットワークとは、生物多様性を保全するため、生態系の拠点となるみどりを適切に配置し、つながりを持たせることです。生きものの生息・生育地となるみどりの核や緩衝となるみどりを適切に配置するとともに、生きものの分散・移動による個体群の交流を促進するため、生態的なみどりの回廊を確保することが重要とされています。

生物多様性の保全に関する国際的な関心が高まり、日本を含む世界各国で様々な取り組みが進められている中、世界人口の半数以上が居住する都市における生物多様性に対しても、注目が高まっています。



資料：H16 国土交通省「人と自然との美しい共生 エコロジカル・ネットワーク」を参考に作成

1-4-2 生きものの実態把握

①生きものの実態調査

- ・緑地や公園の生きものの状況を把握する実態調査に市民など様々な主体と協働で取り組みます。
- ・生物多様性地域戦略の策定を見据え、市民団体等の実施する調査データの一元化を図ります。また、東村山市の生態系において指標となるような種の選定を進めるなど具体的な取り組みについて検討します。



✿ 野火止用水で撮影されたカワセミ

1-4-3 生物多様性の保全へ向けた理解の醸成

①生物多様性の保全へ向けた理解の醸成

- ・緑地や公園における生物多様性の保全について、市民の理解を醸成するため、市民団体や事業者と協働し、自然観察会等の学ぶ機会の充実を図ります。
- ・希少種を含む在来種の保全のために、北山公園における外来種防除事業等を継続します。
- ・アライグマ、ハクビシンなど、外来生物の防除の取り組みを図るとともに、生態系等に被害を及ぼす外来種の分布拡大などに対応し、関係機関と連携しつつ、分布状況等を確認しながら必要に応じて取り組みを進めます。



北山公園外来種防除イベント

基本方針2

みどりとともに暮らすまち・ライフスタイルをつくろう



菖蒲でにぎわう北山公園

豊かなみどりなど、地域の魅力を活かした公園・緑地の整備・拡充を、多様な主体との協力のもとで進めます。

また、みどりのまちづくりを進め、みどりとともに暮らすまち・ライフスタイルの構築により、環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市を目指します。

2-1 多くのひとが楽しめる公園や緑地をつくろう・活かそう

市内には、東村山中央公園などの都立公園や、里山の景観を有する北山公園、運動場の整備された東村山公園（運動公園）など、様々な特徴を持った公園があります。

公園・緑地の計画的な整備・拡充・維持管理を進め、地域のニーズに合わせた個性ある公園づくりを多様な主体とともに進めます。また、様々な魅力にあふれる公園・緑地を、多くのひとが楽しむ機会の充実を図ります。

2-1 施策一覧

2-1-1	計画的な整備・拡充 ①公民連携による公園づくり ②P-PFI制度の活用 ③地域や時代のニーズに応じた公園づくり ④公園・緑地の整備・拡充
2-1-2	適切な維持管理の推進 ①安心・安全に利用できる環境づくり ②状況に応じた植生管理
2-1-3	公園や緑地を楽しむ機会の充実
2-1-4	東村山市の特徴となる個性ある公園づくり ①都立公園 ②総合公園 ③運動公園 ④近隣公園 ⑤街区公園、児童遊園、仲よし広場



2-1-1 計画的な整備・拡充

①公民連携による公園づくり

- ・指定管理者等による公園の管理・保全・活用を継続し、公民連携による公園づくりを引き続き推進します。

②P-PFI制度の活用

- ・公募設置管理制度（Park-PFI制度）の活用を継続するとともに、必要に応じて新たに適用し、管理者と協力しながら、市民が利用しやすい公園づくりを進めます。
- ・制度の活用にあたっては、利用者や近隣住民の意向に配慮した公園づくりを実施します。



萩山公園 P-PFI 「はぎま」

③地域や時代のニーズに応じた公園づくり

- ・高齢者・子育て世代の利用が見込まれる地域や、駅周辺などの新たにぎわいが創出される地域等、人口動向や時代の変化を踏まえ、既存の公園の再整備を含めて、地域のニーズに合った公園づくりを目指します。
- ・こどもたちに多様な体験活動の機会を生み出す公園づくりを推進します。
- ・再整備にあたっては、各公園の特性に合わせてインクルーシブな考え方や駐車場設置の必要性、健康づくりや防災に関する機能等を個別に検討していきます。

④公園・緑地の整備・拡充

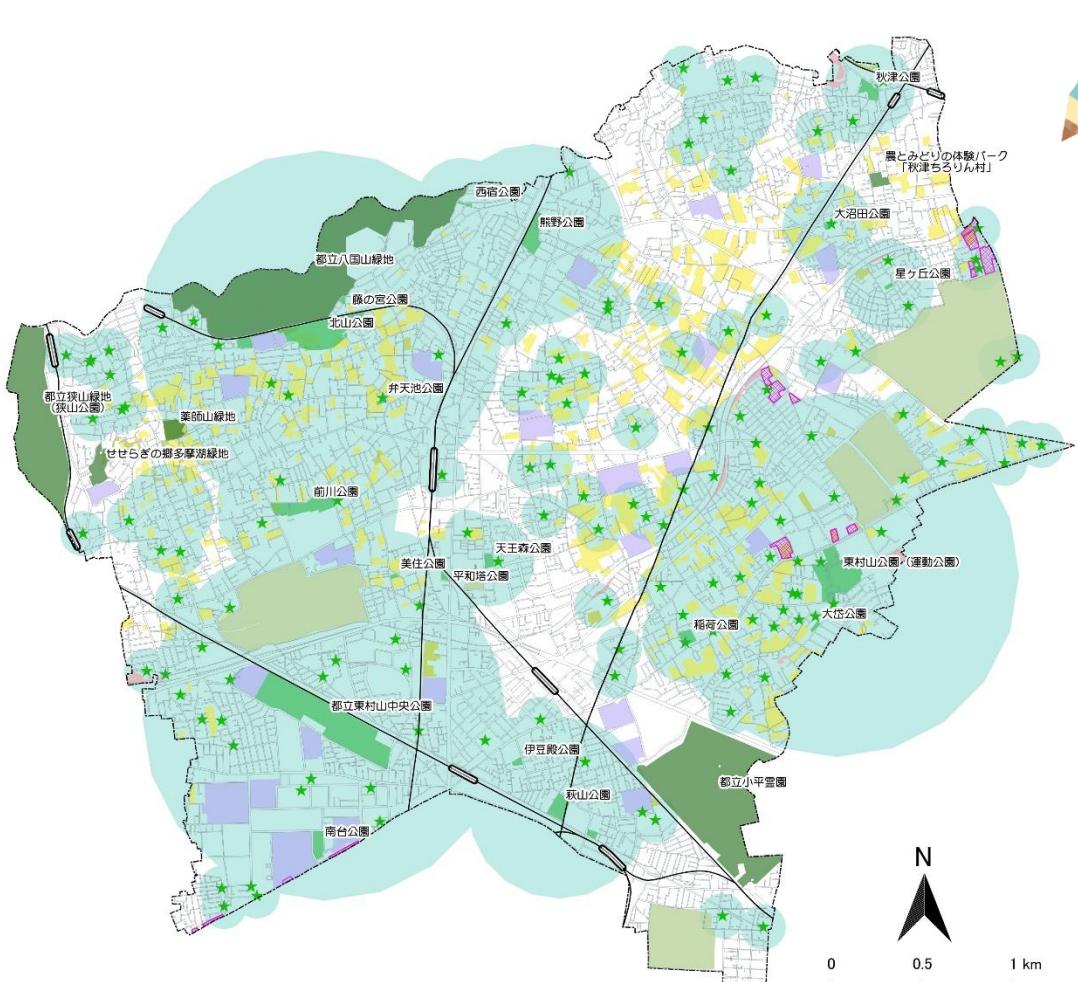
- ・今後も、多くのひとが公園・緑地を楽しむことができるよう、計画的な整備・拡充を進めます。
- ・東京都の定める「都市計画公園・緑地の整備方針」における優先整備区域に北山公園、せらぎの郷多摩湖緑地が定められており、用地取得など公園整備を進めます。
- ・より利用者のニーズや地域の現状に合った公園の整備・運営をしていくため、公園の配置や機能配分を見直しながら再整備を進めます。
- ・長期未整備の都市計画公園は早期の整備を目指すことはもとより、その実態を把握し、状況に応じた見直しの対応方針を検討します。

■みどりとオープンスペースの機能の配置

東村山市には都立公園が2か所、市立公園が174か所開園しています。また、児童遊園や仲よし広場等の公園1か所あたりの面積が100~300m²の中小規模の公園が分散して配置され、都市公園の機能を補う役割を果たしています。

都市公園のうち、街区公園、近隣公園、運動公園、総合公園に加え、児童遊園、仲よし広場について、それぞれの位置と地域住民が容易に利用することができる誘致距離の目安を下図に表しました。下図の水色の地域は、近くにこれらの公園等が配置されていますが、白い地域は近くに公園等が配置されておらず、公園や緑地の配置を検討すべき地区となっています。

みどりとオープンスペースが持つ多機能性を最大限発揮させていくよう、公園の再編等についても検討を進めていきます。





2-1-2 適切な維持管理の推進

① 安心・安全に利用できる環境づくり

- ・遊具やベンチ等の公園施設の点検・修繕・更新を定期的に実施し、利用者が安心・安全に利用できる環境をつくります。

② 状況に応じた植生管理

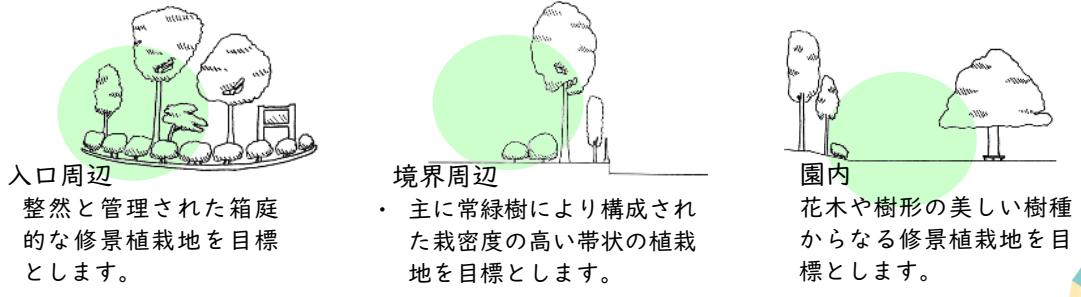
- ・道路や公園・緑地等の植栽の維持管理については、「東村山市公共の緑の植生管理のガイドライン」を基本に、適切な管理を進めます。
- ・老木化・高木化した樹木やナラ枯れへの対応等を含め、計画的な維持管理・更新を図ります。
- ・生物多様性保全の観点から、里地里山の管理を適正に行い、自然の質を保つよう努めます。
- ・剪定・伐採した樹木の二次的利用について、公民連携を取り入れた方策を検討します。
- ・落ち葉清掃や雑草処理などを適切に推進するとともに、市民と協働による取り組みを継続していきます。



萩山公園新設遊具

■東村山市公共の緑の植生管理のガイドライン 一都市公園一

それぞれの公園の持つ機能を発揮させるため、みどりの目標像を検討しています。



公園のみどりの状況に応じ、課題と対策を検討しています。

みどりの状況	課題	対策
ソメイヨシノ 	■樹種の課題 ソメイヨシノの衰退 境界周辺に植栽されているソメイヨシノは、高齢化が進み、樹勢の低下により、枯損や倒木の恐れがあります。	□対策 樹勢回復をめざしてソメイヨシノは、腐朽部分の措置等の外科的手当てを施すとともに、施肥や土壌改良などによって樹勢の回復を促します。回復が望めず、枯損が進む場合には、伐採と更新（植替え）を検討します。
コナラ  高齢化したコナラ林 健康度が低下している	■構造の課題1 コナラ高齢化 コナラの既存林をそのまま活用している公園では、コナラの高齢化が進行しています。こうした雑木林の樹木は、10年から20年で伐採し、萌芽更新による若がえりを図りながら存続してきましたが、樹木の高齢化に加えて、病害虫の発生も見え始めています。	□対策 緑地の将来像を検討 このままコナラ高齢林として維持する方法、常緑樹林への遷移、萌芽更新による若返りの3つの管理手法が想定されるので、立地環境も踏まえた効果的な手法を検討します。
ケヤキ  競合して健康度が低下した ケヤキ	■構造の課題2 ケヤキ健康度低下 大木となるケヤキが植栽されていて、公園の面積規模と合致していないところがあります。こうした場所では、ケヤキ同士の競合により樹勢が低下しているほか、下部に生育するイロハモミジ、ハナミズキ等の健康度も低下しています。	□対策 本数を減らして健康度を回復 弱ったケヤキを伐採することにより、ケヤキ同士の競合を解消し、樹勢の回復を促します。回復しない場合は、水分不足や栄養不足などの要因も考えられるので、土壌診断や土壌改良などを検討します。

2-1-3 公園や緑地を楽しむ機会の充実

①公園や緑地を楽しむ機会の充実

- 公園・緑地を活用したイベントの開催を通じて、公園・緑地を楽しむ機会の更なる充実に努めます。



2-1-4 東村山市の特徴となる個性ある公園づくり

①都立公園

- ・都立東村山中央公園、都立狭山緑地（狭山公園）、都立八国山緑地、都立小平霊園は、東京都と連携しながら保全・活用を促進します。



都立東村山中央公園

②総合公園

- ・北山公園は、狭山丘陵を背景にした自然豊かな公園で、新東京百景に選ばれています。豊かな水とみどりに囲まれ、初夏には約 600 種類 8 千株 10 万本の花菖蒲が咲き乱れます。春には桜、秋には曼珠沙華など、季節の花が楽しめます。また、池やその周辺には多くの野鳥が集まり、羽を休める姿などを見ることもできます。人々は北山公園で憩いの時を過ごし、その豊かな景色を守り・育てるため、様々な活動を展開しています。
- ・今後も北山公園が東村山市を象徴する公園となるよう、公有地化を継続し、都市公園としての整備を推進します。また、花菖蒲の維持管理を継続するとともに、稻作の風景を残し、生物多様性の保全などの市民活動、市内外の人々の交流や体験の場として、活発な活動がなされる交流の拠点の形成に取り組みます。
- ・公園利用者の意見を取り入れつつ、中長期的な見通しのもとで、計画的な整備・管理に取り組みます。



✿ ライトアップされた夜の花菖蒲



市民団体による生物多様性の保全活動

③運動公園

東村山公園（運動公園）においては、老朽化している状況や、多様化する市民ニーズを踏まえ、公共スポーツ施設の今後の方向性について検討していきます。

④近隣公園

- ・近隣公園は、各公園の位置づけを踏まえ、特徴を活かした公園づくりを推進します。
- ・熊野公園は、熊野神社と一体となった地域に親しまれる公園として、市民協働による維持管理やイベントの実施を継続します。
- ・萩山公園は、防災機能の充実が図られた公園スペースと、管理事務所や飲食物の提供が実施されるP-PFI施設が新たに整備されており、指定管理者と連携しつつ、市民交流の場として更なる活用を図ります。
- ・前川公園は、市民交流の場やスポーツ施設の整備に加え、防災機能を持った公園として整備を推進します。



熊野公園ボランティアの会主催の
水鉄砲大合戦

⑤街区公園、児童遊園、仲よし広場

- ・街区公園は、市民の暮らしに最も身近な公園として、地域のニーズに応じて整備・充実を図ります。また、児童遊園や仲よし広場、市民緑地などについては、街区公園を補完する場として指定管理者と連携しつつ、適切な整備を図るとともに活用を促進します。



恩多町 4 丁目第 7 仲よし広場



2-2 まちのみどりを守り・活かそう

市役所や公民館、病院、学校等の公共公益施設や駅前空間などの人々が集まる空間において、みどりの保全・活用を図ります。

2-2 施策一覧

2-2-1	人々が集まる公共空間のみどり
2-2-2	学校のみどり

2-2-1 人々が集まる公共空間のみどり

①人々が集まる公共空間のみどり

- ・市役所、公民館、病院、学校等の公共公益施設やその周辺、駅前空間などにおいて、事業者等との協力のもと、既存のみどりの維持管理・更新や草花等の植栽により充実を図ります。特に、みどりの少ない市街地においては、重点的に取り組みます。
- ・市の管理する公共施設については、「東村山市公共の緑の植生管理のガイドライン」を基本に、それぞれの施設に応じた維持管理を継続します。



秋津図書館・公民館中庭「本の森」

2-2-2 学校のみどり

①学校のみどりの保全・活用

- ・学校は、児童・生徒の教育学習の場としてだけでなく、地域におけるオープンスペースや防災活動の拠点としても重要です。「東村山市公共の緑の植生管理のガイドライン」を基本に、地域に開かれた場として、それぞれの学校のみどりの特性に応じた管理・創出を図ります。
- ・老朽木については必要に応じ伐採し、代替となる樹木の植栽等について検討します。



学校のみどり

■東村山市公共の緑の植生管理のガイドライン ー学校ー

学校のみどりは、正門周辺の修景植栽、遮蔽効果が求められる校庭など境界周辺の植栽、建物の直線性を緩和する建物周辺の植栽など、目的や機能が異なるので、それぞれに合致した植栽を維持していくことを基本方針としています。

植生管理の例

健康度の低下した樹木へ対策 ~樹勢の回復~

樹勢を回復させる外科的処置としては、幹の腐朽部を削除して殺菌剤を塗布すると、不定根や枝が生長する場合があります。回復が望めず、枯損が進む場合には、更新（植替え）を検討します。更新（植替え）を行う際には、小型の樹種への変更も検討します。



2-3 みどりをつなげよう

東村山市を代表するみどり、河川や緑道、街路のみどりなどのつながりを、「みどりの回廊」ととらえ、みどりを保全し、みどりの連続性を確保するとともに、市民の活動や交流を図ります。

2-3 施策一覧

2-3-1	みどりをつなぐ ①街路樹 ②緑道
-------	------------------------

2-3-1 みどりをつなぐ

①街路樹

- ・都市計画道路の整備にあたっては、歩道の植樹ますや植栽帯等により、みどりの景観形成を図ります。
- ・現在ある街路樹について、倒木や枝の落下などの危険を未然に防ぐため、街路樹診断を行うとともに、維持管理に向けた樹種選択や植樹構成の検討を進めています。
- ・さくら通りは、シンボル軸として、桜を中心に配置し、老齢や不健全な桜については、市民などの意見を聞きながら、植え替えなどの検討を進めています。



さくら通り

②緑道

- ・廻田緑道や多摩湖自転車歩行者道（狭山・境緑道）などの快適な緑道ネットワークの維持・発展に努めます。これまでに整備された緑道や散歩道のみどりが、その機能をさらに発揮できるよう、それぞれの状況に応じた適切な維持管理及び地域のイベント等での活用の促進に努めています。



多摩湖自転車歩行者道





■東村山市公共の緑の植生管理のガイドライン 一街路樹一

街路樹は、樹冠が広げられる空間の大きさと植樹ますの大きさによって生育環境が大きく異なるため、植生管理の基本方針を、「現状維持の管理」、「外科的手当てと更新（植替え）等の検討」に分けています。

植生管理の例

現状維持の管理



- 広い空間に植栽されたソメイヨシノ
花見等の行楽、まちなみ景観の形成機能が発揮されている。
ソメイヨシノの健康状態は良好である。
- 狭い空間に植栽されたコヒガンザクラ
空間の広さに合わせた樹種が選択されており、健康状態は良好である。

基本的には、大きな問題はなく、現状維持の管理を行います。

外科的手当てと更新（植替え）等の検討



- ケヤキ
道路規模に対して大きくなりすぎる樹種であるため、樹冠が縮められた樹形になっている。

多くの樹木には、強剪定、腐朽、キノコなどが見られます。これらに対しては外科的手当てを行うとともに、土壌改良及び植栽ますの拡張を検討することが必要です。ケヤキは、市道の規模に対しては、大きくなりすぎる樹種のため、将来的には樹種変更の検討も必要です。

2-4 計画的なみどりのまちづくりを進めよう

鉄道駅や商業施設、住宅などが集積する市中心部では、みどりは少ない状況にあります。東村山市では連続立体交差事業や都市計画道路の整備などが進められており、これらと連携しながら、みどりのまちづくりを進めていきます。

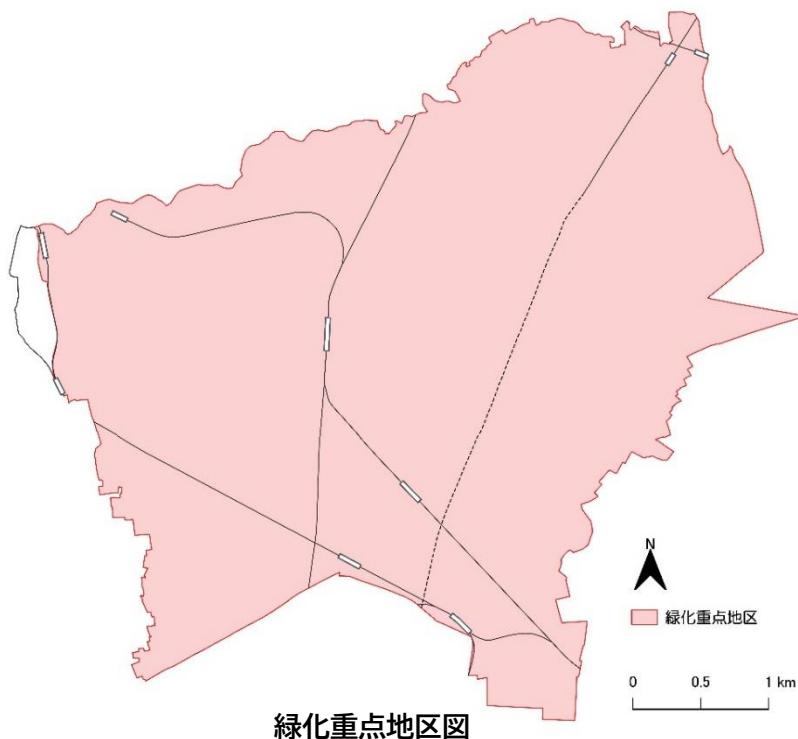
2-4 施策一覧

2-4-1	まちの緑化の推進 ①緑化を推進するエリアの設定 ②みどりを身近に感じる駅前空間の創出 ③風致地区や緑地協定等の制度の活用 ④みどりのまちづくりの支援 ⑤まちの緑化の推進
-------	---

2-4-1 まちの緑化の推進

①緑化を推進するエリアの設定

- ・東村山市では、市街化区域全域が緑化重点地区に定められており、市街地内でみどりを維持していくことが重要となります。今後とも公園・緑地の整備や緑化の推進に取り組みます。



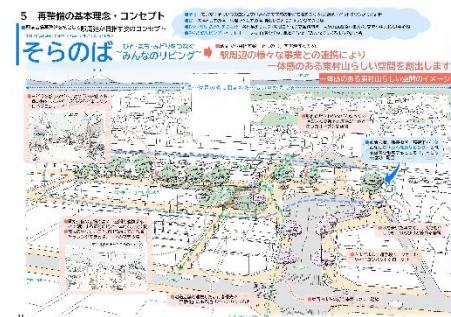
■緑化重点地区の方針

現状	市境周辺部には大きな公園・緑地などを有し、豊かなみどりを有していますが、市中心部にはみどりが少ない状況にあります。
方針	市境周辺部のみどりの保全の継続を図るとともに、市中心部については、みどりのまちづくりの支援などを通じて、緑化の充実を図ります。また、現在連続立体交差事業や都市計画道路の整備が進められており、まちづくりに合わせたみどりの創出に積極的に取り組みます。



②みどりを身边に感じる駅前空間の創出

- ・東村山駅東口では、駅前広場の再整備等を計画しており、「広い空」と「豊かなみどり」を体感できるよう、植栽配置を工夫し、憩い・佇める東村山らしい空間を目指します。
- ・久米川駅南口駅前広場は、再整備を通じて駅前広場の動線や使われ方等に合わせて空間デザインを行い、適切にみどりを配置します。



東村山駅東口駅前広場再整備基本計画

③風致地区や緑地協定等の制度の活用

- ・北山風致地区は、「東村山市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づき、都市の風致の維持に努めます。
- ・新たな市街地整備にあたっては、緑地協定や地区計画等の導入を進め、みどりのまちづくりを進めます。

④みどりのまちづくりの支援

- ・「東村山市宅地開発及び建築物の建築に関する指導要綱」及び「東村山市緑の保護と育成に関する条例」、東京都の「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく「緑化計画書制度」等による民間開発事業等の協議時に適切な緑化指導を実施します。
- ・開発協議における緑化指導の際は、既存のみどりの保全やさらなる緑化のため、「東村山市公共の緑の植生管理のガイドライン」の周知を図ります。

⑤まちの緑化の推進

- ・防災性の向上、生物多様性の保全、都市気候の改善等を目指し、壁面や屋上、駐車場の緑化など、様々な緑化手法の普及啓発や、グリーンカーテン等の取り組みにより、まちの緑化を推進します。
- ・今後策定する「(仮称) 東村山らしい風景のガイドライン」に沿って、まちの緑化を推進し、市民が魅力や誇りに感じる東村山の風景の保全、育成を図ります。



個人宅に設置されたグリーンカーテン

2-5 花やみどりの美しい庭をつくろう

都心近郊の住宅都市である東村山市には、花やみどりに彩られた美しい庭を持つ住宅がたくさんあります。こうした一人ひとりの暮らしの中にあるみどりを大切に育み、花やみどりの美しい庭を広げていきます。

2-5 施策一覧

2-5-1	花やみどりの美しい庭づくり ①美しい庭づくり ②地域の庭づくり
-------	---------------------------------------

2-5-1 花やみどりの美しい庭づくり

①美しい庭づくり

- ・戸建住宅、集合住宅、商業施設等における敷地内の緑化を促進し、生垣補助制度の活用促進など、身近なみどりの創出の取り組みを継続します。
- ・戸建住宅、集合住宅、商業施設等における敷地内の緑化に際し、「東村山市公共の緑の植生管理のガイドライン」を参考に周知し、東村山市に適した緑化を広げていきます。
- ・東京都や市、その他団体等の緑化の助成制度について、市民及び市民団体等への周知を図ります。
- ・美しい庭を楽しむガーデンコンテストの実施や、オープンガーデン制度等の導入を検討します。



生垣による道路面の緑化

②地域の庭づくり

- ・公共の花壇における地域住民による花植え等の活動を継続します。
- ・都市整備に伴い発生する未利用地等について、地域の人々が花やみどりと親しむコミュニティガーデンとして活用することを検討します。
- ・民有地を地域の人々が利用できる緑地として認定する、市民緑地認定制度等の活用を促進します。



花壇の花植え



基本方針3 みどりとひとのつながりを深めよう



都立狭山緑地（狭山公園）

あらゆる機会を通じてみどりに親しむ機会を創出します。

また、市民や市民団体、民間事業者、行政など、多様な主体による協働体制づくりに努め、Well-being が実感できる緑豊かな都市の形成を図ります。

3-1 みどりに親しみ、つながりを深めよう

みどりを守り育てるためには、市民一人ひとりが、みどりとの関わりを深め、みどりのある暮らしを楽しむこと、みどりを暮らしの中に活かしていくことが重要です。そのため、みどりについての情報を広く発信するとともに、みどりに親しむ機会を創出していきます。

3-1 施策一覧

3-1-1	みどりの情報発信
3-1-2	みどりに集い楽しむ機会の拡充 ①みどりのイベントの計画的な実施 ②学校教育等と連携したみどりの学びの充実 ③みどりに親しむ拠点づくり

3-1-1 みどりの情報発信

① みどりの情報発信

- ・東村山市のみどりに関する認知度向上や緑化に対する周知啓発のため、みどりの情報を市報やホームページ、SNS など、様々な媒体を通じて広く発信していきます。また、事業者や市民団体と協働して取り組む普及啓発活動等についても積極的に情報発信します。



SNS (Instagram) で情報発信

3-1-2 みどりに集い楽しむ機会の拡充

①みどりのイベントの計画的な実施

- ・春の緑の祭典をはじめとするみどりとふれあうイベントを、市民との協働により計画的に実施し、みどりに関心を持つきっかけを様々な形で設けます。



都立東村山中央公園で開催される春の緑の祭典

②学校教育等と連携したみどりの学びの充実

- ・学校教育等との連携を図りながら、秋津ちろりん村等での農作業体験や北山公園等での自然学習等を通じ、多くのこどもたちが里山の豊かさを将来まで感じられるようにしていきます。



秋津ちろりん村での小学生による収穫体験

③みどりに親しむ拠点づくり

- ・八国山たいけんの里を、みどりの学びの中核に位置づけ活用を図ります。
- ・市内の公園や緑地等における雑木林は、ワークシヨップや自然観察会等のイベント等での活用を図ります。



都立八国山緑地での自然観察会



3-2 多様な主体との協働を進めよう

東村山市には、みどりに親しみ、みどりの保全や緑化に積極的に取り組む人々が多くおり、これまで様々な活動を力強く進めてきました。こうした市民や市民団体のさらなる発展を支援する体制づくりに努めます。

さらに、国や東京都、周辺自治体や関係部署との連携を深め、多様な主体との協働を進めていきます。

3-2 施策一覧

3-2-1	市民・市民団体、民間事業者との連携・協力 ①市民・市民団体との連携・協力 ②事業者との連携・協力 ③みどりの担い手との連携・協力
3-2-2	国や東京都、庁内の横断的な連携・協力

3-2-1 市民・市民団体、民間事業者との連携・協力

①市民・市民団体との連携・協力

- ・指定管理者制度を活用し、地域での活動を担う市民や市民団体等それぞれの意向に配慮しながら、団体相互の活動情報の共有を図るとともに、市民活動のコーディネートを実施し、市民・市民団体との連携・協力を強化します。

②事業者との連携・協力

- ・指定管理者制度や公募設置管理制度（Park-PFI制度）などの活用による公民連携を適切に継続し、緑地や公園におけるイベントや啓発活動のさらなる充実を進めます。

③みどりの担い手との連携・協力

- ・みどりの担い手として、多様な市民団体や民間事業者が主体的に、それぞれの得意分野を持ち寄り問題を解決していく活動を支援します。民間主体を指定する緑地保全・緑化推進法人制度（みどり法人制度）の活用を必要に応じ検討します。

3-2-2 国や東京都、庁内の横断的な連携・協力

①国や東京都、庁内の横断的な連携・協力

- ・みどりの取り組みについて、国や東京都、周辺自治体と連携・協力しながら進めます。また、農地保全や防災、まちづくりなど、みどりとの関わりの深い分野について、本計画の進行管理を通じ、庁内横断的な連携を図ります。



指定管理者制度や公募設置管理制度（Park-PFI制度）を導入した萩山公園

計 画 編

第6章 重点施策と目標指標

第6章 重点施策と目標指標

先導的かつ重点的に取り組む施策を重点施策に位置づけるとともに、目標指標を設定し、施策の推進を図ります。

重点施策は、その他の全ての施策の実施をけん引していくリーディングプロジェクトの役割を持たせます。また、目標指標は、それぞれの施策の方向性ごとに設定し、施策の点検・評価に活用していきます。

基本方針1 東村山の魅力となるみどりを守り・活かそう

施策の方向性	実施施策		重点施策	重点施策及びその他施策の展開プログラム
樹林地のみどりを守り・活かそう	1-1-1	狭山丘陵のみどり		せせらぎの郷多摩湖緑地周辺、北山公園周辺、淵の森緑地、国立療養所多磨全生園、小さな樹林地のみどりなど、東村山市の樹林地について計画的な保全を進めます。また、保全した緑地について、「東村山市公共の緑の植生管理のガイドライン」に基づいた適切な管理と積極的な活用により、樹林地のみどりを守り、活かします。
	1-1-2	せせらぎの郷多摩湖緑地及び薬師山緑地周辺のみどり		
	1-1-3	北山公園周辺のみどり		
	1-1-4	淵の森緑地のみどり		
	1-1-5	国立療養所多磨全生園等のみどり		
	1-1-6	小さな樹林地のみどり		
	1-1-7	樹林地保全の推進	★	
	1-1-8	維持管理と活用による樹林地の質の向上	★	

目標指標	策定時 (令和2年3月 31日時点)	現状値 (令和7年3月 31日時点)	将来値 (令和12年)
新たに保全した公園・緑地などの面積 ※新たな公園の整備や、法律・条例に基づく緑地指定、公有地化などにより新たに保全したみどりの面積です。	-	約2.5ha	約3.05ha
緑地保護区域の面積 ※「東村山市緑の保護と育成に関する条例」に基づく緑地保護区域の面積です。	約8.26ha	約5.70ha	維持
保存樹木・特別保存樹木の本数 ※「東村山市緑の保護と育成に関する条例」に基づく保存樹木・特別保存樹木の本数です。	407本	371本	維持



施策の方向性	実施施策		重点施策	重点施策及びその他施策の展開プログラム
農のみどりを守り・活かそう	1-2-1	農地	★	農業振興施策の充実により農地の減少率を緩和します。また、市民農園や体験農園等を中心に、農にふれあう機会の拡充を図り、農のみどりを守り、活かします。
	1-2-2	農にふれあう機会の充実		

目標指標	策定時 (令和2年3月 31日時点)	現状値 (令和7年3月 31日時点)	将来値 (令和12年)
農地面積 ※市内の農地の面積です。将来値は東村山市第3次農業振興計画に準拠しています。	147.3ha	130.1ha	121ha
市民農園・体験農園・農業体験公園の設置件数 ※市民農園・体験農園・農業体験公園の設置件数です。	10件	15件	18件

施策の方向性	実施施策		重点施策	重点施策及びその他施策の展開プログラム
水辺のみどりを守り・活かそう	1-3-1	水辺のみどり	★	市民協働による維持管理活動を継続し、水辺のみどりにふれあう機会の充実を図り、水辺のみどりを守り、活かします。
	1-3-2	河川・湧水等の水辺		
	1-3-3	水循環への配慮		

目標指標	策定時 (令和2年3月 31日時点)	現状値 (令和7年3月 31日時点)	将来値 (令和12年)
河川湧水調査の実施 ※5つの河川等と9つの湧水の水質に関する調査の1年間に実施する回数です。	2回／年 (箇所による)	2回／年	完了 (必要に応じて随時実施)
野火止用水の危険木除去 ※令和元年度に実施した危険木調査の結果「伐採を推奨する」となった樹木の本数です。	138本	0本 (完了)	0本 (危険木のない状態を継続)
下水道の接続率 ※整備が完了している公共下水道への家庭や事業所からの接続率です。	99.2%	99.4%	100%

施策の方向性	実施施策		重点施策	重点施策及びその他施策の展開プログラム
生物多様性に配慮したエコロジカルネットワークをつくろう	1-4-1	エコロジカルネットワークの確保		市民協働による生きものの実態調査を進めるとともに、自然観察会などによる、生物多様性の保全へ向けた理解の醸成を図ります。また、樹林地や農地、水辺の保全施策と連携し、エコロジカルネットワークの確保を図ります。
	1-4-2	生きものの実態把握	★	
	1-4-3	生物多様性の保全へ向けた理解の醸成		

目標指標	策定期 (令和2年3月 31日時点)	現状値 (令和7年3月 31日時点)	将来値 (令和12年)
市民協働による生きものの実態調査 ※現在不定期に実施している 市民協働による生きものの実態調査の回数です。	不定期	不定期	1回／5年



野火止用水



基本方針2 みどりとともに暮らすまち・ライフスタイルをつくろう

施策の方向性	実施施策		重点施策	重点施策及びその他施策の展開プログラム
多くのひとが楽しめる公園や緑地をつくろう・活かそう	2-1-1	計画的な整備・拡充	★	それぞれの公園・緑地を活かすため、公民連携による地域や時代のニーズに応じた公園づくりを進め、公園・緑地の適切な整備拡充、維持管理を図ります。また、公園で楽しむ機会を充実させていきます。
	2-1-2	適切な維持管理の推進		
	2-1-3	公園や緑地を楽しむ機会の充実		
	2-1-4	東村山市の特徴となる個性ある公園づくり		

目標指標	策定時 (令和2年3月 31日時点)	現状値 (令和7年3月 31日時点)	将来値 (令和12年)
市民一人当たりの都市公園・緑地の面積 ※都市公園法に基づく都市公園・緑地の市民1人当たりの面積です。	5.24 m ²	5.32m ²	5.63 m ²
維持管理等協定件数 ※公園や緑地で市民団体や事業者等との間で締結している維持管理等協定の数です。	5件	5件	10件

施策の方向性	実施施策		重点施策	重点施策及びその他施策の展開プログラム
まちのみどりを守り・活かそう	2-2-1	人々が集まる公共空間のみどり	★	人々が集まる公共空間のみどりを、「東村山市公共の緑の植生管理ガイドライン」を活用しながら充実させ、市の緑化のモデルとなる空間づくりに努めます。
	2-2-2	学校のみどり		
みどりをつなげよう	2-3-1	みどりをつなぐ	★	まちづくりの機会をとらえ、みどりのまちづくりを進めるとともに、個人の庭などのみどりづくりの意識向上を図ります。
計画的なみどりのまちづくりを進めよう	2-4-1	まちの緑化の推進	★	
花やみどりの美しい庭をつくろう	2-5-1	花やみどりの美しい庭づくり	★	

目標指標	策定時 (令和2年3月 31日時点)	現状値 (令和7年3月 31日時点)	将来値 (令和12年)
新たに設置した街路樹延長 ※都市計画道路の整備に合わせ、新たに設置した街路樹の延長です。	-	0km	約6.8Km
生垣の新規設置延長 ※「東村山市生垣等造成費補助に関する規則」に基づく生垣を設置した延長です。	40m／年 (平成29年度～令和元年度の平均)	30.7m／年 (令和5年度～令和7年度の平均)	50m／年 (3か年平均)
壁面緑化実施件数 ※壁面緑化用の苗の配布を実施しており、その配布件数です。	40本／年 (平成29年度～令和元年度の平均)	19.7本／年 (令和5年度～令和7年度の平均)	50本／年 (3か年平均)

基本方針3 みどりとひとのつながりを深めよう

施策の方向性	実施施策		重点施策	重点施策及びその他施策の展開プログラム
みどりに親しみ、つながりを深めよう	3-1-1	みどりの情報発信	★	自然に親しむイベントなどの充実により、みどりに親しみ、つながりを深める人々を増やしていきます。
	3-1-2	みどりに集い楽しむ機会の拡充		

目標指標	策定時 (令和2年3月 31日時点)	現状値 (令和7年3月 31日時点)	将来値 (令和12年)
みどりのイベント参加人数 ※春・秋の緑の祭典や東村山菖蒲まつりなど、市の主催・共催するイベント参加人数です。	98,000人／年 (令和元年度実績)	85,600人	100,000人／年
八国山たいけんの里での自然観察会回数 ※八国山たいけんの里で実施される自然観察会の回数です。	12回／年 (令和元年度実績)	10回	維持

施策の方向性	実施施策		重点施策	重点施策及びその他施策の展開プログラム
多様な主体との協働を進めよう	3-2-1	市民・市民団体、民間事業者との連携・協力	★	市民・市民団体、民間事業者との連携を深めるため、それぞれが協働しやすくなる体制整備に努めます。
	3-2-2	国や東京都、庁内の横断的な連携・協力		

目標指標	策定時 (令和2年3月 31日時点)	現状値 (令和7年3月 31日時点)	将来値 (令和12年)
維持管理等協定締結件数 ※公園や緑地で市民団体や事業者等との間で締結した維持管理等協定の数です。	5件	5件	10件

全体指標

計画全体の進捗を点検するため、みどりの全体の状況を包括する全体指標を以下に定めます。

全体指標	策定時 (令和2年3月 31日時点)	現状値 (令和7年3月 31日時点)	将来値 (令和12年)
緑被率 ※行政面積のうち、河川や池などの水辺や、樹林地・草地・農地等、みどりに覆われた土地の面積の割合です。	26.3% (平成29年航空写真撮影時点)	24.3% (令和7年航空写真撮影時点)	維持
公園・緑地面積 ※行政面積のうち、都市公園法に基づく都市公園や、土地利用規制など一定の定義の中で担保された土地の面積です。	344.53ha (令和2年3月 31日時点)	344.00ha (令和7年3月 31日時点)	維持

計 画 編

第7章 計画の実現に向けて

第7章 計画の実現に向けて

計画の実現に向けて、多様な主体との協働を進めるとともに、計画の適切な進行管理を行います。

1 多様な主体との協働

本計画は、市民や市民団体、民間事業者、国や東京都、周辺自治体、府内関係部署等、多様な主体との協働により、実現に向けて取り組みます。



多様な主体との協働

(1) 市民・市民団体との協働

みどり豊かな東村山市の将来像は、市民一人ひとりの行動と努力の積み重ねによって達成できるものです。その連携のあり方は、パートナーシップからさらに踏み込んだ「協働」であり、市民・市民団体との協働により、計画実現に向け取り組みます。

市民・市民団体の役割として、市民には、みどりとの関わりを深め、みどりのある暮らしを楽しむこと、また、豊かな自然の恵みを受けて、みどりを大切に思い、みどりを支える気持ちを育んでいくことが望まれます。

また、市民団体は、東村山市のみどりを守り・育てるため、様々な活動を実施してきました。市民団体には、みどりに対するこれまでの活動経験や専門的な知識を活用して、多くの市民がみどりとの関わりを深め、みどりのある暮らしを楽しむサポートをしていくことが望されます。

そのため、市民や市民団体と行政が、お互いに連携し、みどりを守り・育てる活動を一体となって進めるため、次のような体制により取り組みます。

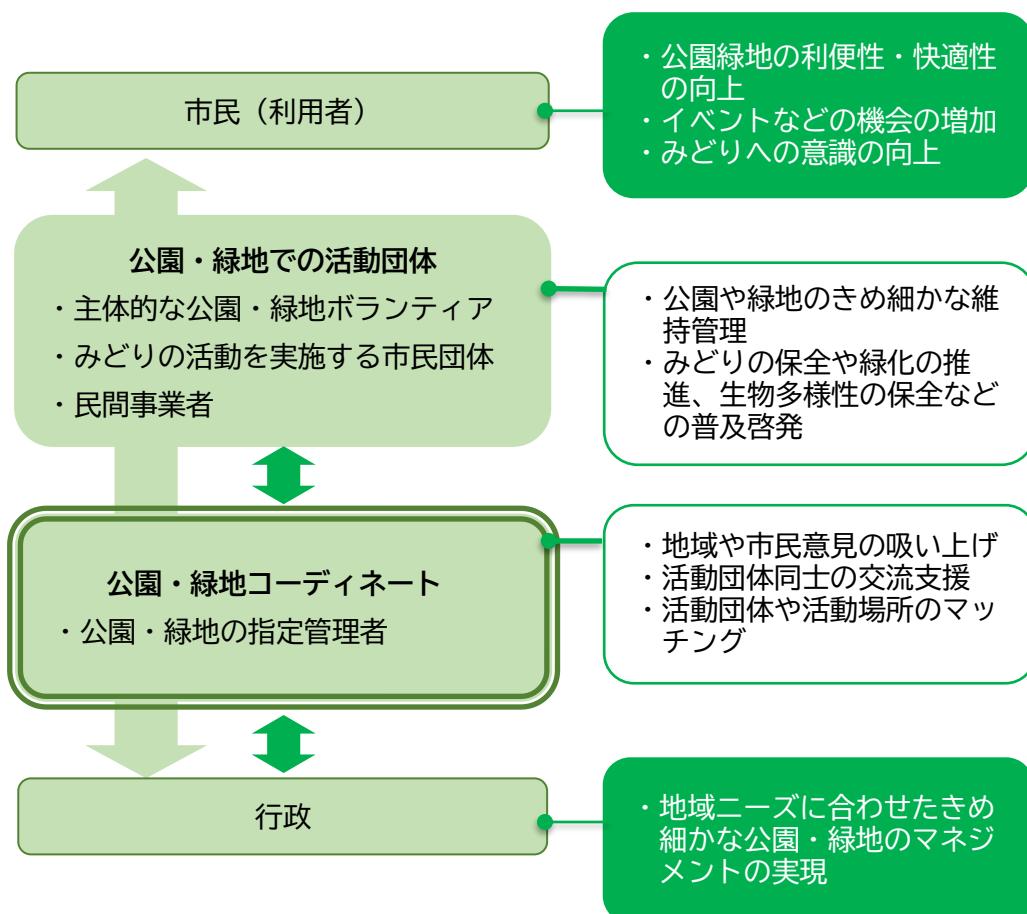


①市民協働体制 1 公園・緑地コーディネートの推進

東村山市では、市立公園の管理について、指定管理者制度を導入しています。この運用にあたっては、総合的な管理運営方針に「公園びらき～市民とともににつくりあげる持続可能なまちづくり～」を掲げ、市民や市民団体、民間事業者による緑地や公園における普及啓発活動、維持管理活動、また、団体相互の情報交換等の活性化を図っています。

指定管理者は、公園・緑地のコーディネーターの役割を果たしており、公園・緑地への地域や市民ニーズの吸い上げや、活動場所・活動団体のマッチング、活動団体同士の交流支援など、市民や市民団体、民間事業者がそれぞれの力を発揮できるような運用を実施しています。

指定管理者による市立公園の包括管理について、引き続き推進するとともに、都市公園の公募設置管理制度（Park・PFI制度）についても、積極的な活用を図ります。また、市民緑地契約制度や市民緑地認定制度等の導入においても、多様な主体の協力関係による活用を促進します。



公園・緑地コーディネートの運用イメージ

②市民協働体制2 公園や緑地の維持管理や活用の推進

■公園・緑地ボランティア制度の継続

登録した個人・団体について、東村山市でボランティア保険に加入し、市内の公園・緑地の維持管理作業（清掃、低木剪定、花壇管理等）を行っていただいている。今後も、道具の貸し出し等の支援の拡大を検討し、市民と協働で行う公園・緑地の維持管理を継続します。



熊野公園での落ち葉掃き

■公園・緑地の維持管理・活用に関する協定の締結

恩多稻荷公園、熊野公園、淵の森緑地等で市民団体と維持管理についての協定を締結、また、北山公園においては、生物多様性の保全についての協定を締結し、団体が主体的に行う維持管理・活用を支援しています。今後も地域の活動団体や事業者の意向を踏まえつつ、新たな協定の締結を検討します。



淵の森の会（代表：宮崎駿氏）との
協定締結

（2）民間事業者との協働

ライフスタイルや価値観の多様化、人口減少・少子高齢化の進展、公共施設の更新問題など、多様化・高度化・複雑化する行政課題を解決し、良質で持続可能な市民サービスを提供していくためには、公民連携が不可欠です。公民連携とは、行政と民間が連携し、お互いの強みを生かすことにより、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもので

くらしの情報 子育て・教育 福祉・健康 地域・窓口案内 市
トップページ > 市民連携 > 公民連携・計画・取り組み > 分野別連携・計画・取り組み > 地域連携に取り組むこと > 公民連携実行 > 東村山市公民連携地域プラットフォーム > 東村山市公民連携地域プラットフォームのご案内
更新日：2029年6月1日

東村山市公民連携地域プラットフォームのご案内

概要

公民連携について、民間を行き来し、改善していくための連携として、東村山市に暮らす市民が、ネットフォームを立ち上げました。東村山市公民連携地域プラットフォームでは、公民連携に関するセミナー・懇親会・メールによる情報連携などを行っています。

対象

地域の民間企業、NPO法人、会員組織など、公民連携に興味をお持ちの方なら、どなたでも参加できます。

東村山市公民連携地域プラットフォーム

東村山市は、「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」に基づき、市内において活動をする個人・団体と互いに自らの意思と責任のもと、対等な関係で協働しながらまちづくりを進めています。また、市では、「東村山市と民間事業者との公民連携によるまちづくりに関する基本方針」を定めており、これに基づきみどりの分野でも公民連携を積極的に推進します。

（3）行政の連携

東村山市は、本計画の推進に努めるとともに、市民、市民団体、民間事業者等の活動を支援する体制や制度の整備に努めます。なお、本計画の推進にあたっては、東京都、周辺自治体、府内関係部署との連携のもとで進めます。

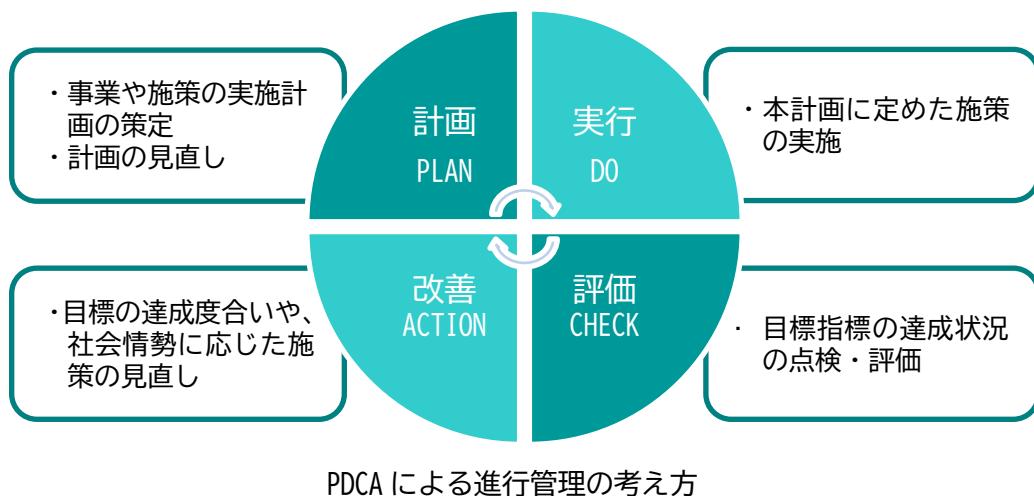


2 計画の適切な進行管理

本計画の実現に向けて、適切な進行管理を実施していきます。

(1) 進行管理の考え方

本計画は、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）のPDCAサイクルによる進行管理を行い、計画の実効性を高めていきます。



(2) 進行管理スケジュール

現行計画の評価・検証スケジュールに合わせて、計画の中間見直しを実施しました。中間見直し後も、目標指標の達成状況や各施策に基づく事業の実施状況を点検・評価し、東村山市緑化審議会へ報告、意見を伺いながら、計画の推進に反映していきます。また、達成状況の市ホームページでの公表や報告会の開催等を通じて、計画の進捗管理に市民意見を反映する仕組みを検討します。

また、みどりを取り巻く状況の変化を踏まえ、令和12年度を目途に計画の全面見直しに向け検討を進めます。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	目標年次
計画の目標											2024年
目標指標等の点検・評価	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
市民への報告・意見交換会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
緑化審議会へ報告	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
計画の見直し					中間見直し★					全面見直し★	

評価・検証スケジュール

■東村山市緑化審議会

東村山市緑化審議会は、「東村山市緑の保護と育成に関する条例」第23条に定められた組織です。市長の諮問に応じ、緑の保護と育成に関する重要な事項を調査及び審議するために設置され、緑の保護と育成に関する重要事項について、市長に意見を述べることができます。本計画の推進にあたっては、計画の進捗状況について、緑化審議会に定期的に報告し助言を得ます。

資料編

1 みどりの現状

①緑被の状況

令和7年撮影の航空写真による町丁目別の緑被の状況は以下の通りです。

町丁目別緑被面積

町丁目名称	丁目面積(ha)	樹林地 面積(ha)	草地 面積(ha)	農地 面積(ha)	町丁目毎 緑被計(ha)	町丁目毎 緑被率(%)
栄町一丁目	32.0	1.7	0.3	0.5	2.5	7.8
栄町二丁目	19.0	1.2	0.0	0.0	1.2	6.3
栄町三丁目	28.0	3.4	0.5	0.0	3.9	13.9
恩多町一丁目	46.0	4.7	1.3	6.3	12.3	26.7
恩多町二丁目	35.0	1.2	0.4	6.0	7.6	21.7
恩多町三丁目	35.0	3.5	0.5	3.8	7.8	22.3
恩多町四丁目	42.0	2.2	0.3	10.7	13.2	31.4
恩多町五丁目	42.0	3.7	0.6	4.8	9.1	21.7
廻田町一丁目	19.0	0.8	0.5	2.3	3.6	18.9
廻田町二丁目	18.0	0.8	0.2	1.5	2.5	13.9
廻田町三丁目	22.0	2.3	1.1	0.8	4.2	19.1
廻田町四丁目	20.0	1.6	0.9	3.2	5.7	28.5
久米川町一丁目	51.0	2.0	0.3	12.3	14.6	28.6
久米川町二丁目	47.0	1.9	0.8	9.9	12.6	26.8
久米川町三丁目	40.0	2.6	0.4	6.1	9.1	22.8
久米川町四丁目	40.0	2.2	0.4	3.3	5.9	14.8
久米川町五丁目	32.0	2.3	1.5	0.2	4.0	12.5
秋津町一丁目	32.0	0.9	0.3	5.5	6.7	20.9
秋津町二丁目	41.0	1.0	0.2	5.3	6.5	15.9
秋津町三丁目	43.0	2.5	0.5	5.5	8.5	19.8
秋津町四丁目	42.0	2.8	2.0	0.9	5.7	13.6
秋津町五丁目	42.0	3.6	0.8	1.6	6.0	14.3
瀬訪町一丁目	24.0	1.9	0.3	0.4	2.6	10.8
瀬訪町二丁目	28.0	7.0	1.2	0.6	8.8	31.4
瀬訪町三丁目	38.0	31.4	1.6	0.2	33.2	87.4
青葉町一丁目	45.0	10.5	3.0	3.6	17.1	38.0
青葉町二丁目	43.0	4.4	0.9	0.9	6.2	14.4
青葉町三丁目	34.0	3.3	0.2	1.3	4.8	14.1
青葉町四丁目	38.0	18.2	5.4	0.3	23.9	62.9
多摩湖町一丁目	23.0	2.3	0.1	5.3	7.7	33.5
多摩湖町二丁目	25.0	10.9	3.5	0.7	15.1	60.4
多摩湖町三丁目	24.0	3.9	4.5	0.1	8.5	35.4
多摩湖町四丁目	24.0	4.8	2.1	0.0	6.9	28.8
萩山町一丁目	42.0	7.7	3.5	0.2	11.4	27.1
萩山町二丁目	20.0	2.3	0.4	0.2	2.9	14.5
萩山町三丁目	29.0	4.2	0.7	0.0	4.9	16.9
萩山町四丁目	14.0	1.0	0.1	0.0	1.1	7.9
萩山町五丁目	47.0	11.0	4.2	0.1	15.3	32.6
美住町一丁目	33.0	5.1	1.4	0.2	6.7	20.3
美住町二丁目	60.0	3.8	6.3	3.0	13.1	21.8
富士見町一丁目	40.0	5.7	1.7	0.0	7.4	18.5
富士見町二丁目	27.0	2.6	0.7	0.5	3.8	14.1
富士見町三丁目	29.0	1.4	0.4	0.9	2.7	9.3
富士見町四丁目	18.0	0.6	0.4	1.2	2.2	12.2
富士見町五丁目	31.0	10.7	4.7	0.0	15.4	49.7
本町一丁目	24.0	1.0	0.7	0.9	2.6	10.8
本町二丁目	18.0	0.6	0.1	0.1	0.8	4.4
本町三丁目	19.0	0.8	0.1	0.5	1.4	7.4
本町四丁目	22.0	2.5	0.3	0.0	2.8	12.7
野口町一丁目	29.0	1.2	0.1	1.5	2.8	9.7
野口町二丁目	34.0	2.4	2.9	2.9	8.2	24.1
野口町三丁目	34.0	1.6	0.6	5.3	7.5	22.1
野口町四丁目	34.0	4.3	1.9	8.7	14.9	43.8
分類毎緑被計面積(ha)	1,714.0	218.0	67.8	130.1	415.9	24.3
分類毎緑被率面積(ha)	—	12.7%	4.0%	7.6%	24.3%	—

※四捨五入により算出しているため、合計値は必ずしも一致しません



②緑地現況一覧表

令和7年3月31日現在の緑地の状況は以下の通りです。

緑地現況一覧表

緑地種別			令和7年3月末時点の緑地現況値 (令和7年3月31日現在)					
			市街化区域		都市計画区域		調整	
			整備量	面積 (ha) m²/人	整備量	面積 (ha) m²/人	面積 (ha) m²/人	面積 (ha) m²/人
			箇所		箇所			
住区基幹公園	街区公園	13	2.86	0.19	13	2.86	0.19	0.00
近隣公園		2	2.55	0.17	2	2.55	0.17	0.00
都市基幹公園	総合公園	2	15.00	0.99	2	15.00	0.99	0.00
運動公園		1	4.72	0.31	1	4.72	0.31	0.00
基幹公園	計	18	25.13	1.65	18	25.13	1.65	0.00
墓園		1	31.40	2.07	1	31.40	2.07	0.00
都市緑地		3	39.18	2.58	4	52.91	3.48	13.73
緑道		1	2.76	0.18	1	2.76	0.18	0.00
特殊公園・緑地等	計	5	73.34	4.83	6	87.07	5.73	13.73
都市公園	計(墓園除く)	22	67.07	4.41	23	80.80	5.32	13.73
公共绿地		14	4.03	0.27	14	4.03	0.27	0.00
公共緑道		8	2.90	0.19	8	2.90	0.19	0.00
児童遊園		18	1.37	0.09	18	1.37	0.09	0.00
仲よし広場		124	5.52	0.36	124	5.52	0.36	0.00
運動場		6	0.57	0.04	6	0.57	0.04	0.00
公立学校のグラウンド		24	21.79	1.43	24	21.79	1.43	0.00
市民農園		3	0.88	0.06	3	0.88	0.06	0.00
公園に準ずる機能		197	37.06	2.44	197	37.06	2.44	0.00
公共施設の植栽地		5	46.80	3.08	5	46.80	3.08	0.00
公共施設緑地	計	202	83.86	5.52	202	83.86	5.52	0.00
都市公園等	計(墓園含む)	225	182.33	12.00	226	196.06	12.90	13.73
民設公園、P-PFI公園		1	1.04	0.07	1	1.04	0.07	0.00
公団・公社等が設置する住宅内の公園		4	1.18	0.08	4	1.18	0.08	0.00
民間教育施設のグラウンド(公開)		2	4.66	0.31	2	4.66	0.31	0.00
社寺境内地		30	5.15	0.34	31	5.34	0.35	0.18
体験農園		11	2.69	0.18	11	2.69	0.18	0.00
民間トラスト地		2	0.30	0.02	2	0.30	0.02	0.00
民間施設緑地	計	50	15.02	0.99	51	15.20	1.00	0.18
施設緑地間重複			(0.48)			(0.66)		(0.18)
施設緑地	計	274	165.48	10.89	276	179.21	11.79	13.73
近郊緑地保全区域		0	0.00	0.00	1	21.00	1.38	21.00
風致地区		1	56.00	3.68	1	56.00	3.68	0.00
生産緑地地区		315	115.14	7.58	315	115.14	7.58	0.00
一級河川		2	16.70	1.10	2	16.70	1.10	0.00
法に基づく地域制緑地	計	318	187.84	12.36	319	208.84	13.74	21.00
都歴史環境保全地域		1	2.04	0.13	1	2.04	0.13	0.00
都緑地保全地域		2	3.86	0.25	2	3.86	0.25	0.00
緑地保護区域		25	5.70	0.38	25	5.70	0.38	0.00
条例に基づく地域制緑地		28	11.60	0.76	28	11.60	0.76	0.00
地域制緑地	計	346	199.44	13.12	347	220.44	14.50	21.00
地域制緑地間重複			(0.98)			(0.98)		0.00
地域制緑地	計	346	198.46	13.06	347	219.46	14.44	21.00
施設・地域制間の重複			(40.97)			(54.67)		(13.70)
緑地	総計	620	322.96	21.25	623	344.00	22.63	21.03

人口	現在市街地人口	152千人
	都市計画区域人口	152千人
面積	現在市街地面積	1,694 ha
	都市計画区域(市域)面積	1,714 ha
緑地の確保目標水準	市街地面積に対する割合	19.07 %
	都市計画区域面積に対する割合	20.07 %
都市公園等の目標水準 (住民一人当たり面積)	都市公園	5.32 m²/人
	都市公園等	12.90 m²/人

※各緑地面積の数値はm²単位で集計し、四捨五入により算出しています。

2 東村山市緑の保護と育成に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、東村山市の緑の自然環境を保護、育成し、市民の健全な生活環境の確保向上を図ることを目的とする。

(運用の基本理念)

第2条 この条例は、緑の自然環境が市民の生活にとって欠くことができないものであり、その保護、育成は今日の重要な急務とする課題であることを認識し、その理念のもとに運用されなければならない。

(国・都との協力)

第3条 この条例の趣旨は、国又は都の責務及び施策と競合するものでなく、一体的協力を図りつつ第1条の目的を達成しようとするものである。

第2章 市の責務

(基本的責務)

第4条 市長は、あらゆる施策を通じて緑の保護と育成が図られるよう努めなければならない。

(計画の作成及び実施)

第5条 市長は、東村山市緑化審議会の意見を聴いて、緑の保護と育成のための施策に関する計画を作成し、これを実施するものとする。

(公共事業における義務)

第6条 市長は、市が行う公共事業の計画を定め、及びこれを実施するに当たっては、この条例の趣旨を十分配慮しなければならない。

(施設の緑化義務)

第7条 市は、その設置し、又は管理する施設について、その緑化に努めなければならない。

第3章 市民等の協力

(市民の責務)

第8条 市民は、自ら緑を守り、植樹するなどその育成に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第9条 事業者は事業活動により、自然環境及び生活環境を損わないよう必要な措置をとるとともに、積極的に緑の保護と育成に努め市長の実施する施策に協力しなければならない。

(国、都等の機関の義務)

第10条 国、都及びその他の公共機関は、その設置し、又は管理する施設についてその緑化に努めるとともに、市長の実施する施策に協力しなければならない。



(開発行為における原則)

第11条 何人も開発に当たっては、現にある樹木、樹林を最大に残すよう努めるとともに、造成地について可能な限り多く植樹するなどその緑化をしなければならない。

第4章 施策

(保護区域の指定)

第12条 市長は、緑の保護を図るため必要があると認めるときは、東村山市緑化審議会及び所有者の意見を聴いて緑地保護区域(以下「指定区域」という。)を指定することができる。

2 自然公園法(昭和32年法律第161号)、首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)、東京都自然公園条例(平成14年東京都条例第95号)及び東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年東京都条例第216号)により指定された区域は、前項の指定区域に含まれないものとする。

一部改正〔平成14年条例10号・令和5年21号〕

(行為の制限)

第13条 指定区域内において、次の各号の行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他工作物の新築、増築又は改築
- (2) 宅地の造成、その他土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) その他自然環境に重大な変更を生ずるおそれのある行為

2 前項の規定は、次の各号に掲げる行為については、これを適用しない。

- (1) 指定区域の土地の所有者又は管理者が行う通常の維持管理行為
- (2) 道路交通上危険な木竹の伐採
- (3) その他市長がやむを得ないと認める行為

(中止命令等)

第14条 市長は、前条の許可を受けないで同条第1項各号に掲げる行為をする者又は虚偽の申請により許可を受けた者に対しては、その行為の中止又は原状回復若しくは代替措置を命ずることができる。

2 市長は、所有者が前項の命令に従わないときは、指定区域の指定を解除することができる。

一部改正〔平成7年条例19号〕

(保存樹木等の指定)

第15条 市長は、良好な自然環境を確保するために、第12条による指定区域外における樹木、生け垣等を保存樹木等として指定することができる。

一部改正〔平成7年条例19号〕

(伐採等の届出)

第16条 前条の規定により指定を受けた保存樹木等の所有者は、保存樹木等について保護、育成に努めなければならない。

2 前項の所有者は、保存樹木等の伐採をしようとするときはあらかじめ市長に届出なければならない。

(指定期間)

第 16 条の 2 指定区域及び保存樹木等として指定する期間は、原則として 10 年以上とする。

追加〔平成 7 年条例 19 号〕

(土地の買い入れ等)

第 17 条 市長は、指定区域内の土地について、その土地の所有者がその土地を市において買い入れるべき旨の申出があった場合においては、予算の範囲内においてこれを買い入れよう努めるものとする。

一部改正〔平成 14 年条例 10 号〕

(指定の変更及び解除)

第 18 条 市長は、公益上の理由その他やむを得ない理由があると認めるときは、指定区域又は保存樹木等の指定を変更し、又は解除することができる。

一部改正〔平成 7 年条例 19 号〕

(実地調査等)

第 19 条 市長は、指定区域又は保存樹木等に関して実地調査等が必要であると認める場合は、この条例の目的達成に必要な限度において職員を他人の土地に立ち入らせ、調査をさせることができる。

一部改正〔平成 7 年条例 19 号〕

(農地の保全、育成)

第 20 条 市長は、優良な農地については、この条例の趣旨に適合する自然の一部としてその保全、育成のための施策を講ずるものとする。

(苗木の育成等)

第 21 条 市長は、緑の保護と育成を推進するため、苗木の育成及び供給について必要な措置に努めるものとする。

(税の減免)

第 21 条の 2 市長は、指定区域に指定したときは、当該土地の所有者に対して課する固定資産税及び都市計画税を東村山市税条例(昭和 25 年東村山市条例第 4 号)第 53 条の規定に基づき、減免することができる。

追加〔平成 7 年条例 19 号〕

(補助)

第 22 条 市長は、保存樹木等として指定したときは、当該保存樹木等の所有者に対して、その維持管理に要する費用の一部を規則に定めるところにより、補助することができる。

全部改正〔平成 7 年条例 19 号〕

第 5 章 緑化審議会

(設置)

第 23 条 市長の諮問に応じ、緑の保護と育成に関する重要な事項を調査及び審議するため東村山市緑化審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、緑の保護と育成に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。



一部改正〔平成 7 年条例 19 号〕

(組織)

第 24 条 審議会は、次の各号に掲げる者で、市長が委嘱する委員 13 人以内をもって組織する。

- (1) 市議会の推せんする市議会議員 4 人以内
- (2) 農業委員会の推せんする農業委員 2 人以内
- (3) 一般市民 4 人以内
- (4) 学識経験者 3 人以内

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成 11 年条例 18 号〕

(会長)

第 25 条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 26 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(オンライン会議システムによる会議の開催)

第 27 条 会長は、災害の発生や感染症のまん延等の状況、会議事項の内容及び性質、各委員の個別の事情等を総合的に勘案し、必要と認める場合において、委員の過半数の同意を得たときは、オンライン会議システム(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法その他の方法をいう。以下同じ。)による会議を開催することができる。

2 オンライン会議システムによる映像及び音声(当該映像が正常に送受信されない場合にあっては、音声)の送受信により認識される委員については、会議に出席したものとみなすことができる。

追加〔令和 5 年条例 21 号〕

(会議の特例)

第 28 条 会長は、災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により、対面及びオンライン会議システムによる会議の開催が困難又は不適当であると認める場合において、委員の過半数の同意を得たときは、事案の概要を記載した書面(電磁的記録を含む。)を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問うことができる。

2 前項の規定により意見又は賛否を表明した委員については、会議に出席したものとみなすことができる。

追加〔令和 5 年条例 21 号〕

第6章 補則

(自然破壊事実の公表)

第29条 市長は、この条例の趣旨に反して著しく自然を破壊している者があるときは、その事実を市民に公表するものとする。

一部改正〔令和5年条例21号〕

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔令和5年条例21号〕

附則

この条例は、公布の日から施行する。

一部改正〔昭和51年条例28号〕

附則(昭和51年12月27日条例第28号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年10月1日から適用する。

附則(平成7年9月22日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の東村山市緑の保護と育成に関する条例(以下「旧条例」という。)第12条又は第15条の規定に基づき指定を受けている指定区域又は保存樹林は、この条例の施行の日において、改正後の東村山市緑の保護と育成に関する条例(以下「新条例」という。)第12条に規定する指定区域とする。

3 新条例第16条の2の規定にかかわらず、この条例の施行の際、現に旧条例第12条又は第15条の規定に基づき指定を受けている指定区域又は保存樹木等に係る指定期間については、この条例の施行の日以後、最初に到来する当該指定期間の更新の日までの間は、なお従前の例による。

4 新条例第21条の2の規定は、この条例の施行の際、現に旧条例第12条又は第15条の規定に基づき指定を受けている指定区域又は保存樹林について適用する。

5 新条例第22条の規定は、この条例の施行の際、現に旧条例第15条の規定に基づき保存樹木として指定を受けているものについて適用する。

6 次項の規定による改正前の東村山市税条例第53条第1項第2号に該当する固定資産であるとして、この条例の施行の日の前日までの間において行った指定区域及び保存樹林に係る固定資産税の減免は、改正後の東村山市税条例第53条第1項第3号の規定に基づき行った減免とみなす。

(東村山市税条例の一部改正)

7 東村山市税条例(昭和25年東村山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のように略]

附則(平成11年7月1日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。



附則(平成 14 年 3 月 28 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和 5 年 10 月 10 日条例第 21 号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

3 用語解説

用語	読み方	解説
■ア行		
Well-being	うえるびーいんぐ	「身体的な健康」「精神的な健康」「社会的充足感」という3つの要素がすべて満たされている状態のこと。
運動公園	うんどうこうえん	都市公園の種別のひとつ。都市基幹公園に分類され、「都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する」とされている。
エコロジカルネットワーク	えころじかるねつとわーく	生物多様性を保全するため、生態系の拠点となるみどりを適切に配置し、つながりをもたせること。生きものの生息・生育地となるみどりの核や緩衝となるみどりを適切に配置するとともに、生きものの分散・移動による個体群の交流を促進するため、生態的なみどりの回廊を確保することが基本となる。
オープンガーデン	おーぷんがーでん	個人の庭を一般に公開する活動。
オープンスペース	おーぷんすペーす	公園や広場、運動場、水面など、建物に覆われていない土地や敷地内の空地の総称。
■力行		
ガーデンコンテスト	がーでんこんてすと	個人が作った個性ある庭の技術や美しさなどを競うコンテスト。応募写真等で審査される。全国では自治体や民間団体の主催で同様のコンテストが数多く開催されている。
カーボンニュートラル	かーぼんにゅーとらる	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
街区公園	がいくこうえん	都市公園の種別のひとつ。住区基幹公園に分類され、「主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、〇・二五ヘクタールを標準として定めること。」とされている。
外来種防除事業	がいらいしゅばうじょじぎょう	生態系に悪影響を与えていたる外来生物について学び、防除する取組。東村山市では北山公園の自然環境を守るために、公園内の外来生物の生態や捕獲方法等のレクチャーの後、専門家の指導のもと捕獲し、在来種との判別に挑戦するイベント等を開催している。また、北山公園では市民団体と協定を締結し、日頃から外来種の防除や普及啓発等の活動を行っている。



用語	読み方	解説
街路樹診断	がいろじゅしんだん	活力の衰えた樹木や倒木・幹折れ・枝折れなどの危険性がある樹木を発見して適切な処置を施すことにより、樹木の健全な育成を図り、樹木による事故を防止することを目的に行う樹木の健康度等の調査。東村山市では東京都が令和3年度に発行した「令和3年度 街路樹診断等マニュアル」に沿って診断を行い、伐採すべき樹木の選定を行っている。
河畔林	かはんりん	河川と相互に影響を及ぼす(洪水をうける, 日陰をつくるなど)範囲の林。河畔周辺では様々な生き物の食物連鎖により栄養が循環している。河畔林は餌となる有機物の供給のほか, 日射遮断, 隠れ場形成など生物の生息場の保全, 水質浄化といった多機能をもっている。
近隣公園	きんりんこうえん	都市公園の種別のひとつ。住区基幹公園に分類され、「主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、二ヘクタールを標準として定めること。」とされている。
グリーンインフラ(GI)	ぐりーんいんふら	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。
グリーンカーテン	ぐりーんかーてん	植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法の一つ。東村山市では地球温暖化対策の一環として、グリーンカーテンの設置に関する啓発を行っている。
公募設置管理制度 (Park-PFI制度)	こうぼせっちかんりせいど (ぱーくぴーえふあいせいど)	都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き制度。事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。
コミュニティガーデン	こみゅにていがーでん	地域の住民グループが主体となって公園の一角や地域の遊休地を利用し、趣味、学習、環境保全など多様な目的をもって花や野菜を育てる活動。

用語	読み方	解説
■サ行		
狭山丘陵	さやまきゅうりょう	狭山丘陵は、埼玉県南西部及び東京都北西部にまたがる武蔵野台地のほぼ中央に位置し、東西約11km、南北約4kmの紡錘形に広がる独立した丘陵地で、首都圏を代表する重要な自然環境となっている。東村山市内では、平成元年に東京都が策定した「みどりのフィンガープラン」において狭山丘陵として位置づけられている区域に北山公園の用地を加えたものを狭山丘陵の一部ととらえている。
残存・植栽群落等をもった公園、墓地等	ざんぞん・しょくさいぐんらくとうをもったこうえん、ぼちとう	残存・植栽群落は、環境省の植生区分により50~100年生の雑多な残存樹・植栽樹からなる樹群地のこと、残存・植栽群落等をもった公園、墓地等は、屋敷林、社寺林、都市における植栽林、既存の断片林、混在林等を持つ大面積の都市公園等のこと。
自然共生サイト	しぜんきょうせいさいと	ネイチャーポジティブの実現に向けた取り組みの一つとして、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づき、民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られていると認定された区域のこと。
指定管理者制度	していかんりしゃせいど	公の施設の、より効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保するしくみを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とした制度。
児童遊園	じどうゆうえん	児童福祉法及び東村山市立公園条例に規定される都市公園以外の公園で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする屋外型の児童厚生施設。
市民農園	しみんのうえん	農業に対する理解を深め、健康的でゆとりある生活の実現を図るとともに良好な都市環境の形成と農地の保全に資するため、市が所有者から借りた農地を整備し、市民の方に有料で貸し出している農園。
市民緑地制度	しみんりょくちせいど	市内に残る貴重な民有緑地を保全するとともに、広く市民の利用に供するため、緑地や緑化施設を公開する制度で、市民緑地契約制度と市民緑地認定制度がある。 市民緑地契約制度は、都市緑地法に基づき土地所有者と地方公共団体、民間主体などが契約を締結し、地域の人たちに利用できるように開放する制度（都市緑地法第55条）。 市民緑地認定制度は、緑化地域及び緑化重点地区内の民有地を市民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度（都市緑地法第60条）。



用語	読み方	解説
森林環境譲与税	しんりんかんきょうじょよぜい	森林整備や木材利用の促進のために、国が都道府県・市町村へ配分する財源。
生産緑地地区	せいさんりょくちく	市街化区域内にある農地のみどりを活かし、計画的、永続的に保全することによって、公害や災害の防止に役立てるとともに、都市環境を形成することを目的として「生産緑地法」に基づき、都市計画に定める地域地区の一つ。
生物多様性	せいぶつたようせい	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。
生物多様性地域戦略	せいぶつたようせいいちいきせんりやく	生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。
総合公園	そうごうこうえん	都市公園の種別のひとつ。都市基幹公園に分類され、「都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する」とされている。
■夕行		
第一種低層住居専用地域	だいいっしゅていそうじゅうきょせんようちいき	地域の目指すべき土地利用の方向を考えて、住居、商業、工業等、市街地の大枠としての土地利用を定めるため、都市計画で定められた用途地域の一つで、低層住宅のための地域。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられる。
体験農園	たいけんのうえん	農家（園主）の指導のもと、種まきから育成・収穫まで本格的な農業を体験する事ができる農園。
地区計画	ちくけいかく	都市計画法に基づく制度で、特定の区域において、住宅地や商業地など地区の特性に応じたまちなみや環境の保全・形成を目的に、敷地や建築物等に関する特別なルールを都市計画に定め、地区住民・権利者が主体となりまちづくりに取り組む手法。
地産地消	ちさんちしょう	国内の地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内で消費すること。
特定生産緑地制度	とくていせいさんりょくちせいど	生産緑地地区の告示の日から30年を経過する農地等に対して経過する日までに、所有者の意向を踏まえ、特定生産緑地に指定することで、これまでと同じ行為制限と税の特例が10年間継続される制度。
特別保存樹木	とくべつほぞんじゅもく	「東村山市緑の保護と育成に関する条例」に基づき市が指定する、「保存樹木」の要件を満たさないものの、歴史上、風土上及び景観上の配慮から保全が必要とされている樹木。

用語	読み方	解説
都市公園	としこうえん	都市公園法に規定される国または地方自治体が設置する公園又は緑地。
都市緑地	としりょくち	都市公園の種別のひとつ。都市の自然環境の保全及び都市景観の向上等を目的に設置される。
■ナ行		
仲よし広場	なかよしひろば	東村山市立公園条例に規定される都市公園以外の公園で、開発指導要綱に基づき提供された用地等を公園用地として譲り受け、市が維持管理している。
ナラ枯れ	ならがれ	カシノナガキクイムシ（通称：カシナガ）が運ぶナラ菌によって、ミズナラ・コナラなどのナラ類が集団的に枯死する森林の伝染病。
ネイチャーポジティブ	ねいちゃーぽじていぶ	自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させること。
農の風景育成地区制度	のうのふうけいいくせいちくせいど	農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、地域内の緑地や農地の保全・活用・連携の方針を策定します。育成計画に基づき、取り組みを進めることで、地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全、育成する制度。
■ハ行		
パブリックコメント	ぱぶりっくこめんと	意見公募手続。行政機関が命令等（政令、省令など）を制定するに当たって、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民（市民）から意見や情報を募集するもの。
ヒートアイランド	ひーとあいらんど	都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて高温を示す現象。
風致地区	ふうちちく	都市計画法に基づく制度で、都市の風致（都市に残された水やみどりなどの貴重な自然）を維持するため定められる。
ふるさと納税制度	ふるさとのうぜいせいど	自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち 2,000 円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度。
萌芽更新	ほうがこうしん、ぼうがこうしん	緑地の管理方法の一つ。年を経た樹木を伐採し、切り株から出た萌芽を育て樹木の若返りを図ること。かつては薪や炭に利用される細い材をたくさん生産するのに適しているため、里山管理の手法として多く行われていた。
防災協力農地	ぼうさいきょうりょくのうち	農家が所有する農地について、農家や農家の同意を得たＪＡが地方自治体と、災害が発生したときに農地を防災空間として利用する内容の協定を自主的に締結する取組み。
保存生垣	ほぞんいけがき	「東村山市緑の保護と育成に関する条例」に基づき市が指定する、設置後 3 年以上が経過し長さ 10 m 以上連続している生垣。



用語	読み方	解説
保存樹木	ほぞんじゅもく	「東村山市緑の保護と育成に関する条例」に基づき市が指定する、健全で、樹容が美観上優れ、管理が行われているもので、樹高 10.0m以上、地上 1.0mにおける幹の周囲が 1.5m以上の樹木。
■マ行		
緑の多い住宅地	みどりのおおいじゅうたくち	環境省の植生区分により、植生以外の地域の「市街地」のうち、樹林地、草地を含む植被が 30%以上混在する場。
みどり法人制度	みどりほうじんせいど	都市緑地法に基づき、NPO 法人やまちづくり会社などの団体を申請により市町村が指定し、みどり法人として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。正式には、緑地保全・緑化推進法人制度。
民設公園	みんせつこうえん	都市計画公園・緑地の早期整備を図るため、東京都の認定を受けた民間事業者が、敷地の 7 割を公園的空間として整備すること等を条件に、建築制限等を緩和する東京都独自の制度。
■ヤ行		
谷戸	やと	丘陵地が湧水や水の流れに侵食されて形成された谷状の地形。
■ラ行		
緑化重点地区	りょくかじゅうてんちく	都市緑地法に基づき、地方自治体が緑の基本計画で定める「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のこと。
緑地協定	りょくちきょうてい	都市緑地法に基づく制度で、地域の良好な環境を形成するため、緑地の保全や緑化に関する事項を土地所有者等の合意により締結する協定。
緑地保護区域	りょくちほごくいき	「東村山市緑の保護と育成に関する条例」に基づき定められる原則 300 m ² 以上の一団となった樹林地等のうちその保護を図ることが必要な区域で、固定資産税、都市計画税の減免措置がされる。
緑地保全地域 (東京都指定)	りょくちほぜんちいき	「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき東京都の指定する 5 種類の保全地域のうちのひとつで、樹林地、水辺等が単独で、又は一体となって自然を形成している市街地の近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な土地の区域。都市緑地法第 5 条の緑地保全地域とは異なる制度。
緑化審議会	りょくかしんぎかい	諮問に応じ、緑の保護と育成に関する重要な事項を調査及び審議する。 緑の保護と育成に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。
歴史環境保全地域	れきしかんきょうほぜんちいき	「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき東京都の指定する 5 種類の保全地域のうちのひとつで、歴史的遺産と一体となった自然の存する地域で、その歴史的遺産と併せてその良好な自然を保護することが必要な土地の区域。

用語	読み方	解説
連続立体交差事業	れんぞくりったい こうさじぎょう	東村山駅を中心に西武鉄道新宿線、国分寺線及び西武園線の約4.5kmの区間について鉄道を高架化し、道路と鉄道を連続的に立体交差化するもの。
ワークショップ	わーくしょっぷ	参加者が自主的に体験する講座・研究集会・グループ学習などを指す広義な言葉。まちづくりワークショップは地域住民を巻き込むことで、現場のリアルな情報が得られ、住民は認識の共有、各自治体は実態に即した対応ができる。

東村山市みどりの基本計画2021改定版

発行 東村山市

〒189-8501

東京都東村山市本町1-2-3

TEL: 042-393-5111

<https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp>

編集 東村山市まちづくり部 みどりと公園課